

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

大阪成蹊大学

目 次

I. 建学の精神・教育方針、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	67
基準 5. 経営・管理と財務	80
基準 6. 内部質保証	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 大学が有する物的・人的資源と社会への提供	95
基準 B. 大学が有する物的・人的資源の高等学校教育への提供	98
基準 C. 海外の大学との連携	99
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	117
エビデンス集（データ編）一覧	117
エビデンス集（資料編）一覧	117

I. 建学の精神・教育方針、使命・目的、大学の個性・特色等

<建学の精神・教育方針>

大阪成蹊学園（以下、学園という。）は、「桃李不言下自成蹊」（桃李もの言わざれどもおのずから蹊をなす）を建学の精神としている。これは、中国の漢の時代に司馬遷によって書かれた「史記」に由来しており、その意味は、「桃や李（すもも）は何も言わないが、その美しい花や甘い実を求めて多くの人が集まってくる。それ故、その木の下には自ずと蹊（こみち）ができる」というもので、「徳が高く、尊敬される人物のもとには徳を慕って人々が集まってくる」というたとえである。学園では、建学の精神「桃李不言下自成蹊」を体現する「人間力」のある人材の育成を教育方針としている。また、建学の精神を実践するにあたり、孔子の「論語」にある「夫子の道は忠恕（ちゅうじょ）のみ」から、誠を尽くし人の立場になって考え行動するという意味の「忠恕」を行動指針としている。

<使命・目的>

学園の建学の精神に基づき、大阪成蹊大学及び同大学院の使命・目的を以下の通り定め、それぞれの学則に明記している（図表 I-1）。

図表 I-1

大阪成蹊大学学則

「第1条 本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする。」

大阪成蹊大学大学院学則

「第1条 本学は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。」

<本学の個性・特色>

本学は、経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の6学部を擁し、21の多彩で専門的な学びで教育目的に沿った人材育成を行うとともに、高度専門職業人を育成するために大学院を設置している。

経営学部は、経営学科、スポーツマネジメント学科、国際観光ビジネス学科の3学科で構成し、それぞれの学科において実務経験を有する教員の配置や産官学連携に力を入れ、実践経験に基づく学びを特色の一つとしているほか、コース制を取り入れ、より専門的な学びに特化したカリキュラムを編成している。なお、令和4（2022）年度に国際観光学部を開設したことに伴い、経営学部国際観光ビジネス学科は募集停止している。

芸術学部は、造形芸術学科に8つのコースで専門的な技能を高める学びを展開し、企業との連携にも積極的に取り組み、PBL(Project/Problem Based Learning)授業やインターンシップなど特色ある教育を実施している。

教育学部は、教育学科に2専攻あり、小学校教員、幼稚園教諭、保育士をめざす初等教育専攻及び中学校、高等学校の英語、保健体育の教員をめざす中等教育専攻で構成している。初等教育専攻には、小学校教員をめざす初等教育コースと幼稚園教諭、保育士をめざす幼児教育コースの2コースがあり、早期の実習の取り組みや近隣16の教育委員会との連携

によるインターンシップ、教育実習等の実践的な学びを重視した特色ある教育を展開している。また、音楽、図画工作、体育といった実習授業にも力を入れている。中等教育専攻には、中高の英語教員をめざす英語教育コース及び保健体育教員をめざす保健体育教育コースを設置している。英語教育コースでは、中学校、高等学校の英語教育に求められる専門的な教育理論と実践的な指導法や、教育現場での学校体験活動と実習、海外の教育現場に触れることのできる海外英語教育演習などにより英語で授業ができる英語力と実践力を身につけるカリキュラムとしている。保健体育教育コースは、保健体育科教育に関する専門的な教育理論と実践的な指導法、及びスポーツや健康に関する幅広い学び、教育現場での学校体験活動と実習を通じて実践力を身につけ、豊かな人間性と多様性を持ち合わせた教員を育成する。さらに、特別支援学校教諭一種免許状を取得できる教育カリキュラムも用意して、免許種の幅を広げている。

令和4（2022）年度に開設した国際観光学部は、国際的な視点に立ちながら新しい観光政策・観光事業経営、地域振興のあり方や持続可能な社会を実現する観光人材、国内外の事業展開に参画し活躍できるグローバル人材を育成する。そのため、1年次には短期海外研修への挑戦を促し、3年次では4～8か月間の北米、ヨーロッパ、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランドなどへの留学を可能としており英語力の強化に力を入れる。さらに、独自奨学金も充実しており、3年次については半期分の授業料を実質負担なしで留学が可能となる。

令和5（2023）年度開設のデータサイエンス学部は、一般社団法人情報処理学会による「データサイエンス・カリキュラム標準（専門教育レベル）」を骨格として統計学やモデリング等を強化することで、データサイエンス人材の育成に必要な体系的なカリキュラムを編成している。データサイエンスの専門的な知識・技能等を身につけるとともに、1年次から卒業まで連続して開講する専門演習科目「未来クリエーションプロジェクト」及び「卒業研究」を中心に、データサイエンスによる課題解決や課題探索に関する実践力を高める。

同じく令和5（2023）年度開設の看護学部では、看護師・保健師に必要な知識・技術に加え、患者や家族からの信頼を得られる高い人間力と、多様な医療ニーズに応える課題解決力を備えた看護師・保健師を育成する。特に、地域で生活する多様な人々の健康課題を考え、長寿社会に貢献できる人材育成に傾注する。カリキュラムは1年次からフィールドワークを通じて、生活と健康課題の関係を探究するものとなっている。基礎成人、小児、母性、精神、老年在宅など多様な看護学修を積み重ねた後に、4年次に健康課題の要因や必要とされる支援システムを学ぶ。

こうした専門教育を含め、「大阪成蹊大学LCD教育」と銘打つ全学教育の改革を近年進めており、Literacy（知識）、Competency（能力）、Dignity（品格）の3つの要素を育むことを目的に、初年次教育やキャリア教育、専門教育、教養教育、データサイエンス教育、グローバル教育の充実にも取り組んでいる。初年次教育では、社会課題やSDGsを題材に思考力を深めるアクティブラーニングを通じて、4年間の学修の基礎となるアカデミックスキルを身につける。その上で、キャリア教育にも位置づける2年次の企業等連携PBLなどで、企業等から提示された課題の解決に挑戦する。また令和4（2022）年度からは教養教育に新たに「AI・データリテラシー」の区分を設け、データサイエンス学部が科目設

計・実施する「データサイエンス基礎」と「統計学基礎」の2科目に加えて、AI（人工知能）によって急速に変容してゆく社会における、都市計画、新ビジネス開拓、法制度や倫理的問題への配慮など、多彩な分野での実務経験がある特別講師を招聘して探究する科目「AI入門」などを開講している。また、グローバル教育としては、学部の専門を海外で学ぶ「グローバル・アクティブラーニング・プログラム」を学部単位で毎年実施している。

教学改革FSD(Faculty and Staff Development)会議が統括する18の教学改革プロジェクトを中心に全学的な教学改革・質保証の取組みを推進する教学マネジメントを実現している点も大きな特色となっている。

また、大学院教育学研究科教育学専攻では、学部卒業生のみならず初等・中等教育に携わる現役の教員も多く在籍しており、高度な教育、研究活動を展開している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大阪成蹊学園は、昭和8(1933)年4月大阪府下吹田観音寺において、「女子にも教育を」との時代の要請に応え、「桃李不言下自成蹊」を建学の精神として、「高等成蹊女学校」を創設したことに始まる。昭和23(1948)年には新学制に対応して「大阪成蹊女子高等学校」として現在の礎を築いた。その後、昭和26(1951)年には、より一層高度な女子教育の実践という地域の要請に応えるべく「大阪成蹊女子短期大学」を設立し、女子教育に多大な貢献をしてきた。

平成15(2003)年4月、高校生及び保護者を含む地域における4年制大学開設の要望の高まりに応えるべく、大阪市東淀川区相川に現代経営情報学部と京都府長岡京市に芸術学部の2学部を擁する大阪成蹊大学を設置した。平成23(2011)年度には、現代経営情報学部を、教育内容がより分かりやすく理解されるようにマネジメント学部へと学部名称を変更している。

平成26(2014)年度には、併設校の大阪成蹊短期大学の児童教育学科で培ってきた初等・幼児教育の伝統と実績をベースとして、より高度で専門的な知識、技能を身につけた教育人材の育成をめざし教育学部を設置した。

芸術学部では、平成27(2015)年度に、学科の改編に取組み3学科を1学科とするとともに、学科名称を造形芸術学科へ変更し、8コースの教育内容の改革を実施した。

マネジメント学部においては、平成28(2016)年度に、スポーツビジネスコースをスポーツマネジメント学科へ、平成30(2018)年度に観光ビジネスコースを国際観光ビジネス学科へと改編した。さらに、令和2(2020)年度にはマネジメント学部マネジメント学科を経営学部経営学科へと名称を変更するとともに新たに公務員等をめざす公共政策コースを開設した。

平成30(2018)年度には教育学部の上に大学院教育学研究科教育学専攻を開設するとともに、教育学部に教育学科中等教育専攻(英語教育コース、保健体育教育コース)を設置し、令和2(2020)年度からは特別支援学校教諭第一種免許状の取得を可能とした。

令和4(2022)年度には経営学部国際観光ビジネス学科を改編し、次世代観光経営や国際社会におけるグローバルな事業展開を実現できる人材の育成をめざし、国際観光学部を開設した。

大阪成蹊大学

さらに、令和5(2023)年度に、社会の要請に応えるため、特に今後ニーズの高まりが予想される地域医療領域を担う看護のプロフェッショナルを育成する看護学部看護学科及び、社会にあふれるさまざまなデータをもとに未来の社会づくりに貢献するデータサイエンス人材を育成するデータサイエンス学部データサイエンス学科を開設した。

本学園には現在、大阪成蹊大学のほか、びわこ成蹊スポーツ大学、大阪成蹊短期大学、大阪成蹊女子高等学校及び大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園を併設しており、大阪成蹊学園全体で在籍する学生・生徒・園児数は、7,625人となる(令和6年5月1日現在)。

昭和 8(1933)年	4月	実業学校令による4年制女学校として、高等成蹊女学校を設立
12(1937)年	4月	校名を大阪高等成蹊女学校と改称
13(1938)年	4月	財団法人大阪成蹊学園設立
22(1947)年	4月	学制改革により新制大阪成蹊女子中学校を併設
23(1948)年	4月	大阪成蹊女子高等学校を開設
26(1951)年	3月	私立学校法の制定に伴い、法人名を「学校法人大阪成蹊学園」と改める
	4月	大阪成蹊女子短期大学設立
27(1952)年	4月	大阪成蹊学園こみち幼稚園開設
49(1974)年	4月	中学校生徒募集停止
50(1975)年	8月	幼稚園を大阪成蹊女子短期大学附属こみち幼稚園と改組
平成 14(2002)年	4月	成安造形短期大学を学校法人京都成安学園より学校法人大阪成蹊学園に設置者変更
15(2003)年	4月	大阪成蹊大学開学 現代経営情報学部現代経営情報学科を、芸術学部美術・工芸学科、デザイン学科を設置
	4月	びわこ成蹊スポーツ大学開学
	4月	大阪成蹊女子短期大学を大阪成蹊短期大学に名称変更、男女共学となる
	4月	幼稚園を大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園に名称変更
16(2004)年	3月	学園3大学 単位互換協定締結
18(2006)年	4月	学部改組により、芸術学部情報デザイン学科、環境デザイン学科、美術学科を設置 これに伴い、美術・工芸学科、デザイン学科の学生募集停止
	6月	成安造形短期大学廃止
20(2008)年	9月	大阪成蹊学園びわこセミナーハウス開設
23(2011)年	4月	現代経営情報学部現代経営情報学科をマネジメント学部マネジメント学科に名称変更
24(2012)年	3月	芸術学部美術・工芸学科、デザイン学科廃止
24(2012)年	4月	芸術学部を長岡京キャンパスから相川キャンパスへ移転・統合
26(2014)年	4月	教育学部教育学科設置
27(2015)年	4月	芸術学部美術学科を芸術学部造形芸術学科に名称変更

大阪成蹊大学

- 情報デザイン学科、環境デザイン学科の学生募集停止
- 28(2016)年 4月 マネジメント学部スポーツマネジメント学科設置
- 30(2018)年 4月 大学院教育学研究科教育学専攻設置
 マネジメント学部国際観光ビジネス学科設置
 教育学部教育学科に中等教育専攻（英語教育コース、保健体育教育コース）設置
- 令和2(2020)年 4月 マネジメント学部マネジメント学科を経営学部経営学科に改称
- 令和4(2022)年 4月 国際観光学部国際観光学科設置
 経営学部国際観光ビジネス学科の学生募集停止
- 令和5(2023)年 4月 データサイエンス学部データサイエンス学科設置
 看護学部看護学科設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 大阪成蹊大学
- ・ 所在地 大阪府大阪市東淀川区相川3丁目10番62号
- ・ 大学院構成 教育学研究科 教育学専攻（修士課程）
- ・ 学部構成

経営学部	経営学科 スポーツマネジメント学科 国際観光ビジネス学科（令和4年度募集停止）
芸術学部	造形芸術学科
教育学部	教育学科 中等教育専攻 初等教育専攻
国際観光学部	国際観光学科（令和4年度開設）
データサイエンス学部	データサイエンス学科（令和5年度開設）
看護学部	看護学科（令和5年度開設）

・ 学生数、教員数、職員数

◆ 学生数 (令和6年5月1日現在)

【学部】

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数				在籍学生総数
					1年次	2年次	3年次	4年次	
					学生数	学生数	学生数	学生数	
経営学部	経営学科	140	10	550	141	177	158	132	608
	スポーツマネジメント学科	120	1	472	136	143	135	128	542
	国際観光ビジネス学科	-	-	82	-	-	-	81	81

大阪成蹊大学

経営学部計	260	11	1,104	277	320	293	341	1,231
芸術学部	240	7	884	266	238	232	246	982
教育学部	220	5	870	239	255	240	215	949
国際観光学部	80	2	242	75	75	53	-	203
データサイエンス学部	80	0	160	53	67	-	-	120
看護学部	80	0	160	85	85	-	-	170
合計	960	25	3,420	995	1,040	818	802	3,655

【大学院】

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	在籍学生数		在籍学生総数
					1年次	2年次	
教育学研究科	教育学	修士	5	10	4	9	13

◆教員数

(令和6年5月1日現在)

【学部】

学部・学科		基幹教員数					助手	基幹教員以外の教員
		教授	准教授	講師	助教	計		
経営学部	経営学科	8	10	1	1	20	0	43
	スポーツマネジメント学科	5	4	6	0	15	0	8
芸術学部	造形芸術学科	10	15	4	0	29	0	98
教育学部	教育学科	16	21	5	0	42	2	93
国際観光学部	国際観光学科	7	7	0	2	16	0	4
データサイエンス学部	データサイエンス学科	9	5	2	1	17	0	4
看護学部	看護学科	7	2	8	11	28	0	16
合計		62	64	26	15	167	2	266

【大学院】

研究指導教員及び研究指導補助教員				助手	非常勤教員
研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計		
				3人	3人

◆職員数

(令和6年5月1日現在)

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
74人	37人	0人	15人	126人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 大阪成蹊大学の使命・目的は、設置母体である大阪成蹊学園の建学の精神である「桃李不言下自成蹊」を具現化することにある。すなわち、「徳が高く、尊敬される人物のもとには徳を慕って人々が集まってくる」という故事に表される「人間力」のある人材を社会に輩出するという教育方針の具現化である。
- ・ 本学の使命・目的については、学則第 1 条に「本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする」ことと定め明文化している。【資料 1-1-1】
- ・ こうした使命・目的を達成するために、学則第 3 条に学部・学科ごとの教育目的を定めている（図表 1-1-1）。【資料 1-1-1】
- ・ 大学院においても学則第 1 条に使命・目的を「大阪成蹊大学大学院は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。」と定め、明文化し、第 3 条に研究科の目的を定めている。【資料 1-1-2】
- ・ 大学院教育学研究科を含めてその教育目的は履修ガイド、学生募集要項などにも記載している。【資料 1-1-3】～【資料 1-1-7】

図表 1-1-1 教育目的

経営学部	現代の社会・経済・経営・情報環境におけるビジネスとマネジメントを学び、グローバル化・情報化の進展する現代産業社会において、複雑化・多様化する経営上の諸問題を解決しうる能力を持った人材を育成する。
経営学科	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「ビジネスとマネジメント、及び情報処理に関する基礎的能力とスキル」及び「コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。

大阪成蹊大学

スポーツマネジメント学科	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「スポーツ産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、スポーツ産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
国際観光ビジネス学科	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「グローバル化が進む産業及び観光関連産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「国際コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、グローバル化が進む産業及び観光関連産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
芸術学部 造形芸術学科	芸術的教養や芸術的表現能力を育成するとともに、専門領域を超えた幅広い視野と知識を持ち、社会の要請を敏感に感じ取り社会との関わりにおいてその芸術的感性や表現能力を生かし、伝統的な造形表現と未来を開く革新的な造形思考との往還の中に現代人の置かれたさまざまな局面を捉え、未来的な展望のもとに個性豊かな表現の可能性を追求できるとともに、心豊かな社会の実現に寄与することのできる人材の育成をする。
教育学部 教育学科	時代が求める新しい教育への対応と普遍的な教育の営みとを総合的・専門的に学修し、未来を切り拓く子どもの「生きる力」を育むことのできる幅広い教養をもった専門職業人を育成する。
国際観光学部 国際観光学科	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「グローバル化が進む産業及び観光関連産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「国際コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、持続可能な観光経営モデルの創出や地域における観光政策・観光振興、グローバル市場を視野に入れた国際ビジネスの展開など、グローバル化が進む産業及び観光関連産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
データサイエンス学部 データサイエンス学科	データの時代にこそ必要とされる「人間力」を高め、データを正しく扱うための知識や技能、科学的方法についての理解を持ち、データから新しい知見や価値を見出す分析力と思考力、データをもとに社会や組織の課題を解決していくための創造力や実践力、コミュニケーション力、協働力、データ活用にあたっての倫理観を備え、データサイエンスによる課題解決や課題探索により未来の社会づくりに貢献するデータサイエンス人材を育成する。
看護学部 看護学科	看護の実践に必要な基礎的・専門的知識と技術や態度を理解し、自律して看護実践を行うことができるとともに、生活する人々の多様な健康課題を理解し、高度な医療に必要な技術と支援を採求できる

	人材、さらに今後、変化する社会が要請する人々への支援と包括ケアシステムや多職種連携の必要性を考え、地域社会に貢献できる看護職者を養成する。
大学院教育学研究科	現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人を養成する。

- ・ こうした使命・目的及び教育目的の核となる「建学の精神」や「育成する人材像」は、「大学案内」の巻頭や「ホームページ」の大学紹介ページにおいて明文化している。

【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 大学案内、ホームページなどで明文化しているいずれの文章においても、大学から読み手へのメッセージであることを認識し、高校生や保護者、その他社会の人々、学内教職員などが、読み易く理解し易いように簡潔な文章で示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・ 本学は、経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の6学部で構成しており、経営、芸術、教育、国際観光、データサイエンス、看護の各分野における「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を養うことができるようにカリキュラムを編成し、全ての授業でアクティブラーニング型の授業やPBL(Project/Problem Based Learning/課題解決型学習)型の授業を展開するなどして、「人間力」を養う教育を展開することを大学の個性・特色としている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-11】
- ・ 学則第1条に明示する目的においては、「豊かな人間性を培うこと」を目標に、「深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育」によって、「実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材」を育成することとしており、本学の個性・特色とする「人間力」教育を反映し、明示している。
- ・ また、大学院に教育学研究科をおき、大学院学則第1条に大学院の目的を「学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与すること」と明示し、「地域の学校・園や教育施設でのフィールドワーク」「現代の教育実践について探究する基本項目」「今後の教育に求められるテーマに対応した専門科目」など独自のカリキュラムを開設し実践している。

1-1-④ 変化への対応

- ・ 本学は、平成15(2003)年4月に開校以来、社会情勢の変化等を踏まえて、現在までにさまざまな対応を行ってきた。本学園の改革については、総長が資料をまとめ、随時更新し教職員と共有している。【資料 1-1-12】
- ・ 経営学部では、産業を取り巻く環境や社会構造の急速な変化に伴い、経営学の領域が複

雑化・多様化してきたことに対応するため、平成 24 (2012) 年度には経営コース、メディアビジネスコース (平成 27 (2015) 年度より経営コースに統合)、スポーツビジネスコース、食ビジネスコースを設置し、平成 27 (2015) 年度には観光ビジネスコースを設置した。情報、スポーツ、食、観光の各領域の産業に係る経営の専門性をより分化して学修し修得することができるようにするなどして、社会の動向に即して、経営学の教育体系を整えてきた。

- ・ さらに平成 28 (2016) 年度からは、スポーツビジネスコースをスポーツマネジメント学科へと改組することでスポーツ産業に係る経営学という教育研究の目的をより明確にし、社会の要請に沿った学生を育成することとした。
- ・ また、平成 30 (2018) 年度には観光ビジネスコースの学びをより深く、幅広く特色あるものとするため国際観光ビジネス学科へと改組した。本学科では特にグローバル化の拡大に対応するため、英語力の強化を柱として正課内外の教育内容の充実を図るとともに、英語スピーカー教員 (ネイティブ英語教員) を配置した英語教育センターの設置など学生のグローバル教育を強力に推進する体制を整えた。
- ・ 令和 2 (2020) 年度には、経営学科に国や地域の課題を経営的な視点でとらえ、より良い公共サービスを実現できる人材育成をめざし、公共政策コースを設置した。
- ・ 学部、学科名称についても受験生等によりわかりやすい名称とするため、令和 2 (2020) 年度からマネジメント学部マネジメント学科を経営学部経営学科へと変更している。
- ・ 芸術学部では、平成 27 (2015) 年 4 月に学科改編に取り組み、3 学科を 1 学科とし、さらに造形芸術学科に名称変更し、8 コースの学びを展開した。これは 20 世紀末からの情報化社会の急速な進展と社会経済の構造的な変革によって、美術やデザインを取り巻く環境も大きく変化し、学科のめざす教育目標も、従来の美術の枠組みにとらわれない、幅広い造形表現を追求する創造性を備えた人材の育成とすることを明確にする必要性に対応したものであった。令和元 (2019) 年度には社会の要請に応えるため新たにゲーム・アプリケーションコースを開設し、令和 3 (2021) 年度には、3 つのコースを改編し、バーチャルメディア・ボイスクリエイターコース、イラストレーション・美術コース、ファッション・コスチュームデザインコースの新たな学びのコースを開設した。時代のニーズを捉え、令和 5 (2023) 年度には、ビジュアルデザインコースをグラフィックデザインコースに名称変更し、さらに令和 7 (2025) 年度には、ゲーム・アプリケーションコースをゲーム・CG デザインコースに、名称変更を予定している。これらの改編を経て、造形芸術学科は現在も、マンガ・デジタルアートコース、アニメーション・キャラクターデザインコース、グラフィックデザインコース、イラストレーション・美術コース、インテリア・プロダクトデザインコース、ファッション・コスチュームデザインコース、ゲーム・アプリケーションコース、バーチャルメディア・ボイスクリエイターコースの 8 コース制による学びを展開している。
- ・ 平成 26 (2014) 年 4 月には、近隣の教育委員会や高等学校等地域社会の要請に応え、より高度で専門的な知識・技能を有した小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の教育人材を育成することを目的として教育学部教育学科を開設した。
- ・ 教育学部が完成年度を迎えた翌年の平成 30 (2018) 年度には、教育分野における高度専門職業人の育成を目的として大学院教育学研究科教育学専攻を開設した。また、同時に、

中高の免許取得を可能とする中等教育専攻（英語教育コース、保健体育教育コース）を教育学科に設置。さらに、令和 2（2020）年度からは特別支援学校教諭一種免許状取得を可能とするなど幅広い社会の要請に応えることができる体制とした。

- ・ 令和 4（2022）年度には、経営学部国際観光ビジネス学科を改組し、国際観光学部国際観光学科を設置した。この学科では、国際観光コース、国際ビジネスコース、観光まちづくりコースの 3 つのコースを配置し、「グローバル化が進む産業及び観光関連産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「国際コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、持続可能な観光経営モデルの創出や地域における観光政策・観光振興、グローバル市場を視野に入れた国際ビジネスの展開など、現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成することとした。
- ・ また、令和 5（2023）年度には、社会のニーズが高まるデータサイエンス人材や看護師・保健師等の養成を目的にデータサイエンス学部及び看護学部の 2 学部を開設した。
- ・ このように本学では、社会情勢の変化等を常に見据えて教育体系の見直し・充実を図ってきた。改組に伴い、その都度学部・学科の目的の見直しを行った。【資料 1-1-8】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】 大阪成蹊大学学則第 1 条、第 3 条

【資料 1-1-2】 大阪成蹊大学大学院学則第 1 条、第 3 条

【資料 1-1-3】 『履修ガイド 2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』
巻頭、P19、21、22、49、61、81

【資料 1-1-4】 『履修ガイド 2024（データサイエンス学部・看護学部）』 巻頭、P19、
29

【資料 1-1-5】 『大学院要覧 2024』 巻頭、P13

【資料 1-1-6】 『2025 年度大阪成蹊大学学生募集要項』 P2-5

【資料 1-1-7】 『2025 年度大阪成蹊大学大学院募集要項』 P1

【資料 1-1-8】 『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P1、11-12、137

【資料 1-1-9】 大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>

【資料 1-1-10】 『建学の精神』

【資料 1-1-11】 『教育に本気の大学 学生の成長に本気の大学』

【資料 1-1-12】 大阪成蹊学園のパラダイム改革（令和 6 年 6 月）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 建学の精神に基づく本学の使命・目的は不変のものであるが、社会の変化やニーズを踏まえた見直しは継続して行っていく。今後も本学の使命・目的及び教育目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持していくとともに、広く社会に対して、より分かりやすく伝わりやすい表現のあり方についても検討を進める。
- ・ また今後も社会の変化を踏まえた学部等の教育内容の充実に適切に取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・ 本学では、学長と副学長 2 人が理事として理事会（8 月を除き毎月定例で開催）に出席している。理事会においては、経営事項のみならず、三つのポリシーの制定等教学の重要事項についても審議・決定しており、役員が関与・参画する体制となっている。【資料 1-2-1】
- ・ 理事長、専務理事、常務理事、学長等常勤理事で構成する常任理事会では、必要に応じて学部長、本部長等を陪席させ、理事会で審議等する内容について事前に協議している。【資料 1-2-2】
- ・ 理事長・総長、専務理事、学長等が出席する経営会議（8 月を除き毎月定例で開催）では、学園経営に関する事項や大学の管理運営、教学運営に関する事項など「学園等の教育・研究及び業務運営等の重要事項」について協議・報告等を行っており、教職員の理解と周知徹底を図っている。【資料 1-2-3】
- ・ 全学的な教学改革に関する事項については、大学、短期大学の学長、副学長、学部長、学科長、教学改革プロジェクト主査等をはじめとする教職員及び総長、専務理事等で構成する教学改革 FSD(Faculty and Staff Development) 会議を隔月開催し、全学的な教学改革方針や同会議のもとに編成されている 18 の教学改革プロジェクトの企画案等を検討、共有するなどして、多くの教職員が教育目的の策定とその達成のための企画を含む PDCA サイクルに参画する体制を整えている。【資料 1-2-4】

1-2-② 学内外への周知

- ・ 建学の精神及び大阪成蹊大学ならびに大学院の教育目的をホームページで明示している。【資料 1-2-5】
- ・ それらをより具現化したものとして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページで公表し、学内外への周知を図っている。【資料 1-2-6】
- ・ 新入生やその保証人に対しては、入学式で「建学の精神」及び「行動指針」について解説したリーフレットを配布の上、理事長・総長及び学長から建学の精神と本学の使命・目的及び教育目的について説明している。また、必修としている初年次教育科目「成蹊基礎演習 I」の中で、「建学の精神」や本学の教育目的について、学生が理解を深めることのできる時間を設けている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】
- ・ 新任教員等に対して毎年研修を実施し、そのなかで理事長・総長より学園の教育目的や

教学改革方針等につき講話を行っている。このほか、学生、教職員に対して配布する「CAMPUS GUIDE BOOK」や履修ガイドにも、建学の精神や教育目的、三つのポリシーなどを記載し、周知を図っている。【資料 1-2-9】～【資料 1-2-13】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・ 中長期的な教学運営を見据えて、現状の教学のあり方を見直し改革していくことを目的として教学改革 FSD 会議を設置し、本学の教育改革の体制を整えている。教学改革 FSD 会議では、これまで建学の精神を踏まえたディプロマ・ポリシーの再定義から始め、その他ポリシーの見直し、教育目的の達成のための授業方法の改善、教育課程の見直し、シラバスの改善等の質保証に係る諸改革、人材育成像の再検証、及び様々な改革を取り入れるためのカリキュラム改正、100 分授業実施などの改革に取り組んできた。現在も 18 のテーマ別にプロジェクトチームを構成するなど、改革案の策定、実行、検証、改善等 PDCA 活動を進めている。
- ・ いずれの改革も中長期的な教学運営を見据えて、現在の大学の教育のあり方が、建学の精神を核とした使命・目的及び教育目的の達成にあって適切かどうかという観点から検証・推進している。
- ・ 令和 3（2021）年度には、教学改革 FSD 会議において「全学的な AI・データサイエンス教育の構築プロジェクト」を立ち上げ、令和 5（2023）年度には「数理・データサイエンス・AI 認定制度」（リテラシーレベル）の認定を受けた。その端緒として、令和 4（2022）年度に大学共通科目に新たに「AI・データリテラシー」科目区分を設けた。さらに、令和 5（2023）年度には全学部で「AI・データリテラシー」科目区分の必修及び必修履修化を図るなど AI・データサイエンス教育の推進を図った。
- ・ 令和 5（2023）年度も教学改革 FSD 会議を隔月 1 回（7 回）開催し、18 のプロジェクトによる PDCA 活動を進めた。
- ・ 大阪成蹊学園は『長期経営計画』を策定して公表するとともに、随時見直しを図っている。大阪成蹊大学では、長期経営計画の 10 のアクションプランのうち、大学の使命・目的のもとで教育目的を具現化する「6. 教育の質を保証し、特色ある教育を展開する全学的な教学改革の推進」を中心として、各学部及び大学院が一体となって取り組まねばならないと考える 11 の課題を切り出し、令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度の 6 箇年にわたって教育内容の一層の充実をめざした『大学中期計画』を策定している。【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・ 本学では、建学の精神を体現する「人間力」を備えた人材を、ディプロマ・ポリシーにおいて「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を備えた人材であると定義して具現化を図っている。こうした人材の育成を踏まえて、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも必要に応じて見直している。
- ・ いずれのポリシーにあっても建学の精神を体現する人材育成を念頭において、使命・目的及び教育目的を反映するとともに、カリキュラムの改正等に取り組んでいる。【資料 1-2-6】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-16】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・ 本学は大学の文・理・芸の成長分野を備えた総合大学として大学の使命・目的を達成するため、経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の6学部学科・コースをおき、21の学びを展開するとともに教育分野における高度専門職業人の育成のため大学院教育学研究科を置いている。また、高等教育研究所、教師教育研究所、スポーツイノベーション研究所、教育研究支援センター、産官学・社会連携センター、英語教育センター、国際交流センター、データサイエンス研究教育連携センター、看護実践地域連携センター、音楽教育センター、教職キャリアセンター、教育保育実習支援センター、ラーニングコモンズセンター等の組織をおき、学部、研究科の教育研究を支援する体制を整えている。【資料 1-2-9】【資料 1-2-17】
- ・ 学長のリーダーシップ及び副学長の補佐による大学運営のもと、大学院には研究科長、各学部には学部長、学科長、コース主任等を配して教育研究を遂行している。
- ・ 高等教育研究所では、本学園の教育目的である「人間力」を備えた人材を育成する、優れた教育実践を実現するために必要な研究を行い、本学園の教育改革を牽引することを目的としている。研究員には高等教育に関心をもつ各学部の専任教員を配し、全学的な教学課題や各学部の教育課題を把握しながら、適宜高等教育改革に関する研究や企画の立案に従事している。【資料 1-2-18】
- ・ 教師教育研究所では、長年に亘って多くの教育者・保育者を輩出し、「教育の成蹊」として社会から高い評価を得ている本学園が、社会や地域の教育現場における課題の解決に資するよう、研究や教育支援を行うこと、また地域の教育現場との連携によって、本学園がより優れた教育者・保育者を育成するための教育の充実を図ることを目的としている。研究員には教育学部の専任教員等を配し、包括的な連携協定を結ぶ16市町の教育委員会と連携した「実践研究パートナーシップ事業」の推進や多くの同窓生及び教育関係者が一同に介する様々な教育フォーラムを企画・開催している。
- ・ スポーツイノベーション研究所では、これまで本学園で培ってきた教育研究の蓄積を生かし、我が国のスポーツイノベーションの深化を図ることを目的に、本学園教員と学園外のスポーツ関連組織、客員研究員の連携のもと、「スポーツによる新たな価値共創」をめざして、スポーツ振興に関する調査分析や政策提言、受託研究、シンポジウム・研究会の開催などの活動をしている。【資料 1-2-19】
- ・ このほか、教育研究を支えるセンターとして、教育研究支援事業（研究倫理、外部資金支援）、エクステンション事業（資格取得や対策講座）、その他教育支援等を行う「教育研究支援センター」、企業・自治体等の団体との連携及び高大連携の促進、生涯学習に関する事業を行う「産官学・社会連携センター」、本学園の英語教育を支援する活動を行う「英語教育センター」、海外研修及び海外提携大学との交流を促進する「国際交流センター」、大学におけるデータサイエンスの研究・教育を深化し、その成果を社会に還元することを目的に、データサイエンス分野に係る企業・自治体等との連携を推進する「データサイエンス研究教育連携センター」、地域に貢献する看護人材の養成をめざして地域連携を推進する「看護実践地域連携センター」、大学の音楽教育の企画・運営・指導等を行う「音楽教育センター」、教員採用試験対策に関する支援を行う「教職キャリアセン

ター」、教育実習、保育実習や介護等体験の支援を行う「教育保育実習支援センター」、正課外での学修支援に係る企画・運営を行う「ラーニングコモンズセンター」等を設けている。【資料 1-2-20】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 1-2-1】 大阪成蹊学園理事会運営内規
- 【資料 1-2-2】 大阪成蹊学園常任理事会規程
- 【資料 1-2-3】 大阪成蹊学園経営会議規程
- 【資料 1-2-4】 教学改革 FSD 会議規程
- 【資料 1-2-5】 大阪成蹊大学ホームページ 建学の精神
<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/spirit/>
- 【資料 1-2-6】 大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>
- 【資料 1-2-7】 『建学の精神』
- 【資料 1-2-8】 シラバス 2024（大学共通科目） P1-17
- 【資料 1-2-9】 『大阪成蹊大学 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P3、8
- 【資料 1-2-10】 『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P3
- 【資料 1-2-11】 『履修ガイド 2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』
P2、3、19、49、61、81
- 【資料 1-2-12】 『履修ガイド 2024（データサイエンス学部・看護学部）』 P2、3、19、
29
- 【資料 1-2-13】 『大学院要覧 2024』 P13、14
- 【資料 1-2-14】 大阪成蹊学園令和 6 年度長期経営計画
- 【資料 1-2-15】 大阪成蹊大学中期計画
- 【資料 1-2-16】 大阪成蹊大学ホームページ 経営学部 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 教育学部 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部 3 つのポリシー
https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/
大阪成蹊大学ホームページ 看護学部 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科 3 つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/>
- 【資料 1-2-17】 大阪成蹊学園組織規程
- 【資料 1-2-18】 大阪成蹊大学ホームページ 研究所

<https://univ.osaka-seikei.jp/education/lab/>

【資料 1-2-19】大阪成蹊大学ホームページ スポーツイノベーション研究所

https://univ.osaka-seikei.jp/education/lab/sports_innovation/

【資料 1-2-20】大阪成蹊大学ホームページ 各センター

<https://univ.osaka-seikei.jp/education/center/>

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・引き続き本学園の使命・目的及び教育目的等について、役員、教職員の理解や支持を一層深められるよう定期的な研修を実施し、学内への周知に努めるとともに、ホームページやその他の様々な媒体を活用して、学外への周知に努める。
- ・また、三つのポリシーや教育研究組織が、本学園の使命・目的及び教育目的等に対して、適切なものとなっているかについては、学長のリーダーシップの下、不断に検証していく。

【基準 1 の自己評価】

- ・本学では、「建学の精神」に基づいた使命・目的及び教育目的について、具体的、かつ簡潔に明文化しており、使命・目的及び教育目的の具体性と明確性は確保されている。
- ・また、本学の使命・目的及び教育目的は、大学の個性、特色を明示するものであり、法令にも適合している。必要に応じて見直す体制が整備されているため、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映するとともに、社会情勢の変化にも対応している。
- ・さらに、使命・目的及び教育目的の見直しの際には理事会等にはかることとしており、役員、教職員の理解、支持を得て、適切に学内外に周知されており、教育研究組織の構成との整合性も確認されている。加えて、使命・目的及び教育目的を適切に織り込んだディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定しているほか、中長期的な計画にも的確に反映している。
- ・以上のことから、本学は「基準 1. 使命・目的」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・ 本学の「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」は、文部科学省が示す『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを指針として、教育目的を踏まえて策定し、ホームページや学生募集要項等で周知している。【資料 2-1-1】
- ・ 大学全体及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーは、「関心・意欲」「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の4つの観点から構成している。以下が大学全体のアドミッション・ポリシーであり、各学部・学科は、4つの観点別に独自のポリシーを追記することとしている（図表 2-1-1）。

図表 2-1-1 大阪成蹊大学 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

(1) 関心・意欲	大阪成蹊大学の建学の精神とそれに基づく教育目的を理解し、「人間力」を備えた人に成長しようという意欲を持っている。
(2) 知識・技能	高等学校で履修する教科について、内容を理解し、基本的な知識を身につけている。
(3) 思考・判断・表現	他者の意図を適切に理解し、自分の考えをわかりやすく表現することができる。
(4) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	多様な人々とも協働しながら、主体的に学びを深めていこうという態度を身につけている。

- ・ 大学院教育学研究科教育学専攻の教育目的を「現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人を養成します。」と定め、この教育目的を達成するための「入学者受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を次のように示し、ホームページや学生募集要項等で周知している（図表 2-1-2）。【資料 2-1-2】

図表 2-1-2 大阪成蹊大学大学院教育学研究科 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

(1) 教育に関する幅広い教養や技能を基盤として、現代の教育に関する諸問題に深い関心をもっている人
(2) 地域の諸組織との協働での多様な教育実践に深い関心をもっている人

- (3) 現職教員や将来教員になることを目指す人で、教育学に関する知識を身につけるとともに、将来、高度な専門知識や教育技術を学校教育の現場での創造的問題解決に活かすことを考えている人
- (4) 教育に関わる地域の諸組織において活動しているあるいは活動することを目指す人で、現代の教育に関する実践的課題を理解し、将来、高度な専門知識や教育技術を実践の創造的問題解決に活かすことを考えている人

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部

実施体制

- ・ 「大阪成蹊大学入学者選抜規程」に基づき、大学入試委員会を組織している。本委員会では、入試委員長（学長）と広報統括本部が共同で作成している入学者選抜にかかわる基本方針、実施計画、それに基づく入試種別や選考方法等について審議し、学長が最終決定している。

【資料 2-1-3】

- ・ 合否判定については、各学部入試委員会で「各入試の評価観点」に基づき合格基準点を設定し、合否判定の審議を行い、大学入試委員会にて各学部合否判定の確認をしている。なお、年度当初に各学部教授会に代えて各学部入試委員会で合否判定を審議することを決定している。
- ・ 2-1-①に記述の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、入試毎に具体的な評価の観点を定めて、入試種別ごとに募集人員を定めて入学者選抜を実施している。
- ・ 特に面接試験による評価方法は、教学改革 FSD (Faculty and Staff Development) 会議「高大接続改革の実現」プロジェクトを中心として、アドミッション・ポリシーの4つの観点別の質問例や回答例を示し、面接時の評価の観点や尺度等の統一を図るとともに、差別を想起させる質問や個人の資質・能力に関係のない質問等をしないように、面接を担当する全教職員を対象に事前研修を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れ方法の工夫を図っている。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

入試問題の作成

- ・ 入試問題の作成は、大学入試委員会のもとに入試部会を置き、学長より委嘱された本学教員が入試部会委員となり、国語、英語、数学、小論文の入試問題を作成している。入試部会委員が作成した問題について、第三者チェックを目的に、機密保持契約を取りかわした外部業者に意見を求めている。なお、人権への配慮の観点から、人権委員会と入試委員会が関与する体制をとっている。
- ・ 「日本史」「世界史」「生物」「化学」及び「英語」の一部は、外部業者へ作成を依頼している。依頼の際には、入試部会委員と出題範囲、出題難易度、出題形式の打ち合わせを実施し、外部業者からの作問の原案を受けて入試部会委員が確認し、納品している。
- ・ 第三者チェック及び入試問題作成を依頼している外部業者は、高校教育の範囲を理解し、大学入試問題等の分析、解説に携わる業務を実施している業者を選定している。
- ・ 広報統括本部において「入学試験実施に関わる留意事項とミス予防についてのガイドライン」を定め、適切な入学試験の実施に努めている。【資料 2-1-6】
- ・ 入試問題で使用した作品等の出典は、入試問題に出典を明示するとともに入試種別、入試日程ごとに広報統括本部に報告する体制をとり、入試問題の2次利用等について適切

に対応している。

受入れ後の検証

- ・ 選抜の妥当性の検証は、教学改革 FSD 会議「適切な成績評価の実施」プロジェクトにおいて入学後の学業成績等の変化を分析し、入試種別毎に問題点を抽出し改善に努めている。
- ・ 特に編入生については、3年次編入後、2年間で卒業要件を満たすためにアドバイザー教員が個別に指導している。

大学院

実施体制

- ・ 「大阪成蹊大学大学院入学者選抜規程」に基づき、研究科委員会のもとに入試委員会を組織している。入試委員は、研究科長の推薦により、学長が委嘱する。入試委員会では、入試委員長（学長）と広報統括本部が入学者選抜にかかわる基本方針、入試実行計画を決定している。【資料 2-1-7】
- ・ 入試委員会ではアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜の合否判定の原案を作成、協議のうえ、学長が最終決定をしている。

入試問題の作成

- ・ 入試委員は、研究科入試で実施する小論文、専門科目記述試験の出題と採点を行っている。

受入れ後の検証

- ・ 選抜の妥当性について、入試委員会において問題点を抽出し改善に努めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・ 各学部の入試区分別に、図表 2-1-3・図表 2-1-4 のとおり、定員の範囲内で募集人員を定めている。
- ・ 3年次編入生の受け入れについては、教育学部で5人、経営学部で11人、芸術学部7人、国際観光学部2人の定員で受け入れている。
- ・ 各学部の定員充足の状況は図表 2-1-5 のとおりである。
- ・ 各学部の志願者数、合格者数、入学者数の状況は図表 2-1-6 のとおりである。【資料 2-1-8】

図表 2-1-3 令和6年度募集人員

学部	学科	募集人員	総合型選抜入試	学校推薦型選抜入試	一般選抜入試	大学入学共通テスト利用入試	特別入試
経営	経営	140	27	45	54	12	2
	スポーツマネジメント	120	20	42	46	10	2
芸術	造形芸術	240	73	100	57	8	2
教育	教育	220	40	75	85	18	2
国際観光	国際観光	80	15	25	30	8	2
データサイエンス	データサイエンス	80	5	32	32	8	3
看護	看護	80	9	35	30	3	3
大学院	教育学研究科	5					

大阪成蹊大学

図表 2-1-4 令和6年度3年次編入募集学部・募集人員

学部	学科	募集人員
経営学部	経営学科	10
	スポーツマネジメント学科	1
芸術学部	造形芸術学科	7
教育学部	教育学科	5
国際観光学部	国際観光学科	2
データサイエンス学部	データサイエンス学科	0
看護学部	看護学科	0

図表 2-1-5 各学部及び大学院の入学定員充足の状況

学部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
経営学部	入学定員	300	300	260	260	260
	入学者数	323	335	312	326	277
芸術学部	入学定員	190	190	220	220	240
	入学者数	216	227	248	248	266
教育学部	入学定員	200	200	220	220	220
	入学者数	215	210	247	261	239
国際観光学部	入学定員	-	-	80	80	80
	入学者数	-	-	50	80	75
データサイエンス学部	入学定員	-	-	-	80	80
	入学者数	-	-	-	68	53
看護学部	入学定員	-	-	-	80	80
	入学者数	-	-	-	88	85
学部合計	入学定員	690	690	780	940	960
	入学者数	754	772	857	1071	995
大学院	入学定員	5	5	5	5	5
	入学者数	5	3	6	3	4

図表 2-1-6 志願者・合格者・入学者数

学部		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
経営学部	総志願者数	2002	1547	1165	1045	703
	合格者数	605	539	505	506	516
	入学者数	323	335	312	326	277
芸術学部	総志願者数	416	601	798	587	594
	合格者数	236	249	260	269	324
	入学者数	216	227	248	248	266
教育学部	総志願者数	969	1033	955	777	741
	合格者数	455	416	453	425	418
	入学者数	215	210	247	261	239
国際観光学部	総志願者数	-	-	259	248	175
	合格者数	-	-	113	126	121
	入学者数	-	-	50	80	75

大阪成蹊大学

データサイエンス学部	総志願者数	-	-	-	253	207
	合格者数	-	-	-	190	181
	入学者数	-	-	-	68	53
看護学部	総志願者数	-	-	-	412	314
	合格者数	-	-	-	127	119
	入学者数	-	-	-	88	85
学部合計	総志願者数	3387	3181	3177	3322	2734
	合格者数	1296	1204	1331	1643	1679
	入学者数	754	772	857	1071	995
大学院	総志願者数	7	3	6	3	4
	合格者数	6	3	6	3	4
	入学者数	5	3	6	3	4

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-1-1】 『2025 年度大阪成蹊大学学生募集要項』 P2-5
- 【資料 2-1-2】 『2025 年度大阪成蹊大学大学院募集要項』 P1
- 【資料 2-1-3】 大阪成蹊大学入学者選抜規程
- 【資料 2-1-4】 FD 研修記録「2024 年度高大接続改革の実現プロジェクト研修会報告」
- 【資料 2-1-5】 入試問題作成及び面接にあたっての人権尊重について
- 【資料 2-1-6】 入試試験実施に関わる留意事項とミス防止についてのガイドライン
- 【資料 2-1-7】 大阪成蹊大学大学院入学者選抜規程
- 【資料 2-1-8】 大阪成蹊大学ホームページ 学生数データ
<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/>

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 広報統括本部は入試区分ごとの入学者の入学後の学業成績、出席状況、アドバイザー所見、進路情報等を参考に、現在のアドミッション・ポリシーを受験生に丁寧に伝え、本学の学びとのミスマッチを防ぐことができるように検証する。
- ・ 広報統括本部がわが国の高大接続システム改革に伴う抜本的な入試制度改革を見据えて、新たな入学者選抜のあり方についても検証していく。
- ・ 大学学部では一部で入学定員を下回る年度もあるが、学生募集の施策を講じ入学者数確保に留意し基準を満たすよう努める。
- ・ 具体的には、データサイエンス学部学生募集強化特別チームを組織し、テレビ CM の実施、Web 広報の充実、DX (Digital Transformation) ハイスクール認定高等学校への連携アプローチや「サマー・インターンシップ」「データサイエンスシンポジウム」などのイベント実施等の施策により認知度向上を図り志願者増加に向けて取り組んでいる。
- ・ 国際観光学部も学生募集強化特別チームを組織し、高校生対象の「英語プレゼンテーション・コンテスト」の実施、魅力あるオープンキャンパスの構築、Web 広報の充実など、認知度向上を図り志願者増加に向けて取り組んでいる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

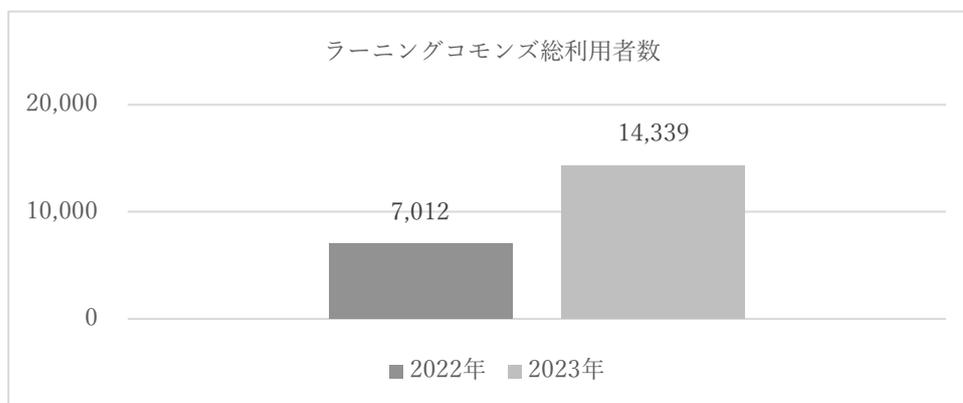
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・ 本学では、学修及び授業に関する事項は、経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の教員及び教務本部(教務関連)、学生本部(福利厚生関連、学生修学支援関連、留学生支援関連)の職員、教学改革 FSD 会議の各部門の教職員等が、教職協働体制の下で業務を行っている。
- ・ 教務本部長、学生本部長が経営会議(8月を除き毎月定例で開催)で学修支援施策について報告し、情報共有を図っている。また、教学改革 FSD 会議においてもプロジェクトでまとめた学修支援施策を共有し、各学部の学びに反映している。
- ・ 教授会のもとに専門委員会(教務委員会、学生委員会、学生支援委員会など)をおき、教員と担当事務局職員が協働し、学生への学修及び授業支援体制を整備・運用している。
- ・ また、1年次から少人数で展開される演習担当の教員を「アドバイザー教員」と位置づけ、学修・学生支援に関連する委員会(教務委員会、就職委員会、学生委員会、学生支援委員会、初年次教育委員会、留学生委員会等)と連携した支援体制を構築している(学修計画支援、履修登録支援、出欠指導、成績確認・進路指導等)。
- ・ 学生の履修に関する事項については、各学期のはじめに学部・学科・コース別のオリエンテーションを行っている。また、各オリエンテーションの後、アドバイザー教員が履修に関する個別指導を行っている。
- ・ 全学生の履修登録・出席状況、単位取得状況については、定例の学部教授会、全学の経営会議をはじめとする各種会議において教員・職員間で情報共有を行うとともに、担当アドバイザー教員や学生支援センター職員は必要に応じて学生と面談を行い、迅速な対応を心掛けている。
- ・ また、イントラネット内に学生カルテシステムを構築し、活用することで迅速な情報共有を図っている。
- ・ 学修上及び生活上の悩みに対応するため、学生本部の下に学生支援センターを設置し、センター職員とアドバイザー教員とが連携して対応している。
- ・ また、留学生の学生生活支援を総合的に実施するために、学生本部の下に留学生支援センターを設置している。
- ・ 学生本部に学生相談室をおき、専門のカウンセラーを常駐させ、心身の悩みなどについて専門的に相談を受け付ける体制を整備している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】
- ・ 障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで学生生活を送ることができるよう、障がい学生支援室を設置し、学生の要望に基づき配慮に努めている。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】
- ・ 看護学部では教務委員会の下部組織として国家試験対策委員会をおき、学生の学修を手

厚く支援している。

- ・ラーニングcommonsセンターでは授業での課題や学修に係る相談から、就職に向けた基礎学力やSPI テスト対策に係る学修支援、遠隔授業の学生個別のサポートまで、幅広い相談を受け付けており、利用者数も大幅に増加している（図表 2-2-1）。

図表 2-2-1 ラーニングcommons利用者数の推移



- ・また、専門のセンターを設置し、学生への学修支援、授業支援の充実に努めている（図表 2-2-2）。【資料 2-2-5】～【資料 2-2-12】

図表 2-2-2 各種センター概要

<p>①教育研究支援センター</p> <p>全学部 of 学生を対象にエクステンション事業、資格取得や対策講座、生涯学習に関すること、その他教育支援等を行っている。また、芸術学部の学生を対象に情報ファクトリー、造形ファクトリーを設け、それぞれに必要な専門性を有する職員を配置して、機器の貸出、使用技術指導、大型印刷出力などを実施している。</p>
<p>②産官学・社会連携センター</p> <p>自治体や企業との連携を行い、専門に応じた実社会の問題をテーマとした課題解決型学修やアクティブラーニングの環境を整えている。</p>
<p>③英語教育センター</p> <p>英語スピーカー教員や英語が堪能な専門スタッフが常駐し、英会話レッスンの開講や、英語に関する様々なイベントの企画・運営を行っている。また、英語に関する様々な相談も受け付けており、学生の英語学修支援を行っている。また、外国人留学生のために日本語教育の課外授業を実施し、学修支援を行っている。</p>
<p>④国際交流センター</p> <p>グローバル人材を育成することを目的に、国際交流や留学支援等学生の海外での学びをサポートしている。</p>
<p>⑤音楽教育センター</p> <p>学校教育や保育の場において豊かな音楽表現活動を実践するにあたり、初心者でも無理なくピアノ演奏技術を習得できるカリキュラムを開発し、「ピアノグレード」を制定し、各自が習得状況を把握できるシステムを構築し、学生の支援を行っている。</p>
<p>⑥教職キャリアセンター</p>

教育現場や教育行政での経験を教員採用試験対策に活かしてアドバイスできるセンタースタッフが常駐して、教員・保育士をめざす学生の支援を行っている。

⑦教育保育実習支援センター

教育実習・保育実習・介護等体験の実習支援に関する業務全般を担っている。教職員間での情報の共有や、指導上の連携を図りながら、こうした学生への学修及び授業の支援を実施している。

⑧ラーニングコモンズセンター

授業での課題や学修に係る相談から、就職に向けた基礎学力やSPI テスト対策に係る学修支援、遠隔授業の学生個別のサポートまで、幅広い相談を受け付けている。また、基礎学力強化講座、SPI テスト対策講座、MOS 講座などの各種講座を実施している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・ SA(Student Assistant)・TA(Teaching Assistant)について、教育効果を高めるため、各学部の教育目的に応じて以下のように配置している。【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

① 大学共通科目

全学のデータサイエンスリテラシーレベル教育を担う科目である「データサイエンス基礎」と「統計学基礎」についてデータサイエンス学部教員の推薦に基づいて他大学の大学院生をTAとして雇用し、配置している。

② 芸術学部

情報機器や特殊ソフトを使用する専門基礎教育科目のうち、学生数が30人以上のクラスについてはSAを配置するよう努めている。また、専門科目の実習系科目についても、受講者数等によってSAを配置している。

③ 教育学部

体育系の実技や演習科目（「体育実技」「水泳」「体育科指導法」「スポーツトレーニング理論演習」「スポーツ生理学演習」「実践体育教育研究Ⅰ」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「スポーツ測定と評価」「中等保健体育科指導法Ⅱ」「子どもの健康と安全」）にそれぞれSAを配置している。

「ピアノ実技Ⅰ～Ⅲ」「ピアノ演習Ⅰ～Ⅳ」についてTA（ピアノアシスタント）を配置している。授業では、受講者10人につき1人のTA（ピアノアシスタント）を充て、担当教員の個人レッスンの内容に沿って各受講者の練習サポートを行っている。

④ データサイエンス学部

応用基礎レベルのデータサイエンス専門教育を担う実習科目の「未来クリエーションプロジェクト1」「未来クリエーションプロジェクト2」「未来クリエーションプロジェクト3」「データベース1」についてTAを配置している。また各TAに対して専任教員が事前の打ち合わせや授業の進捗の把握と共有なども適宜行っている。

- ・ 学生が学修や生活面について抱えている疑問や悩みについて教員に相談できる場を確保するために、学生が研究室を訪れることができる「オフィスアワー」を週に1コマ程度以上、全専任教員が設定している。
- ・ シラバスや掲示板での通知等によってオフィスアワー制度の時間帯等の情報を学生に周知し、活用を促している。【資料 2-2-15】

- ・ シラバス作成依頼の際に配布する「シラバス作成の手引き」の中で「オフィスアワー・授業外での質問の方法」を記載しており、非常勤教員についても、学生の質問等への対応のため、明記することを必須としている。【資料 2-2-16】
- ・ 障がい学生支援室を設置し、障がいのある学生を含めた特別な配慮を要する学生が障がいのない学生と等しい条件のもとで学生生活を送れるよう修学支援を行っている。
- ・ 障がいのある学生からの相談を受け付け、配慮を申し出た学生の状況を十分に把握し、本人（保証人）と内容合意の上、適切な支援を行っている。【資料 2-2-17】
- ・ 定期試験実施時に事前に学生から「別室受験」配慮の申し出があった場合は、授業担当教員と相談の上、試験当日は試験待機教員（各学部専任教員かつ教務委員）に依頼し、別室受験の対応を行うことがある。
- ・ 学生支援委員会では、休退学者縮減に関する目標を定め取り組んでいる。特に休退学に繋がる可能性の高い出欠状況に着目し、学生の 1 週間単位での出欠状況を把握している。出席率の低い学生に対して、アドバイザー教員と連携し、必要と判断した場合には保証人へ連絡する体制を整えている。【資料 2-2-18】
- ・ 退学者縮減の取組みにより退学率は改善が図られている。さらに退学の要因を分析し、退学者予防に努めている。
- ・ 休学者については、アドバイザー教員及び学生支援委員会の担当教員が定期的に本人に連絡をとり、進路（休学、復学、退学等）に関する相談に対応している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-2-1】 学生相談室規程
- 【資料 2-2-2】 『学生相談室』
- 【資料 2-2-3】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学障がい学生支援室規程
- 【資料 2-2-4】 『障がい学生支援室』
- 【資料 2-2-5】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学・大阪成蹊女子高等学校教育研究支援センター規程
- 【資料 2-2-6】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学産官学・社会連携センター規程
- 【資料 2-2-7】 英語教育センター規程
- 【資料 2-2-8】 国際交流センター規程
- 【資料 2-2-9】 音楽教育センター規程
- 【資料 2-2-10】 教職キャリアセンター規程
- 【資料 2-2-11】 教育保育実習支援センター規程
- 【資料 2-2-12】 ラーニングコモンズセンター規程
- 【資料 2-2-13】 大阪成蹊大学ティーチング・アシスタント取扱規程
- 【資料 2-2-14】 大阪成蹊大学スチューデント・アシスタント取扱ガイドライン
- 【資料 2-2-15】 シラバス 2024
- 【資料 2-2-16】 『シラバス作成の手引き』 P13
- 【資料 2-2-17】 修学上の配慮願（様式）
- 【資料 2-2-18】 退学率縮減計画の具体的推進策

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学期初めのオリエンテーション等を活用し、学生のオフィスアワーの認知度（2023 年度：66.2%）を向上させ、学生の利用率（同：13.8%）を高める。
- ・ 非常勤教員においても非常勤教員連絡会で共有し、学生からの相談や質問に対応できる体制を継続して行っていく。
- ・ 質の高い TA を確保するため、学部内での TA の評価体制を整備する。また、担当する授業の特性や履修する学生の傾向などについて、TA と授業担当教員との情報共有をより密接に行い、さらに質の高い教育を提供する。
- ・ SA については学部内で学生の成績や特性を見ながら基準を設けて前年度末をめどに厳選している。ただ、予定していた学生の次年度の履修状況（学生個別の時間割）によって SA を断念せざるを得ない場合もある。適任と思われる学生の母数を増やし、配当に余裕をもって選定することで、授業サポートの質を落とさない SA の配置の実現に努める。
- ・ 様々な障がいのある学生がより安心して過ごせるように、必要な規程の整備、予算措置等に努める。
- ・ 試験時の配慮については、本人からの申し出に基づき、学生支援課での配慮願の提出状況などを踏まえて状況を確認し適宜対応していく。
- ・ 進路相談後の学生の状況を把握し、適切な学生支援を継続して行う。
- ・ アドバイザー教員の細やかな対応によって退学者は改善傾向にあるが、休学からそのまま退学や除籍となってしまう学生が一定数いる。入学に際し、これまで以上に学部や学科と学生の希望とのマッチング（受験生の学部学科選択の適正）の向上を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 看護学部を除く各学部では、社会的・職業的自立に関する指導のための体制として、教育課程上に「学部横断型プロジェクト」「キャリア科目」の区分を設置し、「企業等連携 PBL」「地域連携 PBL」「キャリアプランニング」「仕事とキャリア」「仕事とキャリア演習」「ビジネス・インターンシップ 1」「ビジネス・インターンシップ 2」等々の科目として整備している。【資料 2-3-1】
- ・ 看護学部は「基礎看護学実習 I」「基礎看護学実習 II」や各領域での実習を教育課程上整備している。各領域の実習では「概論⇒援助論⇒援助方法論」の一連の学びの流れの中で看護師としての実践教育を行い、看護師として働くための意識を高く保ち各自のキャリアについて考えるように整備している。【資料 2-3-2】
- ・ 経営学部、国際観光学部においては専門科目内に「専門インターンシップ」の科目も配置し、大学共通科目としてのインターンシップだけでなく、より学部の専門性に沿った形でのインターンシップを学生が経験できるよう整備している。
- ・ 教育学部においては教員免許や保育士資格等を取得し教員や保育士の即戦力として社会

に送り出すため年次進行でしっかりと免許資格についての学びを深め、教育実習・学校体験活動などを踏まえ、自らのキャリアについて考えるための教育課程を構築している。

- ・ 一貫したキャリア教育を実践するため、教学改革 FSD 会議「キャリア教育の確立」プロジェクトのもと、キャリア教育プログラム構築に取組み実施している。
- ・ 各学部の学生を対象に、入学直後及び3年次に PROG（ジェネリックスキル育成プログラム）テスト及びキャリア基礎テストを実施している。
- ・ PROG テストは、社会人に求められるジェネリックスキルを測定するテストである。PROG テスト実施の目的は、第1に各学部が定めているディプロマ・ポリシーの達成状況を検証するため、第2に大学が学生の特性を把握して学修指導やキャリア指導に活用するため、第3に学生自身が自己の理解を深めて学修やキャリアについて考えるためである。
- ・ ラーニングコモンズでは、SPI テストなどの就職試験への対策講座を開講している。【資料 2-3-3】
- ・ 教育職を志す学生をサポートする機関として教職キャリアセンターを置き、教員採用試験情報の収集や案内、受験に向けた学修講座や模擬試験の実施、各教育委員会主催の教師塾の案内や応募の支援等、社会的・職業的自立に向けた具体的なサポートにあっている。【資料 2-3-4】
- ・ 本学では、就職本部が毎年度、就職希望率や進路決定率の月別の数値目標を設定し、就職協働で学生の就職支援を実施している。その結果、令和 5（2023）年度卒業生の就職希望率は 95.1%、就職率は 99.4%となっている。【資料 2-3-5】
- ・ 就職本部では 13 人体制（うち 1 人派遣）で支援を行っており、学部・学科・コースに分けて担当制を設けながら、個別対応を実施している。学部ごとの担当制を設けることで、学生たちは毎回同じ担当者と同面談をすることができ、職員も学生一人ひとりの状況や希望に合わせたきめ細やかなサポートをすることができる。就職本部内では、こまめに SD 研修を実施し、スキルの向上に努めている。
- ・ その結果、令和 5（2023）年度の実績としては全学生合計 5,062 件の面談を行っており、学生一人あたり平均 7.7 回も就職本部に足を運んでいる。また、個別面談を通して、自己分析や業界・企業研究、企業マッチングなどの幅広いサポートを行っている。
- ・ 就職部職員と就職委員会において情報を共有し、アドバイザー教員と連携して、企業説明会、募集状況等の就職活動に関する情報を学生に連絡するなど、組織的な相談・助言体制が整っている。
- ・ 就職部にキャリアカウンセラーを配置し、学生への相談・指導を行っている。【資料 2-3-6】
- ・ 「業界・企業・職種研究」の一環として企業の人事担当者を招聘し、年間 404 社が「学内合同企業説明会」や企業の「学内選考会」（個別説明会や面接会）に参加している。参加企業は、各学部での学びの専門性に応じた企業が多いのほもとより、採用実績のある企業も多い。卒業生の活躍も知ることができ、内定獲得への大きな契機となっているとともに、自己のキャリアについての意識を高めることのできる機会にもなっている。
- ・ 幼稚園や保育所等への就職を希望する学生には、教育保育実習支援センターが主導して、教育実習の受入れ園などが学内で就職説明会を実施している。
- ・ 「大阪成蹊就職ガイドブック」を 3 年生に配付し、就職活動の概要や自己理解・企業研

究の方法、ビジネスマナーや採用試験等について体系的に学ぶことができるようにしている。【資料 2-3-6】

- ・ 採用活動をオンラインで行う企業が増加したため、就職部内に「Online Interview Booth」を設置し、オンライン上での企業採用面接及び面接指導に活用している。【資料 2-3-7】
- ・ IR (Institutional Research) 推進室が毎年「卒業時アンケート」を実施し、本学での学びや就職支援についてなどの調査を行っており、90%以上の満足度を得ている。また、就職部でも今後のキャリア教育に反映させるため、卒業生の就職先企業への「卒業生の評価調査」や「卒業生アンケート調査（卒業後6か月アンケート）」を実施している。アンケートの結果は全学キャリア教育に活用できるよう、教学改革 FSD 会議で報告し、周知を図っている。【資料 2-3-8】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-3-1】 シラバス 2024（大学共通科目）
- 【資料 2-3-2】 シラバス 2024（看護学部）
- 【資料 2-3-3】 ラーニングコモンズセンター規程
- 【資料 2-3-4】 教職キャリアセンター規程
- 【資料 2-3-5】 エビデンス集データ編 表 2-5（就職の状況）
- 【資料 2-3-6】 『就職ガイドブック』 P8
- 【資料 2-3-7】 『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P128
- 【資料 2-3-8】 卒業時アンケート結果（2024.3 卒生）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 企業等におけるインターンシップが就業体験型のみならず、オープンカンパニーなどの実施により多様化している。本学の学生数も年々増加する中で、インターンシップ科目を履修し、社会経験を得たうえで就職活動や内定へとつなげたいと考える学生が増加していることから、履修希望学生の希望や適性に沿ったインターンシップ先の確保が必要となっており、図表 2-3-1 のようにインターンシップ履修学生数及び受入企業数が年々増加している。今後、就職活動の変化に迅速に対応できる体制を整える。

図表 2-3-1 インターンシップ履修学生数及び受入企業数

年度	インターンシップ履修学生数（人）	受入企業数（社）
2023	302	107
2022	192	74
2021	152	59

- ・ 就職先の企業や卒業生に対するアンケート等を継続して実施し、各学部のキャリア教育の効果検証や更なる質の充実に活用していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

て、率先して挨拶を行っている。

- ・ 「教室内マナー向上」では、定期的に授業巡回を行い、現状を把握し、改善が必要な場合には改善の依頼を授業担当教員に行っている。
- ・ 学校内で「禁煙」を実施している。また、本学が所在する相川地区は大阪市たばこ市民マナー向上エリアに指定されており、地域と連携して喫煙行動を抑止するため巡回を定期的に行っている。
- ・ 「クリーンキャンペーン」では学生会やクラブが中心となり、定期的に大学キャンパス周辺の美化活動を実施している。
- ・ 学生本部は保健センターと連携して、学生の健康・衛生面での支援を行っている。
- ・ 学内には、図書館棟・西館に食堂〈ラ・サンティエ〉、軽食コーナー〈ラウンジ〉、コンビニエンスストアがあり、南館にも食堂を設置している。また、令和5(2023)年度に開設したSouth館に食堂〈ラ・リヴィエール〉を設置している。【資料2-4-5】
- ・ 学生の通学支援として、大阪メトロ井高野駅から大学までの間と JR 吹田駅から阪急相川駅までの間に、無料スクールバスを運行し通学の便宜を図っている。【資料2-4-6】【資料2-4-7】
- ・ 本学では、自転車通学に関しては学生からの願い出により許可している。また、自動二輪及び原動機付き自転車による通学は原則として禁止としているが、やむを得ない事情により願い出があった際には特別に許可する場合がある。【資料2-4-8】
- ・ 学生本部では、学生に対する経済面での支援として、日本学生支援機構、地方自治体・民間団体の各種奨学金の取扱いと、金融機関の学園提携教育ローンの紹介を行っている。
- ・ 災害時には即時、災害救助法適用地域世帯の学生を調査・確認している。該当学生には学園給付金による援助を行い、日本学生支援機構の緊急・応急採用も紹介している。【資料2-4-9】
- ・ 留学生に対しては、「大阪成蹊大学私費外国人留学生を対象とした授業料減免規程」に基づき30%の授業料減免を実施し、経済的支援を行っている。【資料2-4-10】
- ・ 学費の延納についての相談を受けた場合、授業料等の「延納・分納」許可基準に照らして延納・分納制度で対応している。また、未納者の奨学金受給状況を確認し、奨学金の紹介を行っている。【資料2-4-11】
- ・ 令和2(2020)年度より給付奨学金及び授業料減免が受けられる「高等教育の修学支援新制度」が始まったことを受け、学費の延納・分納の相談を受けた学生の奨学金受給状況を確認し、修学支援新制度の紹介をしている。また、令和6(2024)年度から多子世帯や理工農系学部等に通う学生等の中間層に支援が拡大されたため、全学生にポータルサイトで速やかに情報提供し周知を図っている。
- ・ 課外活動として、強化クラブ10団体を含む24部と22サークルが活動している。【資料2-4-12】
- ・ 学生の課外活動に対しての助言・指導・支援については、顧問(教員)と学生委員会、学生部、スポーツ&カルチャーセンターが適宜行っている。【資料2-4-13】
- ・ 課外活動の活性化のために、理事長・総長をはじめとする幹部教職員及び監督によるスポーツ&カルチャーセンター会議を毎月開催している。本会議では強化クラブの活動状況や活動方針、活動計画について話し合い、運動系強化指定クラブの活性化について協

議している。

- ・ 課外活動をとおしてリーダーシップの育成に繋げるため、毎年度末に課外活動団体の代表者を対象としたリーダーズ研修を開催している。【資料 2-4-14】
- ・ クラブ部室等の貸与、本学施設設備の利用調整、スポーツ用具の貸出しやトレーニングジムの利用サポート等を行っている。
- ・ 大学祭、学生会主催イベント（新生歓迎クラブ紹介、七夕パーティー、クリスマスパーティー）については、企画・運営・実施の支援を行っている。
- ・ 各活動団体に対して、その活動状況を考慮し活動費を援助するとともに、課外活動や社会活動において顕著な活動をした学生、団体に対して「大阪成蹊大学学生表彰規程」に則り表彰している。【資料 2-4-15】
- ・ 学生生活を安全に過ごすために、学生が注意すべきこととして、薬物乱用、悪質な勧誘、詐欺・悪徳商法、インターネットの架空請求、飲酒、喫煙、自転車事故、防犯・女性被害、ハラスメント、SNS トラブル事例などについて記載した「学生生活サポートブック」を配布し、各学期オリエンテーション時等を利用して適時指導している。【資料 2-4-16】
- ・ びわこセミナーハウスを設置し、学生の交流を深め、ゼミや課外活動及び学術研究等の充実を図ることを目的に運営している。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】
- ・ 奨学金やクラブ活動の説明については要点をまとめた説明会用の動画を作成して、説明会終了後にオンデマンド配信している。これにより、従来実施していた多数の学生を同時に集める各種説明会の開催が必須でなくなり、説明会に遅刻・欠席した学生や保証人も説明内容の確認が可能となった。
- ・ 学修支援及び学生生活面での支援は、学生支援課とともに専任教員がアドバイザーとして行っている。
- ・ 障がい学生支援室を設置し、障がいのある学生を含めた特別な配慮を要する学生が障がいのない学生と等しい条件のもとで学生生活を送れるよう学修支援を行っている。【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】
- ・ 学生支援課には 6 人の専任職員を配置し、学修上の問題から日常生活上の問題に至るまで、学生のみならず、その保証人や教職員を含めて、多様な悩み事等に対する対応と支援を行っている。また、必要に応じ、関係の学科長やコース主任、アドバイザーと面談し、学生指導に活かしている。
- ・ 保健センターを設置し傷病者発生時の応急対応の他、健康診断や健康相談に対応するなど学生の健康管理や健康増進に努めている。開室時間は平日 8 時 40 分から 17 時 10 分までとし、医師(常勤) 1 人、看護師(常勤) 2 人を配置している。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】
- ・ 学校管理下で事故が発生した時の連絡体制を整備し、保健センターの開室時間外でも適切な処置が行えるよう、教職員や課外活動を行う学生に周知している。
- ・ 学生相談(カウンセリング)室には、専門スタッフ(臨床心理士 2 人)を配置し、学生及び教職員の多様な悩み事等に対するカウンセリングを行っている。開室時間は平日 12 時から 17 時 30 分までとし、受付は予約制でプライバシーの保護に配慮し、相談者(依頼者)が安心して相談できる環境を整えている。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】
- ・ 留学生に対しては、学生支援課が中心となり生活支援を行っている。特に、在留資格更

新指導や資格外活動(アルバイト)指導及び奨学金制度の紹介等を積極的に行っている。

- ・ ハラスメント等の相談事項については、キャンパスマガジンやキャンパスガイドブックなどの学生全員に配布する冊子にハラスメント相談員の設置についての情報を記載し、新学期のオリエンテーション等で周知を行っている。【資料 2-4-23】
- ・ ハラスメントに関する相談があった際は、「大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程」に基づいて誠実に対応している。【資料 2-4-24】

【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 2-4-1】 大阪成蹊大学懲戒規程
- 【資料 2-4-2】 大阪成蹊大学学内団体懲戒規程
- 【資料 2-4-3】 令和 5 年度パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト概要
- 【資料 2-4-4】 2024 年度前期パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクトの推進について
- 【資料 2-4-5】 『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P133-136
- 【資料 2-4-6】 『大阪成蹊大学 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P8、30-41、52-59
- 【資料 2-4-7】 『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P28-38、44-50
- 【資料 2-4-8】 大阪成蹊大学学生生活規程第 5 条
- 【資料 2-4-9】 大阪成蹊学園被災学生等に対する特別援助に関する規程
- 【資料 2-4-10】 大阪成蹊大学私費外国人留学生を対象とした授業料減免規程
- 【資料 2-4-11】 大阪成蹊大学授業料等の取扱いに関する規程
- 【資料 2-4-12】 『CLUB&CTRICLE 2024』
- 【資料 2-4-13】 スポーツ&カルチャーセンター規程
- 【資料 2-4-14】 2023 年度リーダーズ研修プログラム
- 【資料 2-4-15】 大阪成蹊大学学生表彰規程
- 【資料 2-4-16】 『学生生活サポートブック』
- 【資料 2-4-17】 大阪成蹊学園ホームページ 大阪成蹊学園びわこセミナーハウス
<https://osaka-seikei.jp/seminar-house/>
- 【資料 2-4-18】 びわこセミナーハウス利用申込書兼許可書
- 【資料 2-4-19】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学障がい学生支援室規程
- 【資料 2-4-20】 『障がい学生支援室』
- 【資料 2-4-21】 学生相談室規程
- 【資料 2-4-22】 『学生相談室』
- 【資料 2-4-23】 『Campus Magazine2024』 P20-21
- 【資料 2-4-24】 大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 奨学金など学生に対する経済的な支援については、学生への情報提供を徹底し、適切に対応していく。
- ・ 現状の学生生活の安定のための様々な支援を適宜見直し、学生個々の状況に応じた効果的な支援を継続的に行う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・ 教育目的達成のために、校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設等の施設設備を適切に整備するとともに、有効に活用している。【資料 2-5-1】
- ・ 本学では、設置する 6 学部及び研究科の特性に配慮して施設設備を適切に整備している。
- ・ 芸術学部では実習室、デザイン室、情報デザインや映像制作用のコンピュータールーム及び講義・演習教室等を配備するとともに、レーザー加工機などの大型機器の設備をおき、専門スタッフのサポートで安全に使用できるように環境が整えられている。
- ・ 大学院では、教育学研究科に所属する院生専用の研究室を設置している。この研究室は多様な院生の学修や研究時間に対応するため、9 時から 22 時まで開放している。研究室には個人用の机・いす、及びミーティングテーブル・いす、パソコン（学内 LAN に接続）及びプリンター、作業用机、収納棚、ホワイトボード、ロッカーなど院生の研究活動をサポートできる設備を整備している。講義・演習教室等は大学及び併設する短期大学との共有の施設となっているが、専ら夜間と土曜日に授業を行うため支障はない。【資料 2-5-2】
- ・ その他、図書館や学生の自学自習を支援するためのラーニングコモンズ、授業外で英語が学べるスペースの English Studio、体育館及びグラウンド、宿泊研修が可能なびわこセミナーハウスなどを有し、授業外の施設設備も充実しており、いずれの施設設備も教育目的を達成するために有効活用している。
- ・ 情報教育については、コンピュータ教室のパソコンを計画的に更新する等、継続して学修・学生生活環境の改善に努めており、快適な教育環境を整備し、有効に活用している。また学生が自由に利用できる北館の自習室にはパソコンを 24 台常設し、課題や卒業論文等にスムーズに取り組めるよう整備している。【資料 2-5-3】
- ・ 教室等には授業用の Wi-Fi を、また、食堂やホールなど教室以外の場所にはフリーWi-Fi を敷設し、授業内でのノートパソコンの利活用や Web ポータルでの出欠管理、空き時間の自学自習等に対応できるように環境を整えている。【資料 2-5-3】
- ・ 入学時にノートパソコンの携帯を推奨、データサイエンス学部、看護学部については必携として入学手続要項に記載しており、毎年度当初に新入生の情報通信環境調査を実施している。家庭環境等によりノートパソコンを不所持の学生には貸与用ノートパソコン（大学管理パソコン：300 台）を貸与し、在宅学習環境の支援を行っている。しかし、推奨ならびに必携化を進めていることから、学生のノートパソコンの保有率は上昇して

おり、貸出件数は年々大きく減少している。

- ・ 通常の授業においても Google Classroom を活用した予習復習、課題の提出などを実施している。
- ・ 生成系 AI ツールの利活用について令和 5（2023）年 8 月に本学の方針を策定し、学生にポータルメール、教員へはメールで周知した。対外的にもホームページで公表している。今後は教学改革会議の全学的な AI・数理・データサイエンス教育の構築プロジェクトの中で検証を続け、適宜内容の更新を図っていく。【資料 2-5-4】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・ データサイエンス学部では、通常の講義、演習教室に加え、パーティションによって多様な形態に変化できる講義・演習教室、またプロフェッショナル用の最先端データ関連設備を導入したフロアや教員と学生が隣り合う研究スペースなどを配備している。とりわけ、機械学習・深層学習を用いた高度な教育・研究のため、学部専用の 2フロアをはじめ 3フロアにわたって 10Gbps の容量をもつ SINET（学術情報ネットワーク）系 LAN を 2回線、有線と無線環境を整備している。
- ・ 看護学部では、講義・演習教室だけでなく、患者や家族からの信頼を得られる高い専門性と人間力や多様な医療ニーズにこたえる課題解決力を養うため、学内に専門技術を磨く様々な実習室を配備している。
- ・ 音楽教育に力を入れている本学では、特に教育学部幼児教育コースにおいて、ピアノ実技をしっかりと修得できるよう、レッスン室 13 室、個人練習室 88 室を備え、ホール等を含め 117 台のピアノを設置している。
- ・ また音楽教育センターを設置し、学生の音楽教育のフォローやレッスンの調整などを行っている。【資料 2-5-5】
- ・ 芸術学部では、8つのコースの特性に対し、それぞれに合わせた実習・演習教室を南館、東館、美術アトリエ棟に配備している。【資料 2-5-6】
- ・ 教育学部では教育実習に備え、図工教室や小学校実習室、理科実験室、音楽教室を配備し、学生の充実した実習授業が展開できるよう整えている。
- ・ スポーツ演習や体育実技にかかる授業の円滑な実施に備え、第 1 体育館・第 2 体育館・第 3 体育館（トロワジム）ならびに第 1 グラウンド（サンパティオ）・第 2 グラウンド・第 3 グラウンド（テニスコート）を配備している。
- ・ 英語教育に力を入れており、グローバル館 1 階に国際交流センター・英語教育センターを設置し、授業外でも個別レッスンや英語スピーカー教員とのコミュニケーションの機会を気軽に持てるよう EnglishStudio なども配備している。【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】
- ・ 図書館（相川キャンパス本館）は、図書館棟の 4 階に閲覧室、5 階に開架書庫、及び地下に閉架書庫を配し、1,730.14 m²の広さを有している。また、South 館の分室は 181.76 m²の閲覧室を有し専門書籍を整備している。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】
- ・ 閲覧席数は合わせて 240 席、収容可能冊数 32 万冊となっている。
- ・ 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の図書館の蔵書冊数は、大学と併設の短期大学合計で、31 万 8,881 冊（うち 41,377 冊が外国書）を有している。また、電子ブック 4,575 点、視聴覚資料 6,775 点を所蔵している。

- ・ 学術雑誌は全体で 20,882 種（うち、18,662 種が外国雑誌、また、外国雑誌のうち、18,526 種が電子ジャーナル）を有している。
- ・ また、図書館においては、学生の利用を促進するため、新年度開始時のオリエンテーションにおいて、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスを実施し、また、在学生対象には、効率よく適切な情報にアクセスするための「情報探索ガイダンス」を実施している。【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】
- ・ 「読書ラリー」「English ラリー」などの取組みにより、和図書・洋図書を問わず、読書の推進、英語力の向上を図っている。
- ・ 図書館報の「ビブリオテーク」の発刊、「人間力を育む 読書コンクール（読書感想文部門、POP 部門）」「ビブリオバトル」の開催などを通して、図書館の利用促進に取り組んでいる。【資料 2-5-13】
- ・ また、自主参加の学生図書委員による選書ツアーや Web 選書、棚づくりや展示企画など、学生自身が図書館運営活動にも参画できる機会を提供している。
- ・ 専門分野に特化した専門書だけでなく、一般教養のための学生用図書を活用して、人としてのあり方に感度の高い学生を養成することも視野に入れた蔵書構築を図っている。
- ・ 運用体制は、館長、副館長、嘱託職員 2 人、派遣職員 5 人、学生アルバイト 3 人の 12 人体制である。このうち副館長を含む課員 7 人が司書資格を有している。
- ・ 開館時間は、平日は午前 8 時 50 分から午後 8 時まで、土曜日は午前 8 時 50 分から午後 5 時まで、長期休暇期間は午前 8 時 50 分から午後 6 時 30 分までとし、学生、教員が十分に図書館を利用できる環境を整えている。
- ・ 電子ジャーナル、電子ブック、商用データベースといった電子コンテンツについては、館内 LAN での利用だけでなく、自宅やスマホ等からでも利用できるリモートアクセス環境の整備も開始している。【資料 2-5-14】【資料 2-5-15】
- ・ 図書の購入にあたっては、シラバスに掲載の参考図書専用のコーナーを設けて学生の利用に供しているほか、各学部の学生の基本的図書、専門分野に関する図書は各学部からの推薦図書により選書し、各学部の学生の学修や教養に資する蔵書構築を図っている。
- ・ 教員が授業の課題等で指定した資料に関しては、教員との連携により、リザーブブック（課題図書）として、あらかじめ複本購入し、一冊は館内閲覧用に常備するなど、学生が支障なく利用できるよう配慮している。
- ・ 「学生選書（学生選書ツアー、Web 選書）」の実施等により、学生自らが、学修に必要な図書の選書を可能としている。
- ・ 資格・就職コーナー、旅行書コーナーの図書に関しては、5 年で除架し、常に最新の情報を提供できるよう更新している。
- ・ また、4 階閲覧室においては、学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架のスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料に関しては、4 階閲覧室から除架し、地下書庫に移し保管している。除籍は、規定に則り、理事長決裁にて実行している。
- ・ 閲覧室とは異なるフロアにラーニングcommonsを配し、図書館閲覧室の静寂空間とは別の、日常空間での共同学習「宿題カフェ」として、また、議論やミーティング、プレゼンの練習の場として活用する空間を提供する等、自学自習の場を保証するとともに、基礎学力向上や就職支援に関わる講座の開催も実施している。【資料 2-5-16】

- ・ 図書館システムを導入し、利用者が OPAC(Online Public Access Catalog)により、図書館内外から迅速な蔵書検索が行える環境を整備し、電子ブックにもシームレスに遷移する等媒体を問わないディスカバリーサービスを提供している。
- ・ NACSIS-CAT/ILL（目録所在情報サービス／相互貸借サービス）に加入し、総合目録データベースの構築と他大学との相互協力を積極的に参加している。
- ・ 閲覧室には、学内 LAN に接続しているデスクトップパソコン 26 台、及びノートパソコン 23 台を配置し、本学が契約している電子コンテンツ等の情報資源の利用も可能としている。また、無線 LAN 環境を整備し、パソコンの持ち込み利用を可能とし、タブレット 8 台も貸出している。
- ・ 令和 5（2023）年度に開設した South 館の分室では、自動貸出機も備え、気軽に貸出手続きができる環境も提供している。
- ・ 令和 4（2022）年度より「学術情報リポジトリ」を開設し、本学の研究者の研究成果（紀要・学位論文等）を学内外に発信する役割を果たしている。
- ・ 北館にパソコン教室を 8 教室及び情報教室自習室（パソコン 24 台設置）を配備するとともに、南館にも芸術学部の授業に対応したパソコン教室を設置している。また Wi-Fi 環境を整備し、通常授業でも学生自前のノートパソコンで演習などが行えるようにしている。
- ・ 研究室や食堂等のフリーWi-Fiに加え、全教室には授業用 Wi-Fi を敷設。これにより、Web 教材やインターネットを大学構内で自在に利用できることとなり、授業方法の改善や時間割の柔軟な編成、教室配当等が可能となった結果、教育目的達成に寄与した。
- ・ 芸術学部では情報デザインファクトリーを設置し、各コースで必要な ICT 環境、Web メディア、様々な動画加工アプリケーション等の設置や管理、フォローなどを行っている。
- ・ 芸術学部では取り扱うソフトウェアなどが学部やコースによって異なるため、入学準備プログラム（対面での実施）の中で、入学予定者に対しノートパソコン購入の案内用紙や大学幹旋のカタログを配付し、安価で必要なソフトウェアの入ったノートパソコンを購入できるよう対応している。
- ・ データサイエンス学部ではビッグデータを取り扱うため必携を求めているノートパソコンについて、入学手続要項と合わせてスペック等を示した資料を送付している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・ 施設・設備の安全管理は、管財課及び委託専門業者により、年間を通じて定期的に各種施設・設備の調査及び検査を実施している。
- ・ 法令等に基づく施設管理業務（消防設備、エレベーター、自動ドア、自動シャッター等の各種機械設備の安全保守点検）、清掃や植栽管理等の環境整備・保全のための各種の維持管理業務については、それぞれの専門業者が計画的にメンテナンスを実施し、適宜報告を受けて実情を把握しつつ、不備事項等への迅速な対応を行っている。
- ・ また、施設・設備の安全性の確保については、常駐設備員、警備員の配備及び機械警備・防犯カメラ等の設置により、キャンパス全般の施設設備、環境保全及び防災、防犯等の監視を常時行い、日常的な安全等への対応や不測の事態に備える体制を整備している。
- ・ 安全管理対策として、令和 5（2023）年 9 月の前期成績発表及び後期オリエンテーショ

ン時に消防避難訓練を実施した。また、11月には学生及び教職員を対象に、地震を想定した緊急地震速報訓練を全学的に実施している。【資料 2-5-17】【資料 2-5-18】

- ・ また、学生、教職員を対象とする安否確認システムを導入しており、安否確認訓練を実施し、有事の際にシステムが機能するように周知を図っている。【資料 2-5-19】
- ・ 学内施設のバリアフリー化については、South 館やグローバル館をはじめとする近年の校舎新築に際しては法令に適合するよう整備していることはもちろんのこと、既存施設についても、要所にスロープや自動ドア、身体障がい者用トイレ、優先駐車場等を設置しており、適宜、増設、改修等を行っている。【資料 2-5-3】
- ・ 施設・設備に対する学生の意見をくみ上げ、施設・設備の改善に反映するしくみとして、「学生生活調査アンケート」を定期的（年に1回）に行い、学生の生の意見をくみ上げている。【資料 2-5-20】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・ 授業は、教育効果を考慮して、原則として、講義科目は130人、語学科目は30～40人、スポーツ科目は20～40人、演習・実習科目は12～35人を1クラスの最大人数とし、履修ガイド等に明示している。【資料 2-5-21】【資料 2-5-22】
- ・ 履修登録人数が10人以下の場合、アクティブラーニング推進の側面から、卒業要件単位等代替が効かない場合を除き、原則不開講としている。
- ・ 学生の授業受講希望者数が定員を超えた場合は、抽選を実施して適切な履修人数となるよう対応しているが、学生のニーズを考慮し、次年度に科目の開講コマ数を増やし複数開設することについて学部教務委員会や大学共通教育委員会等で検討するなど、適切な授業が行える学生数に調整している。
- ・ ICT教育による効果が高い科目という側面を念頭に置きながら、多人数の講義系科目（主に大学共通教養科目）を中心に遠隔（オンデマンド）授業を実施している。

2023年度前期（総授業数：974／前期遠隔授業数：62／前期遠隔授業割合：6.37%）

2023年度後期（総授業数：899／後期遠隔授業数：57／後期遠隔授業割合：6.34%）

2023年度年間（総授業数：1873／遠隔授業数：119／遠隔授業割合：6.35%）

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】 『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P65、103、114、133-136

【資料 2-5-2】 『大学院要覧 2024』 P36

【資料 2-5-3】 『Academic Handbook2024』 P25、33-48

【資料 2-5-4】 大阪成蹊大学生成 AI 利用指針

【資料 2-5-5】 音楽教育センター規程

【資料 2-5-6】 『VISUAL ART BOOK2025』 P100

【資料 2-5-7】 国際交流センター規程

【資料 2-5-8】 英語教育センター規程

【資料 2-5-9】 エビデンス集データ編 共通基礎様式 1（図書館・図書資料等）、表 2-11（図書館の開館状況）

【資料 2-5-10】 図書館利用案内『LIBRALY GUIDE』

- 【資料 2-5-11】 図書館利用ガイドンス 資料
- 【資料 2-5-12】 情報検索ガイドンス 資料
- 【資料 2-5-13】 館情『ビブリオテーク』
- 【資料 2-5-14】 リモートアクセス (RemoteXs) サービスについて
- 【資料 2-5-15】 リモートアクセス案内
- 【資料 2-5-16】 ラーニングコモンズセンター2024 年度前期講座案内
- 【資料 2-5-17】 令和 5 年度消防避難訓練実施報告
- 【資料 2-5-18】 令和 5 年度緊急地震速報訓練実施報告
- 【資料 2-5-19】 令和 6 年度安否確認訓練実施報告
- 【資料 2-5-20】 『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』
- 【資料 2-5-21】 『履修ガイド 2024(経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部)』P7
- 【資料 2-5-22】 『履修ガイド 2024(データサイエンス学部・看護学部)』P7

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 科目の性質、特にアクティブラーニングを想定した演習科目における適正人数を見極め、授業教室を配当していく。
- ・ 講義科目については学生数の増加に対して授業コマを分割して開講することや効果的な遠隔授業を導入する等の措置により、教育効果一層の向上に努めていく。
- ・ コロナ禍から実施したノートパソコンの貸出については一定の役割を終えつつあるが、授業等でまとまった台数を効果的に活用することなども検討し、科目の特性などを睨んで各教員や各授業に対して貸し出す等の措置を講じていく。
- ・ 授業や担当教員のニーズに合わせて、講義教室でも積極的にパソコンが利用できるよう対応を考えていく。
- ・ 老朽化が進んでいる施設や教室、施設内の AV 機器等については、入替や補修等を継続的に行っていくよう適宜検討を進めていく。
- ・ データサイエンス学部・看護学部については、年次進行によって学生数が増加するため、時間割・教室配当において実習教室等が正しく配当されるよう学部と教務部で密に相談しながら配慮していく。
- ・ 近年、学生数が増加し、令和 4(2022) 年度の国際観光学部、令和 5 (2023) 年度のデータサイエンス学部及び看護学部の開設により、学びの分野が拡大したため South 館の図書館分室も含め一層の充実を図っていく。
- ・ 図書館情報資源の利便性向上のために、電子リソース (e-Book、e-Journal、各種データベース) について、リモートアクセス環境の拡充等を図っていく。
- ・ 令和 5 (2023) 年 7 月より、看護学部及びデータサイエンス学部の学生・教員を対象に、本学契約の電子コンテンツについて、リモートアクセスサービスを開始している。今後は、他の学部の学生・教員も対象とし、さらに対象電子コンテンツの拡充も視野にリモートアクセスの環境整備を進めていく。
- ・ ノートパソコンの保有率の向上、必携化の流れが進んだ際に、パソコン教室だけでなく各教室で自在に学生自前のノートパソコンが利活用できるように Wi-Fi 環境の整備を行っているが、充電環境や Wi-Fi 環境のさらなる整備など学びと学生数に応じた充実を適

宜検討する。

- ・ 年1回後期オリエンテーション時に避難訓練を実施するよう今後は時期を固定して常態化していく。
- ・ 学生数の増加に合わせ、教室の定員、コースの特性による適切な教室配当にこれまで以上に配慮していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 教学改革FSD会議の「授業評価アンケートの活用」プロジェクトが中心となり、学期ごとに授業評価アンケートを実施し、学生の意見等を把握している。アンケートの結果は各授業担当教員に返却され授業の改善に役立てるとともに、授業評価アンケートプロジェクトにおいて分析を行い、全学的な回答の傾向を明らかにし活用している。【資料2-6-1】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 心に関する相談については、カウンセリング室の専門スタッフ（臨床心理士）と学生支援課職員が定期的に会合を行い、また身体に関する相談については、保健センターの医師と随時連絡を取り、学生の状況を把握し問題を把握次第適切な対応を行っている。【資料2-6-2】
- ・ 学生相談室の利用状況や相談内容の経年推移を把握、分析し、学生支援委員会等で情報共有し対応に活用している。
- ・ 学費の支払い困難者については、学生部職員が面談を行い、経済状況を把握した上で、延納、分納、奨学金の案内等の対応を行っている。
- ・ 毎年、「学生生活調査アンケート」を実施し、学生の生活状況を知り、より良い学生指導・支援のために役立てている。【資料2-6-3】
- ・ 2023年度調査では、調査対象者数3,311人に対して、有効回答者数3,000人で、有効回答率は90.6%となっている。
- ・ アンケートの内容は、学習研究関連、大学生生活の満足度、国際交流関連、暮らし関連、こころと体の健康関連、安全関連、パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト関連、その他シラバスの利用状況としている。また、大学への意見・要望を自由記述で書かせることで、学生の意見や要望をより詳しく汲み上げている。

- ・ 調査結果については、IR 推進室と学生本部で分析を行い、学部教授会において教職員に情報共有を行い、大学として改善等が必要と判断した事項については適切に対応している。
- ・ 学生の代表である学生会執行部役員と学長をはじめとする関係教職員との懇談の場を設けて、執行部役員の改選の都度、意見を聴取する機会を設けている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 「学生生活調査アンケート」に教育環境・設備の充実度についての質問を設け、意見を聴取し、必要に応じ対応を行っている。
- ・ 毎年9月頃に、学部ごとに数人から10人程度の学生を学生評価員として選出し、直接授業内容や学修環境等についてのヒアリングを行っている。ここで出された意見は自己点検評価委員会で取りまとめており、学長から改善課題として指摘された点については大学幹部教員や担当事務部門で対応策を検討し、自己点検評価委員会で共有、改善を図っている。【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-6-1】 授業評価アンケート結果分析（2023 年度前期）
- 【資料 2-6-2】 『Campus Magazine2024』 P19-20
- 【資料 2-6-3】 『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』
- 【資料 2-6-4】 自己点検・評価への学生の参画について
- 【資料 2-6-5】 大学自己点検・評価活動へのご協力をお願い

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生生活調査アンケートの質問事項及び結果を綿密に検討し、学生のニーズを的確に把握することで取り組むべき課題を浮き彫りにする。
- ・ また、取り組むべき課題を経営計画に活かし、中長期の改善方策の策定を図っている。

【基準 2 の自己評価】

- ・ 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを「関心・意欲」「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の4つの観点から定め、大学ホームページや学生募集要項などで公表している。
- ・ 入学者の受入れに関する方針に沿って、入試毎に具体的な評価の観点を定めて入学者選抜を実施している。
- ・ 入試問題の作成については、学長より出題委員として委嘱された本学教員が作成しており、人権への配慮も行っている。
- ・ 教育を行う環境を確保するため、入学定員に沿った募集人員を入試区分毎に定めている。
- ・ 学修及び授業支援に関する事項は、教務委員会や学生委員会をはじめとする各種委員会で分担し、各事案について計画・実行しており、その内容等については、経営会議で情報共有している。
- ・ 全専任教員が週1コマ程度以上のオフィスアワーを設けており、学生に周知している。

また、非常勤教員についても必ずシラバスに「オフィスアワー・授業外での質問方法」を明記し対応することとしている。

- ・ 教育効果を高めるため、各学部の教育目的に応じて TA・SA 等を配置している。
- ・ 退学者縮減のため、退学等の懸念学生の情報を収集し早期に対応する体制を整えている。
- ・ 教育課程の編成において、「企業等連携 PBL」「地域連携 PBL」「キャリアプランニング」「仕事とキャリア」「仕事とキャリア演習」などの科目を設定し、学部ごとに社会的・職業的自立に関する指導 のための体制を整備している。
- ・ 就職本部主導のもと、教職協働で学生の就職支援を実施している。就職部では、学部担当の専従職員を配置し、学生一人ひとりの進路希望に応じた個別のキャリアサポートを実施している。
- ・ 教育職を希望する学生には教職キャリアセンターが中心となり、教員採用試験の情報収集や学修講座、模擬試験の実施等支援を行っている。
- ・ 学生本部会議で定められた方針に基づき学生委員会や学生支援委員会などの組織において学生サービスや学生支援のための具体策を決定し、進捗についても把握している。
- ・ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談については、アドバイザー教員や学生支援センターの専任職員が対応するとともに、学生相談室を設置し、専門スタッフ（臨床心理士）による相談受けもを行っている。
- ・ 設置する 6 つの学部の特性に応じた施設・設備を整備している。
- ・ 施設・設備は定期的に点検や管理がされており、快適な教育環境の整備と安全性の確保に努めている。
- ・ 施設内には適宜スロープや自動ドアを設置するなど、バリアフリー化にも努めている。
- ・ 安全管理対策として、学生と教職員を対象とした避難訓練や安否確認訓練等についても計画的に実施している。
- ・ 学生の意見・要望は「授業評価アンケート」「学生生活調査アンケート」及び学生評価委員など多様な機会を整備してくみ上げ、把握・分析に努め改善に役立てている。

大学院

- ・ 入学者受入れに関する方針に沿って大学院入学者選抜を実施している。
- ・ 入試問題の作成については、学長より出題委員として委嘱された本学教員が作成しており、人権への配慮も行っている。
- ・ 大学院入学定員に沿った募集人員を入試区分毎に定めている。
- ・ 施設・設備は定期的に点検や管理がされており、快適な教育環境の整備と安全性の確保に努めている。
- ・ 夜間開講が主であることから、緊急時対応及び避難経路等、入学時ガイダンス（オリエンテーション）で提示している。
- ・ 以上のことから、本学は「基準 2. 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

学部

- 大学のディプロマ・ポリシーは、図表 3-1-①a に示すように定められ、建学の精神、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの関連の中で、4つの観点から明確に定められている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

図表 3-1-①a 大学のディプロマ・ポリシー

確かな専門性	確かな専門性を磨くための幅広い教養やスキルを身につけている。
	専門に関わる確かな知識・技能、職業理解を身につけている。
	知識・技能を実践の中で応用することができる。
社会で実践する力	論理的に考え、課題を明らかにすることができる。(課題発見)
	豊かな発想力によって、未知の課題にも創造的に取り組むことができる。(企画・立案)
	主体性を持ち、積極的に行動することができる。(行動・実践)
	困難な課題にも挑み、最後までやりとげることができる。(完遂)
協働できる素養	他者の意見をよく聴き、自己の意図を正確に伝えることができる。
	集団やチームの中で固有の役割を果たすことができる。
忠恕の心	常に誠をつくし、ひとの立場に立って、考え行動することができる

- 各学部は大学のディプロマ・ポリシーの方針に従い、学部ごとのディプロマ・ポリシーを作成している。
- 各学部のディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ、履修ガイドにより周知している。
【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】
- 各学部が定めたディプロマ・ポリシーに示す「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を身につけた学生に対し、社会で活躍できる「人間力」を備えたものとみなし、卒業要件を満たした学生に学士の学位を授与する。

大学院

- 大学院では、大阪成蹊学園の「建学の精神」及び本学大学院の「使命・目的」を踏まえ、現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目的として、図表 3-1-①b に示すようにディ

プロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、大学院要覧により周知している。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

図表 3-1-①b 大学院教育学研究科のディプロマ・ポリシー

学校及び地域における教育施設等でのフィールドワークやケースメソッドをベースに実践の課題を持ちながら、教育学研究の方法を以って教育学研究を遂行し、実践の創造的問題解決につなぐ省察的研究の実践者に必要な能力として、以下の能力を目指すこととして、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）としている。

1. 教育学に関する、広い視野をもった高度な専門知識や教育技術
2. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、有用な知にたどり着く、創造的問題解決ができる力
3. 専門的理論・知見と自ら立てた問題意識や仮説を絶えず批判的に検討・消化しつつ、自分の考えをその場にふさわしい方法で表出し、また相手の考えや立場を尊重しながら討議あるいは応答できる力
4. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、教育実践に関して、客観的かつ論理的に考察を展開し、独創的で有用な研究を遂行できる力

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部

- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準（可否基準）、卒業認定基準（必要単位数、卒業認定方法）を適切に定め、履修ガイドに明記するとともに新入生にオリエンテーションを行い学生に周知している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】
- ・ シラバスに授業科目毎にディプロマ・ポリシーとの関連と成績評価基準を明示し、学生に周知している。
- ・ 教員による成績評価（可否判定）の実施にあたっては、シラバスに記載の評価基準に準拠すると同時に、教学改革 FSD (Faculty and Staff Development) 会議の「適切な成績評価の実施」プロジェクトにて作成された「成績評価ガイドライン」を考慮し、ディプロマ・ポリシーとの関連を明確化して、客観的に実施している。【資料 3-1-9】
- ・ ディプロマ・ポリシーとの関連で特に重要な科目（卒業研究などの一部の専門基幹科目）については特定の履修条件を定め、履修ガイドにその条件を記載し周知している。この履修条件が実質的に進級基準として作用しており、このことも履修ガイドにて学生に周知している。

大学院

- ・ 大学院では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準等を適切に定め、大学院要覧に記載し、新入生へオリエンテーションを行い周知している。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部

〈単位認定基準の策定と厳正な適用〉

- ・ 単位の認定については、学則第 37 条から第 42 条及び、履修規程に定めている。「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員が所定の単位を与える(学則第 37 条)」ことを単位認定の基本として、「教育上有益と認められるときは、学生は、他の学部の授業科目を履修し、その単位を修得することができる(学則第 38 条第 1 項)」「教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位は 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(学則第 39 条第 1 項)」「教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(学則第 40 条第 1 項)」「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる(学則第 41 条第 1 項)」など、他の学部の授業科目の履修による単位の認定、他の大学又は短期大学における授業科目の履修による単位の認定、大学以外の教育施設等における学修による単位の認定、入学前の既修得単位等の認定等多様な単位認定の方法についても、学則で適切に定めている。【資料 3-1-10】
- ・ 学則第 37 条に定める単位の認定は、各授業担当教員による成績評価をもとに行われる。
- ・ 学則第 42 条及び図表 3-1-②a に示す成績評価の基準に基づき、定期試験、追試験、再試験等により適正に評価し、「可」以上を単位として認定している。
- ・ なお本学では GPA(Grade Point Average)制度を導入しているが、各学期の履修登録の際には、一定期間内の登録修正(削除)の機会も保証することで、同制度の趣旨を実質化している。【資料 3-1-11】

図表 3-1-②a 成績評価の基準及び GPA の換算方式

点数	評語	評価点 (GP)	合否
100 点～90 点	秀	4	合格
89 点～80 点	優	3	
79 点～70 点	良	2	
69 点～60 点	可	1	
59 点以下	不可	0	不合格

- ・ 成績評価の実施にあたっては、シラバスにおいて当該授業の「養うべき力と到達目標」や、「成績評価の観点と方法・尺度」を全ての授業で明示することで、適性且つ客観的な評価の実施を図っている。さらに、平成 29 (2017) 年度後期以降の成績評価については、公平性、客観性、厳格性を担保するため教学改革 FSD 会議の「適切な成績評価の実施」プロジェクトにて作成された、図表 3-1-②b の成績評価ガイドラインを提示し、この基準を考慮した授業設計と成績評価を実施している。【資料 3-1-9】

図表 3-1-②b 成績評価ガイドライン 抜粋 (Academic Handbook2024 P21)

<p>5. 理由書の提出を求める場合の基準</p> <p>(1) 「不可」を含む平均点が 65 点～80 点の範囲を超える場合</p> <p>(2) 「秀」の割合が 15%を超える場合</p>
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(3) 「秀」と「優」の合計が 50%を超える場合(4) 「不可」の割合が 25%を超える場合(5) 上記「不可」の割合に、成績の点数が「0点」（授業放棄、多欠席等）の受講生は含まない。(6) 上記の割合を超える場合には、成績評価結果の記入に際して、当該成績評価結果の理由・根拠を説明する資料を別紙の様式により作成し、教務委員会に報告する。(7) 上記の対象とならない科目については、必要に応じて学部・学科ごとに定める。 |
|--|

- ・ 成績評価ガイドラインの基準を超えての理由書の提出にあたっては、紙媒体での提出ではなく、各教員がシステム上で成績入力を行う際にその基準を超えた場合、理由を記載しなければ成績入力の確定が行えないように設定しており、基準を超えた際の理由を成績入力時に併せて記載できるよう対応している。
- ・ 学生は、認定された自身の成績に疑問点がある場合「成績評価確認願」によって担当教員に異議申し立てをすることができる。担当教員は、疑義照会に応じて再度成績評価について慎重に調査し回答するなどして、適正に対応している。【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】
- ・ 学則第 39 条から第 41 条に定める単位の認定にあたっては、教務委員会の審議を経て、学長が決定することとしている。

〈進級及び卒業要件の策定と厳正な適用〉

- ・ 進級要件については、特に定めていないが、各教員からの情報や学生支援課からの資料に基づいた定例の学部会議での報告や協議を通して、学生個々の履修状況や成績状況の特性を把握しながら、個別のかつ日常的に履修指導を行っている。
- ・ 卒業要件については、各学部において、科目区分ごとに必修科目及び卒業必要単位数を定めており、それらを充たした上で合計 124 単位以上、看護学部においては 132 単位以上の単位を修得することを卒業の要件としている。卒業認定にあたっては、教授会においてこれを審議し、学長が認定している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-14】
- ・ 経営学部及び国際観光学部においては、「専門演習 5・6」（4 年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることを必要とし、「① 2 年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。② 3 年後期終了時に、卒業に必要な単位のうち合計 90 単位以上を修得できていること。（教職課程の教職に関する科目の修得単位数は 90 単位に含まれない。）③ 「専門演習 1・2」及び「専門演習 3」または「専門演習 4」のいずれかを修得していること」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学期の始まりに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施しているほか、「卒業研究ガイドライン」をもとにルーブリックやガイドラインを作成し、それに沿った卒業論文作成・研究要件を加えた履修指導を行い、周知徹底を図っている。【資料 3-1-15】
- ・ 芸術学部においては、「卒業研究・制作 1」「卒業研究・制作 2」（4 年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることが必要とし、「① 2 年次終了時の通算 GPA が 1.20 以上、若しくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上または標準修業年限を超えて在学する者。② 修得下単位のうち、卒業に必要な単位数の合計が原則として 90 単位以上であること。（教職課程の教職に関する科目及び博物館学芸員課程必修科目及び二級・木造建築士課

程の専門資格講義系科目の修得単位数は含まれない。）」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学部では、学期の始まりに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施している。芸術学部卒業制作・研究ガイドラインをもとにルーブリックや、より詳細なガイドラインを毎年作成し、それに沿った卒業制作・研究要件を加えた履修指導を行い、周知徹底を図っている。【資料 3-1-16】

- ・ 教育学部においては、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」（４年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることを必要とし、「①２年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは３年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。②修得した単位のうち、卒業に必要な単位の合計が原則として 90 単位以上であること。」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。平成 30（2018）年度以降は卒業研究ガイドラインを作成し、これに沿って履修指導を行い、学部全体で共有を図っている。また、教育実習、保育実習への参加要件も定めている。各学年の実習及び実習指導科目の履修登録時点において、各実習において指定した科目について単位修得済みである場合、または実習と同学期に履修が可能である場合においてのみ、該当の実習及び実習指導科目の登録を認めている。その結果も踏まえた上で、学期の始まりに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施している。【資料 3-1-15】
- ・ データサイエンス学部においては、「卒業研究 2・3」（４年次必修）を履修するには、履修要件「①２年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは３年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。②３年後期終了時に、卒業に必要な単位のうち合計 90 単位以上を修得できていること。（教職課程の教職に関する科目の修得単位数は 90 単位に含まれない。）③「未来クリエーションプロジェクト 1・2・3・4」及び「卒業研究 1」を修得していること」を満たしていることが必要とし、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学期の始まりに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた履修ガイダンスを実施し、指導の周知徹底を図っている。このように、特定の履修条件が必要となる科目（卒業研究）については、履修ガイドにその条件を記載するなどして、周知している。
- ・ 看護学部においては、看護師国家試験受験資格（選択者は保健師国家試験受験資格）を獲得するために、保健師助産師看護師法指定規則に示されている科目と対応する本学教育課程の講義と実習科目の 132 単位（保健師は 147 単位）取得を必要とする。学生には、授業における学修目標や目標を達成するための授業方法・計画についてシラバスを通じて明示している。また、他学部と同様に「履修ガイド」を配布し説明するとともに、履修要件（先修要件のある科目）や成績評価についてもその基準を提示し、GPA 制度を活用する旨を各学期の始まりの履修ガイダンスにて説明を実施している。

大学院

〈単位認定基準の策定と厳正な適用〉

- ・ 大学院の単位の認定については、大学院学則第 31 条から第 35 条に定めている。学則については、『大阪成蹊大学大学院要覧』や『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』に掲載し、毎年 4 月のガイダンス（オリエンテーション）において周知している。【資料 3-1-6】【資料 3-1-17】

- ・ また、「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える（第 31 条）」ことを単位認定の基本として、「教育上有益と認められるときは、大学院生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で、委員会の審議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（第 32 条第 1 項）」「教育上有益と認められるときは、大学院生が大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を委員会の審議を経て、研究科長が大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（第 34 条第 1 項）」など、他の大学院の授業科目の履修による単位の認定、他入学前の既修得単位等の認定等多様な単位認定の方法についても、大学院学則で適切に定めている。
- ・ 大学院学則第 31 条に定める単位の認定は、各授業担当教員による成績評価をもとに行われる。大学院学則第 35 条及び図表 3-1-②c に示す成績評価の基準に基づき、定期試験等により適正に評価し、「D」以上を単位として認定している。

図表 3-1-②c 大学院の成績評価の基準

点数	評語	評価点 (GP)	合否
100 点～90 点	A	4	合格
89 点～80 点	B	3	
79 点～70 点	C	2	
69 点～60 点	D	1	
59 点以下	E	0	不合格

- ・ 成績評価の実施にあたっては、シラバスにおいて当該授業の「養うべき力と到達目標」や、「成績評価の観点と方法・尺度」を全ての授業で明示することで、適性且つ客観的な評価の実施を図っている。
- ・ さらに大学院生は、認定された自身の成績に疑問点がある場合、「成績評価確認願」によって担当教員に異議申し立てをすることができる。担当教員は疑義照会に応じて再度、成績評価について慎重に調査し回答するなどして、適正に対応している。【資料 3-1-12】
【資料 3-1-13】
- ・ なお、大学院学則第 32 条から第 34 条に定める単位の認定にあたっては、研究科委員会の審議を経て、学長が決定することとしている。

〈進級及び修了要件の策定と厳正な適用〉

- ・ 進級要件については、特に定めていない。しかしながら、研究指導教員、授業担当教員からの情報や学生支援課からの資料に基づき、大学院生個々の履修状況や成績状況の特性を把握しながら、個別かつ日常的に履修指導を行っている。
- ・ 修了要件については、大学院学則第 37 条において「大学院学則第 12 条の規定による修業年限以上在学し、次に掲げる単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査に合格した者については、研究科委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。」と定めている（図表 3-1-②d）。【資料 3-1-6】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】

図表 3-1-②d 大学院の修了要件単位数

科目区分	単位数	計
必修科目	基礎科目（地域・学校実践演習Ⅰ：2単位、地域・学校実践演習Ⅱ：2単位）計4単位 基本科目（研究方法論Ⅰ：2単位、研究方法論Ⅱ：2単位）4単位 研究指導（研究指導Ⅰ：1単位、研究指導Ⅱ：1単位、研究指導Ⅲ：1単位、研究指導Ⅳ：1単位）4単位 合計12単位	30単位 以上
選択科目	基本科目のうち、必修を除く5科目から、3科目6単位選択 専門科目のうち、「地域教育実践演習Ⅰ（2単位）」または「学校教育実践演習Ⅰ（2単位）」のうちいずれか2単位、「地域教育実践演習Ⅱ（2単位）」または「学校教育実践演習Ⅱ（2単位）」のうちいずれか2単位、計2科目4単位選択 上記以外の選択科目のうち、4科目8単位以上	

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-1-1】 大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と3つのポリシー
<http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>
- 【資料 3-1-2】 『履修ガイド2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』
巻頭、P13、14、19、21、23、28、30、49、54、55、61、66、70、81、116、118
- 【資料 3-1-3】 『履修ガイド2024（データサイエンス学部・看護学部）』 巻頭、P19、23、24、29、33、34
- 【資料 3-1-4】 大阪成蹊大学ホームページ 経営学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 教育学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部3つのポリシー
https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/
大阪成蹊大学ホームページ 看護学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/>
- 【資料 3-1-5】 大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/>
- 【資料 3-1-6】 『大学院要覧2024』 P10、13、15、26-35
- 【資料 3-1-7】 2024年度新入生オリエンテーションスケジュール
- 【資料 3-1-8】 2024年度在学生オリエンテーションスケジュール
- 【資料 3-1-9】 『Academic Handbook2024』 P20、21
- 【資料 3-1-10】 大阪成蹊大学学則第37条～第42条
- 【資料 3-1-11】 大阪成蹊大学 GPA 制度に関する規程

- 【資料 3-1-12】 成績評価確認願
- 【資料 3-1-13】 成績評価確認願に対する回答書
- 【資料 3-1-14】 大阪成蹊大学履修規程
- 【資料 3-1-15】 『卒業研究ガイドライン（経営学部、教育学部）』
- 【資料 3-1-16】 『卒業研究・制作ガイドライン（芸術学部）』
- 【資料 3-1-17】 『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P46-47
- 【資料 3-1-18】 大阪成蹊大学大学院学則第 31 条～第 35 条
- 【資料 3-1-19】 大阪成蹊大学ホームページ 学位論文に関する評価基準
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/pdf/masters-standards2019.pdf>

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・ 成績評価の方法ごとに評価尺度であるルーブリックの開発・運用を演習授業を中心に進めており、成績の基準が明確になるよう改革している。今後はその基準を踏まえながら授業内容に沿った独自の基準や体制を構築していく。
- ・ GPA の目的及び活用を、学生の学修成果の把握以外に、卒業判定、退学勧告等へと広げるための適切な基準についても検討していく。

大学院

- ・ 専修免許取得状況、ルーブリック評価、学修成果を踏まえて教育課程の充実化を図り、教育目的に沿った三つのポリシーの再検証をはじめ種々施策の立案や、教育課程、授業方法等の改善、見直しを図る。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学部

- ・ 本学では、各学部において教育目的を明確に定めるとともに、教育目的を踏まえた教育課程編成の基本方針としてカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。
- ・ 中央教育審議会大学分科会大学教育部会の示すガイドライン（「卒業認定・学位授与の方

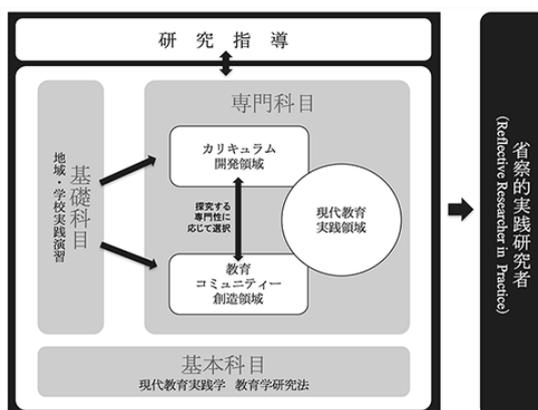
針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン)を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定している。策定にあたっては、「教育課程の編成」「教育方法の特色」「学修成果と評価」の項目を設定し、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の編成方針や、全学的に推進しているアクティブラーニング等教育方法の特色、具体的な成績評価の考え方等について、分かりやすく記載している。

- ・ 大学全体のカリキュラム・ポリシーのほか、経営学部経営学科・スポーツマネジメント学科・国際観光ビジネス学科、芸術学部造形芸術学科、教育学部教育学科、国際観光学部国際観光学科、データサイエンス学部データサイエンス学科、看護学部看護学科のそれぞれの課程別にカリキュラム・ポリシーを策定しており、ホームページ等で公表している。
- ・ 大阪成蹊大学ホームページに、大学の教育研究上の目的と三つのポリシー、各学部の三つのポリシーと教育目的を公表している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】
- ・ 教育課程は「大学共通科目」「専門科目」の2つの科目群で構成されている。

大学院

- ・ 大学院は、「学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与すること」(学則第1条)を目的としている。また、本研究科は、「現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する知的素養のある高度専門職業人を養成すること」(学則第3条第2項)を目的としている。そこで、上記の目的を達成するために、教育課程を編成することとし、「教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)」を定め、ホームページや大学院要覧で周知している(図表 3-2-①)。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

図表 3-2-① 大学院教育課程の編成方針



3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学 部

- ・ 建学の精神や教育理念に基づき「養成する人材像」を定め、この実現のため(1)ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、(2)カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及び(3)アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を定め三つのポリシーの一貫性を確保した対応関係と、三つのポリシーと教育課程の相関関係を保ちつつ体系的・組織的な教育課程を編成している。
- ・ 学科・コース毎に作成しているカリキュラムマップと教育課程概念図（カリキュラムフロー）を学生に明示し、学生が将来を見据えた履修計画に主体的に取り組むことを可能にしている。【資料 3-2-6】
- ・ 本学は、ディプロマ・ポリシーに定めている4つの観点（「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」）に基づき、幅広い分野・領域で高い専門性を発揮するための確かな知識や技能、実践力だけでなく、社会人として活躍するための、自ら課題を発見して解決していこうとする姿勢や、様々な人と協力して物事に取り組むことのできる素養を身につけた人材の育成を目的として、次の観点に基づき体系的にカリキュラム・ポリシーを設定している。
 - ①基礎から専門まで、少人数ゼミナール教育の実現
学部により科目名称は異なるが、ゼミナール形式で少人数教育を実施している。
 - ②全学部共通の初年次教育及び入学準備プログラムの実施
授業や大学生活を充実したものにするため、入学準備プログラムを実施する。大学での学びの動機付け、大学での学び方、アカデミックスキル（授業の受け方、レポートの書き方等）、キャリアの考え方、スチューデントスキル等の指導のため初年次教育を充実させている。【資料 3-2-7】
 - ③シラバスへのアクティブラーニング実施計画の記載
学生の主体的、協働的、双方向的な学びを実践するため、授業担当者はアクティブラーニングの実施計画をシラバスに記載し、学生の主体的・能動的な学修を実現している。
 - ④カリキュラムマップによる履修モデルの提示
各学部・学科・コース毎に、カリキュラムマップを学生に明示し、学生の将来を見据えた履修計画を主体的に取り組むことを可能にしている。なお、全学部で、学生の自己の適正や志望により2年次からのコース変更を可能にしている。

大学院

- ・ 大学院では、教職専門のみならず、学校と学校が所在する地域、さらには現代社会に対する深い理解をベースにして、様々な関係者と理論や価値観、実践を分かち合い、教育の創造へと導くことができる「省察的研究のできる実践者」を養成することをカリキュラム・ポリシーに定め、学修課題を体系的に履修するコースワークを可能としディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学 部

- 学部、学科のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、大学の使命・目的、及び学則に明記された教育目的を踏まえ、4つの観点「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」から定められたディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの関連に中で一貫した方針に沿って、教育課程は編成されている。策定にあたっては、「教育課程の編成」「教育方法の特色」「学修成果と評価」の3項目を設定し、図表3-2-③aに示すように、定められ、この方針に沿って教育課程が編成されている。【資料3-2-1】【資料3-2-2】【資料3-2-3】

図表3-2-③a 教育課程編成方針

教育課程の編成	本学の教育課程は、「大学共通科目」と「専門科目」の2つの科目群で構成される。「大学共通科目」には、「共通基礎科目」「教養科目」「キャリア支援科目」がある。「専門科目」では、各学部の専門性に応じて、講義や演習、実習をバランスよく配置し、基本的な知識から、知識・技能を活かす実践力の修得まで、確かな専門性を身につけられるよう系統的な教育課程の編成を行う。また、学びの集大成として、4年間の学びを振り返りながら、卒業制作、卒業研究をすすめる、4年間の学修成果を発表し、学修成果を学内外に広く披露する機会を設ける。そのほか、様々な資格取得や検定合格をめざす教育プログラムを設定することで、興味や関心、進路に応じて学生の成長をサポートできるようにする。
教育方法の特色	本学の授業は「講義」、「演習」、「実習」から構成されており、すべての授業において「アクティブラーニング」を進める。「講義」では、教員の一方的な授業ではなく、教員と学生、学生同士の双方向のやり取りを重視した授業を展開する。「演習」「実習」では、グループやペアで協力しながら課題に取り組む授業や、学外に出て、社会の人々との関わりの中で学びを深めていく授業、実際の社会で起きている様々な課題の解決に取り組む授業などを展開する。また、学部・学科の教育目的に沿って、ポートフォリオ（作品や実習記録、学修記録など）を残していくことで、学修の成果を振り返りながら、成長を実感したり、課題を明らかにしたりできる授業も展開する。
学習成果と評価	学修成果の評価は、本学の「人間力」教育の目的に沿って、「人間力」を構成する個別の能力や知識・技能を身につけることができたかを測る。具体的には、授業科目ごとにシラバスにおいて養うべき力、到達目標、成績評価の観点と方法、尺度を明記し、客観的に学修成果を測り、評価する。

- 看護学部の教育課程は、看護学の基盤となる科学的思考、人間と社会を理解するため医学の基礎及び教養科目を配置し、専門基礎科目「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」、専門科目では、「基礎看護学」から看護の各専門領域及び「統合と実践」まで、看護職者としての基本的な専門知識及び「演習」と看護の専門領域「実習」を経て看護技術を修得できるよう教育課程を配置している。
- 本学では全学的に統一した様式のシラバスを作成し、ホームページに掲載している。各科目のシラバス作成においては、全教員に「シラバス作成の手引き」を作成・配布し、シラバス作成に関してのFD (Faculty Development) 研修を実施することで分かりやすく適切なシラバスの作成を行っている。また、すべての科目について、担当者以外の教

員によるクロスチェックを実施しディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性を確認し、教育プログラムの充実を図っている。【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】

- ・ また、各学部において、大阪成蹊大学履修規程第 8 条に定める通り、CAP 制（履修上限単位）を導入し、前期・後期に履修登録できる単位数の上限を設定している（図表 3-2-③b）。【資料 3-2-10】

図表 3-2-③b 大阪成蹊大学履修規程（抜粋）

（履修科目の登録の上限（CAP 制））		
第 8 条 一学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、22 単位までとする。なお、第 5 条 3 別表第 2 に定める科目、及び学外で行われる実地指導関連科目の単位数については、制限単位数に含めない。		
2 教育学部に限り所属するコースで取得できる 2 種類の免許資格の取得を目指す場合は 24 単位までとする。		
3 前 2 項の規定にかかわらず、直前の学期に 20 単位以上修得し、直前学期の GPA が 3.0 以上である者について、または教育学部に限り前年度一年間で 40 単位以上修得し、前年度一年間の GPA が 3.0 以上である者については次の表の通り上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。		
学 部 名	上限単位数	上限を超えて登録を認める単位数
経営学部・国際観光学部・芸術学部・データサイエンス学部	22 単位	26 単位
教育学部		
教育学部 ※2 種類以上の免許資格を目指す場合	24 単位	32 単位
4 看護学部に関し第 1 項の規定にかかわらず、履修科目として登録できる単位数の上限は、年間 50 単位とする。なお、保健師教育課程及び養護教諭一種免許教育課程を履修する場合は、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。		

- ・ CAP 制度と履修上限単位については、履修ガイドに履修規程を示すだけでなく、各学部のページ内でも「履修登録上限単位（CAP 制度）」として項目を設け記載しており、各期当初に実施するオリエンテーションの中でも学生に周知徹底、また確認を都度できるよう対応している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】
- ・ CAP 制度に含まれない「実地指導関連科目」については、これまでは各学部に配布する紙媒体のオリエンテーション資料内でその科目を明示していたが、学生が履修登録と連動して確認できるよう、令和 6（2024）年度からは履修ガイドの各学部の「履修登録上限単位（CAP 制度）」の内容に付記する形で、CAP 外となる科目を具体的に記載している。

大学院

- ・ 大学院では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教育目的を達成するための教育課程の編成方針について、カリキュラム・ポリシーを策定しており、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。1 年次は、地域と学校でのケースメソッドを通して、地域教育と学校教育についての実際的な理解に基づき、それぞれの教育を相対化して捉える。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】
- ・ 2 年次には、1 年次の探究を通して生まれた研究課題、大学院修了後に活躍するフィールド等をふまえて、「研究指導」と往還させ、構想 - 実践 - 省察のサイクルで探究を続け、創造的な問題解決につなげていく。具体的には、1 年次の「地域・学校実践演習

I・II」で培った相対化する思考力をもって、ケースメソッドを通して、固有のフィールドにおける問題に対する新しい理解を導き（構想）、フィールドで活動している人々に新しい理解を示し、意見を聞くことやパイロット的に試みることなどを行い（実践）、「研究指導」で専門的な観点から新しい理解を検証すること（検証）を通して、新しい理解を洗練させていく（新しい構想）。このサイクルを通して、実践と研究の両面から地域の教育課題への創造的問題解決に取り組む。

- ・ また、多様な分野の専門知識を学修するために、教育実践に関する基礎的な専門知識を「基本科目」で学ぶとともに、「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」の両領域から自由に選択履修する教育課程を編成し、課題の創造的解決に必要な専門知識を学修することとしている。なお、大学院においては、年間の履修登録可能単位を22単位とし、「大阪成蹊大学大学院教育学研究科履修規程」第8条に規定している。【資料3-2-11】

3-2-④ 教養教育の実施

学 部

- ・ 「大学共通科目」に「初年次科目」「外国語科目」「教養科目」「キャリア科目」を設置している。「初年次科目」は「学びの基礎」「文章と表現」、「外国語科目」は「外国語」「留学生科目」から構成され、大学での学びの基礎や社会人としての基本的な能力を修得する。「教養科目」は「人間と智」「国際社会と日本」「科学と環境」「健康とスポーツ」「AI・データリテラシー」の5テーマごとに科目設定をし、令和5（2023）年度は34科目（148講座）を開講している。【資料3-2-12】
- ・ 教養教育については、人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うという本学の教育目的に照らして、大学全体で適切な開講科目を設定している。
- ・ 開講時期についても、一部の教養科目は、学生の学修ニーズに合わせて、前期、後期ともに開講するなど、柔軟な履修を可能にしている。
- ・ 教養教育の実施にあたっては、大学共通教育委員会が統括し、内容や方法を検討している。また、毎年、実施後に内容及び方法を検証し、PDCAサイクルで、次年度に向けて改善を図っている。【資料3-2-13】
- ・ なお、看護学部は、看護師教育課程を主体としつつ、4年間という教育期間を有効に活用し、看護職者としての高度な知識や技術、態度のみではなく、看護を取り巻く状況が日々変化するなかで社会のニーズに応えるため、専門教育以外に学びの基礎である「成蹊基礎演習」で「読む、考える、書く、聴く、発言する」能力を修得するとともに、「外国語」「人間と智」「国際社会と日本」「科学と環境」等の人文・社会・自然の各分野に渡る幅広い教養科目を配置し、現代社会における多様な価値観を理解するとともに、広い視野と思考力を養い人間性の向上に寄与することをめざし、充実した教養教育を行うこととしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学 部

- ・ 「大阪成蹊大学 LCD 教育」という名称で、Literacy、Competency、Dignity の 3 つの要素を育む全学教育の改革を進めている。この改革において、教育内容や教授方法に工夫を凝らし、アクティブラーニングなどの方法を取り入れており、効果的な実施に努めている。【資料 3-2-14】
- ・ 授業内容の改善をはじめとする教育力の向上は、大学の最も基本的な課題であるとの認識から、教育内容の改善に取り組む組織として、学部ごとに FD 委員会を設置し、定期的な教員研修会の開催等を実施している。【資料 3-2-15】～【資料 3-2-21】
- ・ この教員研修会（FD 研修）では、教授方法の工夫・開発と効果的な実施をはかるためにアクティブラーニングの実例も共有できる研究会が開かれ、教員が参考にできるようになっている。
- ・ さらに教授法の優れた教員を表彰する制度もあり、毎年、教員表彰を実施し、教授法の改善を図り、互いに切磋琢磨するようにしている。
- ・ 全学的なアクティブラーニングの推進など、教育改善に必要な調査・研究・指導又は具体案の策定を行う機関として、高等教育研究所を設置している。また、学内外の教学情報の収集と分析及び情報提供や企画案の提言を行う機関として IR（Institutional Research）推進室を設置している。
- ・ 学部横断的な改革組織としては、総長、学長、副学長、学部長、学科長、コース主任、各プロジェクトの参与及び事務部門の代表者によって構成される教学改革 FSD 会議を定期的に開催し、全学的な教学改革を推進している。教学改革 FSD 会議は、設置以降 120 回を超える会議を重ね、課題解決に取り組んできた。なお教学改革 FSD 会議では現在、次の 18 の教学改革テーマを設定し、テーマ別にプロジェクトチームを組成して取り組んでいる。【資料 3-2-22】
 1. 「英語・グローバル教育の充実」プロジェクトでは、国際観光学部や教育学部中等教育専攻英語教育コースにおける英語教育の強化を図るとともに、留学や国際交流、各グローバル教育プログラムの充実を図っている。
 2. 「初年次教育・キャリア教育を核とする全学教育の実現」プロジェクトでは、ソーシャルタッチポイントの拡充を掲げて、初年次教育・キャリア教育の一体的な改革を進めている。SDGs ターゲットや社会課題を題材にアクティブラーニングの基礎を身につける初年次科目や、企業や自治体等の抱える課題に対して協働して課題を解決する PBL (Project/Problem Based Learning) 授業、様々なゲストスピーカーの招聘などにより、社会との接点を豊富に持つなかで人間力を高める全学教育を展開している。
 3. 「全学的な AI・数理・データサイエンス教育の構築と学内 DX (Digital Transformation) の推進」プロジェクトでは、データサイエンスや AI、統計に関する科目を教養科目群に新たに配置し、独自のオンデマンド教材を開発する等して、全学的にデータサイエンスの素養を育むことをめざしている。
 4. 「学修成果・到達度の可視化」プロジェクトでは、各学部でのコア科目における到達度評価のあり方を明確にして、学生の成長・変化を可視化するとともに、教育改善の PDCA の実質化を図ることのできる運用をめざしている。
 5. 「産・学・地の連携による教育研究の充実」では、産業界や自治体等、実社会との関

わりのなかで専門性を深める学外連携授業の量的・質的拡大を図ることをめざし、学外連携学修ポリシーやガイドライン、事例集を作成している。

6. 「全学的なアクティブラーニングの推進」プロジェクトでは、本学独自のアクティブラーニングハンドブックの作成や好事例集の作成、各授業におけるアクティブラーニング実施計画書の作成、FD 研修会や授業相談会の開催等により、組織的なアクティブラーニングの推進による学びの充実をめざしている。本学では全ての授業でアクティブラーニング型の授業を展開しており、授業アンケート等でアクティブラーニングの効果の検証を行い、授業改善に関する相談体制の構築や研究会の開催、シラバスへのアクティブラーニング手法等の記載などを実施している。【資料 3-2-23】
7. 「インターンシップ制度の充実」プロジェクトでは、インターンシップを組織的に推進し、適切な企業等とのマッチング、事前・事後を含む実習指導や実施後の報告会の開催などにより、成長実感の持てるインターンシップ制度を構築している。
8. 「専門演習（ゼミ）、卒業研究・卒業制作の充実」プロジェクトでは、卒業研究・卒業制作に向けた学生の学びの質を一層高めるため、ガイドラインの配布や評価ルーブリック、ポートフォリオの導入、卒業研究発表会の開催などにより、組織的・体系的な指導体制を構築している。
9. 「高大接続改革の実現」プロジェクトでは、入学後の学修を見据え、受験者の資質・能力を多面的に評価することのできる新たな面接試験方法（面接票、質問表、評価ルーブリック等）を開発し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者のより一層の選抜をめざしている。
10. 「シラバスの一層の充実」プロジェクトでは、ディプロマ・ポリシーで示す養うべき知識・技能、能力と各科目との対応を明確に示している。また、アクティブラーニングの指導計画を明記し、学生の課外学習の時間の目安や課題を明示するとともに、授業でのシラバス活用を促進する方策を検討している。
11. 「適正な成績評価の実施」プロジェクトでは、成績評価ガイドラインの作成やパフォーマンス別ルーブリックの作成、成績分布の分析等を通じて、適切な成績評価の実現をめざしている。各教員は担当授業の学修到達度を査定する際には、シラバスに記載の「成績評価方法」「評価割合」「評価の基準等」に基づいて評価を行う。また、特に、レポート、作品・ポートフォリオ、プレゼンテーション、卒業論文などによる質の評価を行う科目では、適宜ルーブリックを開発・活用している。また、成績評価ガイドラインを定め、成績評価にあたっての考え方や、各評語に関する共通理解を図り、公正で客観的な成績評価に努めている。成績の分布状況の把握にあたっては、半期ごとに、全授業の成績評価分布のデータを分析して、成績評価の現状と課題を検証している。検証結果をもとに、成績評価に著しい偏りの見られる教員への改善指導や、ルーブリックの活用の推進を図り、公正で客観的な成績評価の実施に努めている。また、本学では、学生の学修成果の獲得状況を客観的に数値化して比較するために GPA 制度を導入し、学生の学修状況の把握・分析、学修・履修指導への活用、成績優秀者への表彰等に活用している。学生に対しては、履修オリエンテーションにおいて、GPA 制度の目的や GPA の算出方法、活用方法を周知している。また、期末毎に配布される成績表に単位修得数とともに GPA を表記して、フィードバックしている。【資料 3-

2-24】

12. 「授業評価アンケートの活用」プロジェクトでは、授業改善のPDCAサイクルの確立をめざし、授業評価アンケートの実施、授業評価アンケート結果の公表・フィードバック、授業改善計画書の作成、授業評価アンケートの分析を行い、授業改善の達成状況の把握を行っている。アンケート結果の活用による授業改善により、学生の満足度は全学平均で4.0以上に向上している。
 13. 「ラーニングコモンズの活性」プロジェクトでは、授業時間外での学習スペースや学習相談機能の充実、様々な学習講座の開講を行い、正課外での学習環境の充実をめざしている。
 14. 「教員表彰制度の充実」プロジェクトでは、優れた授業実践を行っている教員を表彰し、教育力の高い教員を顕彰するとともに、表彰授業における授業実践の工夫の共有を図っている。また、研究や学部運営など教育以外にも様々な表彰分野を設けている。
 15. 「パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクトの推進」プロジェクトでは、テキスト「品格と人間力」やマナーDVDを作成し、教育課程内外での指導を通して個々の学生の品格と人間力を高めるパーソナル・ブランド・マネジメント・プロジェクトを展開している。
 16. 「教学IRの充実」プロジェクトでは、教学データの恒常的な収集・分析・報告を行い、全学的な教学改革の成果・内部質保証の達成状況の検証を行っている。
 17. 「体系的なFDプログラムの展開」プロジェクトでは、FD委員会を中心として、全学的な教学改革の方向性を踏まえつつ、各プロジェクトとの連携のもと周知徹底や技能開発のための様々なFDプログラムを計画し、実施している。
 18. 「学修成果を発揮する各種大会・コンペティションの充実」として、プレゼンテーション大会「成蹊カップ」、卒業論文発表会、卒業制作展、未来展望レポートコンテスト、英語プレゼンテーション/暗誦大会、読書コンクール、ビブリオバトル、ピアノコンペティションなど、様々な大会・コンペティションを開催し、学修成果を発揮する機会を充実している。
- ・ 全学部において、「講義」「演習」「実習」すべての授業において「アクティブラーニング」を推進している。
 - ・ アクティブラーニング手法を基にグループワーク等を用いて知識の理解と活用を促し、学生が主体的に課題を探求しコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養えるように教授方法を工夫している。
 - ・ 経営学部では、現場体験を重視したカリキュラムを組んでいる。
 - ・ 芸術学部では、独創的な発想力や鑑賞力を獲得すべく、芸術・デザインの専門的な知識をより深く理解できる工夫をしている。「演習」や「実習」は、本学科の学びの核であり、学生が主体的に考え行動し、場合によっては協働する授業形態をとっている。
 - ・ 教育学部では、教育現場での体験・実習と大学での理論的な学修を有機的に結びつける「実践探求型」の学修を進めている。「演習」「実習」では、1年次の学校・園見学、2年時のボランティア活動と学校体験活動、3、4年時の教育・保育実習など、体験や実習を全学年に配置し、それぞれ事前学習、実習後の省察において学生相互の交流、デ

ィスカッション等の協働的な学びを経て、レポート作成やプレゼンテーションによる成果発表を行っている。

- ・ 教育学部の幼児教育コースではピアノグレード認定制度を導入し、学生個々のレベルに合わせたきめ細やかな指導を行っている。個別レッスンの時間以外の個人練習の際にもTA（ピアノアシスタント）が練習のサポートを行い、卒業までの間に多くの学生がグレードアップを図っている。また、ピアノコンペティションなどの演奏機会も設けられ、自分のグレードに合った部門へのチャレンジを促している。【資料 3-2-25】
- ・ 国際観光学部では、大学共通科目の「外国語科目」と専門科目の「コミュニケーション科目」の履修を通じて、4年間の段階的な学修のもと英語4技能をバランスよく身につけていくことのできる配当年次に科目を配置している。また、国際観光学部は令和3（2021）年1月にUNWTO（国連世界観光機関）の賛助会加盟員となり、毎年数回UNWTO駐日事務所から講師を招き、「持続可能な観光地経営」など社会で進行している課題を題材にディスカッション活動などを実施している。
- ・ データサイエンス学部では、大学共通科目の教養科目群に「AI・データリテラシー」の区分を設け、データサイエンスに関連する科目を全学的に提供するなど、最新の分野に対応した教育を行っている。令和5（2023）年8月、全学部生対象の「AI・データサイエンス教育プログラム」が文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定された。データサイエンスの基盤となる科学的方法の理解と適用の充実を図るために、South館の電力消費データに基づき、学生グループによる電力消費を抑えるためのミニPBLを行った。その成果は、積水ハウス執行役員と参加学生により評価され、優秀グループが表彰された。
- ・ 看護学部では、看護学の基盤となる科学的思考、人間と社会を理解するため医学の基礎及び教養科目を配置し、その上で「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会福祉制度」の区分に配置した専門基礎科目を学修し、さらに、専門科目では「基礎看護学」から「統合と実践」まで、看護職者としての基本的な専門知識を学修し、併せて看護技術を修得する。その学修は「講義」「演習」「実習」で構成され、学内の教室や実習室以外に学外の地域や臨床施設をなどの多様な場を活用して実施している。

大学院

- ・ 大学院のディプロマ・ポリシーとの関連性も踏まえてシラバスを作成するとともに授業評価アンケートの結果をフィードバックし授業改善を行っている。
- ・ 教授方法の工夫・開発については、年間のFD活動計画に基づき、教授方法の改善を組織的に進めている。【資料 3-2-26】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】 大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と3つのポリシー

<http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>

大阪成蹊大学ホームページ 経営学部3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/>

大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/>

大阪成蹊大学ホームページ 教育学部3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/>

大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/>

大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部3つのポリシー

https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/

大阪成蹊大学ホームページ 看護学部3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/>

【資料 3-2-2】 『履修ガイド 2024 (経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部)』
P19-24、28、30、49-51、54、55、61-65、66、70、81-83、116、118

【資料 3-2-3】 『履修ガイド 2024 (データサイエンス学部・看護学部)』 P19-21、23、
24、29-30、33、34

【資料 3-2-4】 大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/>

【資料 3-2-5】 『大学院要覧 2024』 P10、13、14、42

【資料 3-2-6】 大阪成蹊大学ホームページ 教育課程概念図、カリキュラムマップ

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/curriculum/>

【資料 3-2-7】 入学準備プログラム案内

【資料 3-2-8】 『2024 年度シラバス作成の手引き』

【資料 3-2-9】 2024 年度シラバス作成スケジュール・チェック体制

【資料 3-2-10】 大阪成蹊大学履修規程第8条

【資料 3-2-11】 大阪成蹊大学大学院教育学研究科履修規程第8条

【資料 3-2-12】 シラバス 2024 (大学共通科目)

【資料 3-2-13】 大学共通教育委員会規程

【資料 3-2-14】 『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P119

【資料 3-2-15】 大阪成蹊大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程

【資料 3-2-16】 大阪成蹊大学経営学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程

【資料 3-2-17】 大阪成蹊大学芸術学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程

【資料 3-2-18】 大阪成蹊大学教育学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程

【資料 3-2-19】 大阪成蹊大学国際観光学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会
規程

【資料 3-2-20】 大阪成蹊大学データサイエンス学部ファカルティ・ディベロップメント
(FD)委員会規程

【資料 3-2-21】 大阪成蹊大学看護学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程

【資料 3-2-22】 令和5年度教学改革FSD会議プロジェクト報告書

【資料 3-2-23】 アクティブラーニングハンドブック改訂版

【資料 3-2-24】 『Academic Handbook2024』 P20、21

【資料 3-2-25】 大阪成蹊学園 2023 年度音楽教育業務実績報告書

【資料 3-2-26】 大阪成蹊大学大学院 FD 委員会規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学 部

- ・ 教育内容の体系化とその充実を図るため、教学改革 FSD 会議、高等教育研究所、IR 推進室を中心に、引き続きプロジェクトごとに教学改革に取り組んでいく。
- ・ 入学時ガイダンスや各学年ガイダンスの機会等を利用して、継続して学生に三つのポリシーの周知に努める。
- ・ 各学部のカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムマップを点検し、改訂版の作成を行う。また、各学科・コースに対応したミドルディプロマを設定し、各専門分野の学びの体系をより明確化する。
- ・ 「卒業研究」を踏まえた系統的な専門教育となっていることを確認し、科目とその内容の改善を図る。

大学院

- ・ ディプロマ・ポリシーで示す省察的研究のできる実践者養成に向け、自分の考えを表出し、相手の考えや立場を尊重しながら討議を進めるアクティブラーニング型授業及び研究指導を確立させる。
- ・ カリキュラム開発領域における学びを基盤に、個々の研究テーマを探究し、修士論文の作成という形で実践の理論化を行う。そのため、学生一人ひとりの状況に配慮した上で、長期履修に対応できる研究方法論、研究方法論 I～IV の各科目で連続性のある研究指導を進める。
- ・ 上記内容を遂行するために、FD 研修を通して各教員の授業及び研究指導の実践成果を共有し、個々の授業改善と課題解決を図る。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学 部

- ・ 「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づき、教育目標・教育目的等をふまえてディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めている。大学のディプロマ・ポリシー及び各学部・学科のディプロマ・ポリシーは「履修ガイド」、本学ホームページで公表している。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】
- ・ 大学及び各学部の三つのポリシーは大学ホームページで広く公表しており、「学校教育

法施行規則」第172条の2の遵守に努めている。【資料3-3-3】

- ・ 教育課程における「学生の学修成果」の把握は、既に策定されている三つのポリシーの実質化を踏まえた上で、学修成果の把握方法を明文化することにより、その詳細について学内外に情報発信し、大学教育の「質保証」を担保する指標としての活用が、強く求められている。
- ・ 本学では、学生の学修成果の評価（アセスメント）について、教育目的に掲げる「人間力」、ディプロマ・ポリシーに掲げる「確かな専門性」「協働できる素養」「社会で実践する力」「忠恕の心」の、各質的水準の達成状況の評価・検証と、教育目的に対する教育運営の適正の評価・検証のためのアセスメント・ポリシーを機関レベル、教育課程レベル、授業レベルといった構成で策定している。【資料3-3-4】
- ・ 教学改革FSD会議の「授業評価アンケートの活用」プロジェクトが中心となり、各授業についての授業改善及び、学生の学修実態の把握をねらいとして、授業評価アンケートを前期、後期に1回ずつ実施している。アンケートの結果は、各授業担当教員に返却され、授業担当教員が自己の授業に対する検証を行っている。【資料3-3-5】
- ・ 「授業への学生の取り組み」の項目では、出席状況や予習・復習・課題に費やした学習時間等を明らかにするとともに、「授業内容と授業の進め方」の項目で各教員の授業の工夫に対する評価と、「授業を通して得られたこと」の項目で自己の学修成果に対する評価を明らかにしている。出欠に関する指導や、授業時間外での学習の促進、アクティブラーニングの推進など、教育や学生指導の目的に沿って達成状況を明らかにできるように設計している。
- ・ 授業評価アンケートの結果を踏まえ、全教員が授業別の「授業評価アンケートに対する所見」及び「授業実施報告書」を学長に提出することとしている。授業の意図や工夫、当該学期の授業に対する自己評価、アンケートの結果に対する分析、今後の改善計画等を記入することとしている。また、授業評価アンケートプロジェクトにおいて分析を行い、全学的な回答の傾向を明らかにし、アンケート結果の総括と提言を行っている。なお、授業評価アンケートの結果は冊子に取りまとめ、図書館等での閲覧を可能にしている。【資料3-3-6】
- ・ 学生生活調査アンケートでは、教職協働体制の中で、学生生活調査アンケートの結果を学生部及び学生委員会を中心に分析し、学部教員、関連部署において結果及び対応策を共有している。【資料3-3-7】
- ・ 外部テストとしては、PROG（ジェネリックスキル育成プログラム）テスト、TOEICテスト等を活用している。PROGテストは、知識を活用して問題解決する力（リテラシー）と経験を積むことで身についた行動特性（コンピテンシー）の2つの観点でジェネリックスキルを測定するテストで、入学時と3年次の2回実施している。【資料3-3-8】
- ・ 経営学部では、「成蹊基礎演習」、「専門演習」をコア科目と定め、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できる学修ポートフォリオを導入し、学修到達度確認を学期の中間と期末に実施して、評価の客観化ならびに学修成果の可視化を推進している。学生が学修ポートフォリオの目標設定や自己評価の際に参考となる「ポートフォリオ記入の手引き」も作成した。また、カリキュラムマップを見直し、各授業の到達目標とディプロマ・ポリシーとの紐づけを修正した。【資料3-3-9】

- ・学修成果可視化のアイテムとして、コア科目の設定のほかに、履修科目の GPA、PROG テスト、各種コンペティション（1年次は読書感想文コンクール、2年次はSDGs ビジョン レポートコンテスト、PBL プレゼンテーション大会「成蹊カップ」、4年次は卒業論文）を活用し、様々な角度から身についた能力について可視化を行っている。
- ・芸術学部では、「初年次科目」「キャリア科目」「演習系科目」をコア科目と定め、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できるルーブリックを活用した学修到達度確認を学期の中間と期末に実施し、評価の客観化ならびに学修成果の可視化を推進している。【資料 3-3-10】
- ・令和 4（2022）年度前期から Google フォームを活用し、ディプロマ・ポリシーと関連づけた複数の項目を学生に回答させ、目標達成度を数値化している。ほとんどの科目で中間から期末にかけて目標達成度が伸長しており、学生自身が成長を実感することに繋がっている。
- ・芸術学部においても学修成果の把握のためのツールとして、学修評価の観点・基準を定めたルーブリック、アセスメントテスト、学修ポートフォリオ及びアンケート調査（学生行動調査等）による評価が行われている。
- ・カリキュラムマップについては PDCA を回すべく専任教員がカリキュラムの整合性や順次性を最終チェックし、すべての授業科目について履修を通じてディプロマ・ポリシーに示されたどの能力の修得につながるかをシラバスに明記している。さらに、レポート、口頭発表、卒業研究・制作への取組み、評価において、ルーブリックの使用が浸透している。令和 4（2022）年より専門基幹科目の学修到達度評価を実施している。
- ・教育学部では、授業の履修状況や実習など各期の学びを学生自らが省察し記入していく教職履修カルテを作成し運用している。教職履修カルテには、「資質評価」のページを設け、ディプロマ・ポリシーに基づく評価項目をルーブリック形式で設定し、学生が自己評価できるようにしている。教職履修カルテは、毎期末、教員が目を通しコメントを書き入れて返却することで、学生の学びを評価し励ますようにしている。また、学校・園体験活動、教育実習では、実施後に成果発表会を行い、学生自らが実習での学びをプレゼンテーションし、交流を通して学びを深められるようにしている。【資料 3-3-11】
- ・国際観光学部では、1年次の短期海外研修の成果発表として「暗唱大会」を、2年次では「英語プレゼンテーション大会」を実施し英語コミュニケーション力の可視化を図っている。
- ・経営学部、教育学部及び国際観光学部では卒業研究において、卒業研究の過程、研究進展の過程での計画書を活用したポートフォリオを作成しているほか、ディプロマ・ポリシーに掲げる「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を卒業研究ガイドラインの中で（1）論文・企画書の評価（2）研究過程の評価（3）研究発表の評価についてそれぞれ評価基準と評価方法を定め運用している。【資料 3-3-12】
- ・データサイエンス学部では、学修成果の評価には、ルーブリック、学修ポートフォリオ、アセスメントテスト、アンケート調査により、学生の学修成果を包括的に評価している。カリキュラムマップやルーブリックは、能力の修得との関連性を明記し、授業や研究において評価基準として浸透させている。
- ・看護学部では、演習及び実習において、学生自身による自己評価と教員による評価を相

互に確認できるルーブリックや振り返りシートを使用して評価を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに基づいた能力を身につけ、保健師助産師看護師法指定規則に示されている科目と対応する本学教育課程の講義と実習科目の 132 単位（保健師は 147 単位）取得の観点により評価する予定である。さらに、臨床実習によってそれまでの学修成果を統合し、看護専門職として卒業時に必要な知識、技術、態度の修得をめざしている。そして、実習は「基礎看護学実習」から「看護の統合と実践」実習まで系統的にレベル分けをし、それぞれのレベルで実習目標を定めている。必修としている実習科目をすべて修得することで養成する人材像やディプロマ・ポリシーに定めるような資質が獲得できるものと判断している。

- ・ 上記の在学中の各学部のアセスメントに加え、平成 30（2018）年度卒業生より卒業時アンケート調査を毎年実施している。学部のディプロマ・ポリシーの各指標に対する自己評価とともに、在学中の学びに対する満足度や成長の実感度を明らかにするものであり、高い水準での学生の学びの達成度・大学の教育成果を確認することができている。本結果は、近年力を入れてきた全学的な教学改革の一定の成果を示すものとして学内の全学会議や全体 FD 研修会等において教職員に共有しているほか、大学案内やホームページ等においても積極的に外部のステークホルダーに対して発信している。【資料 3-3-13】
- ・ 就職先に対しては採用した本学卒業生に対する評価としてディプロマ・ポリシーの各指標の修得状況と強み・弱みについて明らかにする卒業生の評価調査を行っている。また、卒業後半年を経過した卒業生に対しては現在の就業状況及び社会人生活の感想と在学時の学びの振り返りに関する卒業生アンケート調査を実施して、教育改善や就職指導の充実に役立てている。【資料 3-3-14】【資料 3-3-15】

大学院

- ・ 大学院の研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは大学院要覧、本学ホームページ等で公表している。【資料 3-3-16】【資料 3-3-17】
- ・ 大学院での学修の集大成である 修士論文の審査プロセスにおいて、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材養成の目的である教育学研究を遂行し、実践の創造的問題解決につながる省察的研究の実践者に必要な能力をそなえているかという観点に着目して審査を行い、学修成果を点検・評価している。【資料 3-3-16】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学 部

- ・ 教学改善のための授業評価アンケートは、一つひとつの授業についての授業改善及び学生の学修実態の把握をねらいとして、前期、後期に 1 回ずつ実施している。「授業への学生の取り組み」の項目では、出席状況や予習・復習・課題に費やした学習時間等を明らかにするとともに、「授業内容と授業の進め方」の項目で各教員の授業の工夫に対する評価と、「授業を通して得られたこと」の項目で自己の学修成果に対する評価を明らかにしている。【資料 3-3-5】
- ・ 学生生活調査アンケートは、学生生活の実態把握や学生支援に対する満足度等の把握を

ねらいとして、年1回実施している。アドバイザー教員や各教員による履修相談や学生相談、就職相談等の支援の状況や学生の満足度の他オフィスアワーの利用状況や改善の要望などを明らかにできるように項目を設計している。このほか、授業への出席状況や授業以外の学習状況、アルバイトや部活動等への参加状況などについても明らかにしている。またこのアンケートのなかで、学生生活におけるセルフマナーチェックを実施しており、全学的に実施しているマナー指導による、学生の意識や行動の変化を明らかにしている。【資料 3-3-7】

- ・ PROG テストは、社会人に求められるジェネリックスキルを測定するテストであり、各学部のディプロマ・ポリシーの達成状況の検証にも深く関わるだけではなく、大学が学生の特性を把握して学修指導やキャリア指導に活用したり、学生自身が自己の理解を深めて学修やキャリアについて考えることに活用できるよう実施している。【資料 3-3-8】
- ・ 3-3-①で述べたように、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できるループリック、振り返りシートをもとに各教員の学修指導の参考に活用するとともに、カリキュラム評価委員会等で学習指導やカリキュラムの効果的な展開に向けた検討を行っている。
- ・ 経営学部では可視化のデータについて分析結果を学部 FD 研修会で報告し、全教員が受講することで、共通理解を得るとともに、成果と課題を確認し、改善に役立てている。
- ・ 芸術学部における初年次の基礎造形教育では、デッサン、色彩構成などを主軸とした学修課題を設定し、学部独自の学修到達度確認指標（ループリック）を開発・導入して学修到達度を点検・評価するとともに、グラフィック系のコンピュータスキルを修得する科目のなかで資格認定試験を活用しており、効果的で質の高い授業方法への改善計画に役立てている。また、「初年次科目」「キャリア科目」「演習系科目」をコア科目と定め、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できるループリックを活用した学修到達度確認を学期の中間と期末に実施し、中間結果の数値を学生に適宜フィードバックすることで目標達成のための指導を強化している。
- ・ 芸術学部では制作物のデジタルデータ化を行い、e-ポートフォリオとして教員及び学生が制作物をまとめて学修成果を点検・評価できるシステムを構築、運用している。さらに、卒業制作展、3年生展、国際・全国規模のコンペティションやコンテスト等への参加を通して学修成果の可視化を推進しており、産学連携授業時のプレゼンテーションにおいては学外専門家の講評を受けるなど学生へのフィードバックの機会も確保している。

大学院

- ・ 教学改善のための授業評価アンケートは、授業改善及び大学院生の学修実態の把握をねらいとして、各学期に1回ずつ実施している。授業担当教員は、授業評価アンケート結果を基に、授業改善報告書を作成し教育内容・方法の改善に努めている。【資料 3-3-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-1】 『履修ガイド 2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』
巻頭、P19-24、49-51、61-65、81-83

- 【資料 3-3-2】 『履修ガイド 2024 (データサイエンス学部・看護学部)』 巻頭、P19-21、29-30
- 【資料 3-3-3】 大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と3つのポリシー
<http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 経営学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 教育学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/>
大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部3つのポリシー
https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/
大阪成蹊大学ホームページ 看護学部3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/>
- 【資料 3-3-4】 アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-5】 授業評価アンケート結果分析 (2023 年度前期)
- 【資料 3-3-6】 令和5年度 後期 授業実施報告書 (様式)
- 【資料 3-3-7】 『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』
- 【資料 3-3-8】 2023 年度 PROG テスト結果について
- 【資料 3-3-9】 経営学部学修ポートフォリオ記入の手引き
- 【資料 3-3-10】 芸術学部・学修到達度中間評価報告 (芸術学部 FD 研修資料)
- 【資料 3-3-11】 教職履修カルテ
- 【資料 3-3-12】 卒業研究ガイドライン (経営学部、教育学部)
- 【資料 3-3-13】 卒業時アンケート結果 (2024.3 卒生)
- 【資料 3-3-14】 卒業生の評価調査票 (様式)
- 【資料 3-3-15】 大阪成蹊大学ホームページ 卒業生への就職先アンケート
<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/pdf/2-2-02.pdf?ver=240401>
- 【資料 3-3-16】 『大学院要覧 2024』 P10、13、42
- 【資料 3-3-17】 大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科3つのポリシー
<https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/>

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 各学部が取組みを継続して行うとともに、ディプロマ・ポリシーに則した成績評価や GPA の活用方策の検討、社会のニーズにあった学生の育成を企図したディプロマ・ポリシーの見直しを推し進める。
- ・ 学生データや各調査の結果等について、集約の上、分析・提言を行う IR 機能の充実を図っていく。さまざまな教学改革が進行しているが、目的に対して適切な効果検証の方法、

時期を明確にし、必要に応じて新たにアンケート調査を設計・実施していく。

- ・ 学生生活調査アンケート、ループリックのフィードバック方法を検討し、教育内容・方法の改善をめざす。また、学生データや各調査の結果等について実質的な改善行動へと結び付けていく。

大学院

- ・ 授業評価アンケート調査結果とあわせて各授業の授業実施報告書を作成し、教授法の見直しを行う。大学院生生活調査アンケートを年1回実施し、研究指導に関する実態把握や学修支援・大学院生生活支援に対する満足度等の把握を行う。

[基準3の自己評価]

- ・ 学部・学科及び大学院のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは建学の精神や大学の教育目的など一貫した方針の下で体系的に定められており、ホームページ等で公表されている。
- ・ 教員の教育力等の質向上を目的として、授業運営・授業方法についての研修をはじめ入試関連、アセスメント関連、学生指導関連、コンプライアンス関連、研究倫理関連などテーマごとに教学改革FSD会議のプロジェクトと連動し研修を行った。
- ・ 全学部で履修単位数の上限を定め、各授業科目の授業外課題及び課題に必要な時間を設定し、単位制度の実質を保つ努力をしている
- ・ 成績評価の実質化をめざし、成績評価ガイドラインに沿った評価を行い、適正な評価制度を実行している。
- ・ 「授業評価アンケート」「学生生活調査アンケート」「PROGテスト」「卒業時アンケート」などの結果を分析、共有し、学生の学修状況の把握に努め、教育課程改善につなげている。
- ・ 以上のことから、本学は「基準3. 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

- ・ 本学園では、「大阪成蹊学園組織規程」第 60 条第 1 項において「学長は、理事長の命を受け、大学業務の全般を総括する」と規定している。【資料 4-1-1】
- ・ また、「大阪成蹊学園組織規程」第 59 条第 2 号において「大学の学長を補佐するために副学長を置くことができる」とし、その職務については、同規程第 60 条第 2 項において「副学長は、学長の命を受け、大学業務全般を補佐し、学長の委任する業務を代行する」と規定している。
- ・ 適宜開催される大学評議会、また毎月開催される大学運営協議会、学部教授会を通じ、学長を中心として、副学長、学部長、関係各部署等との日常的な意思疎通が行われ、学長のリーダーシップの下での連携体制により大学運営及びこれに基づく学部運営が円滑に行われている。【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】
- ・ 本学は、併設する大阪成蹊短期大学と学内施設の多くの部分を共用しており、施設の運営管理や、学生指導における各種ルール等について、大学間での連携、情報の共有等が必要である。また、本学園では、学校間（大学、短期大学、高等学校、幼稚園）で、単位互換や科目等履修、高大連携授業、協同イベント等、学園内の連携取組みが積極的に展開されている。これら学園内の連携を円滑に進めるため、「学校法人大阪成蹊学園寄附行為」第 6 条の 2 において、「各学校の教学を統括する者として総長を置くことができる」として、学長と総長の連携により、学園内でのリーダーシップを発揮できる体制を整えている。【資料 4-1-5】
- ・ さらに、学園等の教育・研究及び業務運営等の重要事項については、学園の理事長・総長、専務理事、常務理事、学長等で構成する月 1 回の経営会議において審議、協議等しており、本会議の結果を踏まえて学長が大学の管理運営方針等を決定している。
- ・ 本学の教育を更に充実・向上させることを目的に学長裁量費を設け、学長が認める教育改革の取り組みを採択し学長裁量費を配分している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・ 「大阪成蹊大学学則」第 8 条において「学長は、本学を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する」と規定しており、また、「大阪成蹊大学教授会規程」第 3 条において、教授会は学長が教育研究に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べる会

議体であり、大学の校務に関する最終決定権者が学長であることを明確に規定するとともに、「大阪成蹊大学評議会規程」第2条により、評議会は学長の諮問機関であり、最終決定については学長が行うことが明確に示されている。これらの規定からも分かる通り、教学マネジメントを構築するための体制が整備され、大学評議会や学部教授会等の意見を踏まえ、また、理事会や理事長・総長との連携をはかりながら、大学の校務に関する最終決定を学長が行っている。【資料 4-1-6】

- ・ 副学長は、教務委員会担当、学生委員会担当、FD (Faculty Development) 委員会担当、就職委員会担当及び研究倫理委員会担当、図書館担当を兼務しており、学長がリーダーシップを発揮し、教育研究・学生支援を中心とする大学運営及び将来計画の推進を円滑に行なうための補佐体制を整えている。副学長に委任する業務については、学長裁定「副学長の役割と選出方法に係る定め」によって定め、年度始めに周知している。【資料 4-1-7】
- ・ 本学では、「大阪成蹊大学学則」第10条により、学部の教育研究に関する重要事項を審議するため、各学部に教授会を置いている。
- ・ 「大阪成蹊大学教授会規程」第2条において、教授会は、学部長及び専任の教授をもって組織し、准教授その他の教員を加えることができると規定されており、各学部とも准教授、講師等を加えた組織体制で運営を行っている。
- ・ 「大阪成蹊大学教授会規程」第4条により、教授会は学部長が主宰しその議長となることとしているが、同規程第7条において「学長は、必要に応じ、教授会に出席するものとする」としており、実際の運営において学長は全ての教授会の審議事項等について事前に打ち合わせを行い可能な限り各学部の教授会に出席しており、学部教員との直接的なコミュニケーションを取りながら、幅広い意見を十分に聴取、参酌し、学園あるいは大学の経営・教育方針等を示すなど、教員の理解を得つつ諸課題の解決にあたっている。
- ・ また、本学では、「大阪成蹊大学学則」第9条により、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、評議会を置いている。
- ・ 同様に大学院でも大学院学則第8条により重要事項を審議するために研究科委員会を置き、学長に意見を述べる会議体として研究科委員会規程に則り運営されている。【資料 4-1-8】
- ・ 評議会は、「大阪成蹊大学評議会規程」第3条により、学長、学長推薦による理事会選出理事、副学長、研究科長、学部長、学長指名教員、総務本部長により組織されており、学部間に共通する全学的な案件、あるいは重要かつ慎重な判断を要する案件等について、学長の諮問に応じ、学長主宰により適宜開催され、審議を行っている。
- ・ また、学長の諮問に応じ、大学評議会が審議することとしている教育研究に関する重要事項については、「大阪成蹊大学評議会規程」第2条において、図表 4-1-②a に掲げる事項が示されている。

図表 4-1-②a 大阪成蹊大学評議会規程 (抜粋)

第2条 評議会は、学長の諮問に応じ次の各号に掲げる教育研究に関する重要事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関すること。
- (2) 学生の身分に関すること。

- | |
|--------------------------|
| (3) 学部その他の機関の連絡調整に関すること。 |
| (4) その他の重要事項 |

- ・ 学長が教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教授会が審議し意見を述べる事項については、「大阪成蹊大学教授会規程」第3条において、図表4-1-②bに掲げる事項が示されている。【資料4-1-9】

図表4-1-②b 大阪成蹊大学教授会規程 (抜粋)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べるものとする。 (1) 学部学生の入学及び卒業に関すること。 (2) 学部学生の学位の授与に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- ・ 大学院研究科委員会で審議することとしているのは、「大阪成蹊大学大学院研究科委員会規程」第3条において、図表4-1-②cに掲げる事項が示されている。【資料4-1-10】
【資料4-1-11】

図表4-1-②c 大阪成蹊大学大学院研究科委員会規程 (抜粋)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べるものとする。 (1) 研究科学生の入学及び卒業に関すること。 (2) 研究科学生の学位の授与に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。 2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- ・ 大阪成蹊大学教授会規程第3条第1項(3)及び大阪成蹊大学大学院研究科委員会規程第3条第1項(3)に規定する教育研究に関する重要な事項については、それぞれ学長裁定としてあらかじめ定めて、年度初めに教授会または研究科委員会で示し周知している。
- ・ 大学評議会の審議事項に掲げる「その他の重要事項」の具体案件としては、多角的な視点での慎重な調査・審議が求められる、学生の不利益処分となりうる懲戒処分事案や、教育課程の編成に関わる事案等が挙げられる。
- ・ なお、大学評議会、教授会及び研究科委員会において審議事項を専門的に審議するため、「大阪成蹊大学評議会規程」第5条第2項、「大阪成蹊大学教授会規程」第4条第2項及び「大学院研究科委員会規程」第4条第2項により、評議会、教授会及び研究科委員会に専門委員会を置くことができるとしており、専門委員会における審議内容については、評議会、教授会及び研究科委員会においても審議または報告され、その意見を参酌し最終決定を学長が行う。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・ 事務部門は本部体制をとっており、大阪成蹊学園組織規程にその役割を明確に示し、職務権限規程でその責任を明らかにしている。【資料 4-1-1】
- ・ この他、学園の企画統括本部に経営企画本部及び IR (Institutional Research) 推進室を置き、大学の管理運営等で必要と思われる情報等の収集及び分析を行ない学長の意思決定をサポートしている。
- ・ 教学改革 FSD (Faculty and Staff Development) 会議の各プロジェクトに適切な職員を配置している。
- ・ 教育改革の推進、強化を図るため、原則、隔月 1 回の教学改革 FSD 会議を開催し、総長、学長、副学長、学部長、学科長、コース主任、プロジェクト主査等の教学部門の教員及び事務部門の管理職により教学の重要事項に関する協議を行っている。学長は、本会議での審議内容をベースとして、必要に応じて教授会等において教員の意見を聞き、大学の方針・方策を決定している。【資料 4-1-12】

【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 4-1-1】 大阪成蹊学園組織規程第 15 条、第 59 条、第 60 条
- 【資料 4-1-2】 大阪成蹊大学評議会規程第 2 条、第 3 条
- 【資料 4-1-3】 大阪成蹊大学運営協議会規程
- 【資料 4-1-4】 大阪成蹊大学教授会規程第 2 条～第 4 条、第 7 条
- 【資料 4-1-5】 学校法人大阪成蹊学園寄附行為第 6 条の 2
- 【資料 4-1-6】 大阪成蹊大学学則第 8 条～第 10 条
- 【資料 4-1-7】 学長裁定「副学長の役割と選出方法に係る定め」
- 【資料 4-1-8】 大阪成蹊大学大学院学則第 8 条
- 【資料 4-1-9】 学長裁定「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」
- 【資料 4-1-10】 大阪成蹊大学大学院研究科委員会規程第 3 条
- 【資料 4-1-11】 学長裁定「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」
- 【資料 4-1-12】 令和 6 年度教学改革会議プロジェクトメンバー及び報告スケジュール

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 各組織の業務整理及び連携強化により、一層の効果的な取組みを推進する。
- ・ また、教学改革 FSD 会議を中心として様々な改革を進めているところであるが、現行規程との整合性を確認し、その上で必要に応じた関連規程の見直し等を適切に行う。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学 部

- ・ 本学は 6 学部で構成されているが、大学設置基準において規定されている必要基幹教員数と教授数を確保している。経営学部と国際観光学部は経済学関係、芸術学部は美術関係、教育学部は教育学・保育学関係、データサイエンス学部は工学関係、看護学部は保健衛生学関係（看護学関係）のそれぞれの分野で必要とされる必要教員数を図表 4-2-① a のとおり満たしている。【資料 4-2-1】

図表 4-2-①a 学部教員配置（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学部・学科等の名称	基幹教員							助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	分野	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				
経営学部 経営学科	8 人	10 人	1 人	1 人	20 人	10 人	5 人	0 人	43 人	経済学関係	
経営学部 国際観光学科	5 人	4 人	6 人	0 人	15 人	10 人	5 人	0 人	8 人	経済学関係	
芸術学部 造形芸術学科	10 人	15 人	4 人	0 人	29 人	15 人	8 人	0 人	98 人	美術関係	
教育学部 教育学科	16 人	21 人	5 人	0 人	42 人	13 人	7 人	2 人	93 人	教育学・保育学関係	実務家基幹教員 23 人
国際観光学部 国際観光学科	7 人	7 人	0 人	2 人	16 人	12 人	6 人	0 人	4 人	経済学関係	
データサイエンス学部 データサイエンス学科	9 人	5 人	2 人	1 人	17 人	14 人	7 人	0 人	4 人	工学関係	
看護学部 看護学科	7 人	2 人	8 人	11 人	28 人	12 人	6 人	0 人	16 人	保健衛生学関係 (看護学関係)	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	36 人	18 人	—	—		
計	62 人	64 人	26 人	15 人	167 人	122 人	62 人	2 人	266 人		

- ・ 令和 4（2022）年度の大学設置基準の改正による基幹教員制度の導入に伴い、本学では規程を整備し教員確保の体制を整えている。
- ・ 基幹教員となる者については、要件を満たしていることを確認している。
- ・ 教員の採用は、「大阪成蹊学園教職員採用規程」に基づき、原則公募により進めている。「大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程」及び「大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について」に基づき、優れた教育研究業績を有する者を採用候補者として選定し、面接及び模擬授業等により人柄、教育技能等について厳正な審査を行って採用している。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】
- ・ 昇格に当たっては「大阪成蹊学園教員評価基本方針」及び「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」に基づき、研究業績基準を達成し、教育能力を有する者を昇格させている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】
- ・ 各学部において、学部の内容に合わせた教職課程の認定を受けており、認定に必要な教員を図表 4-2-①b のとおり確保している。

大阪成蹊大学

図表 4-2-①b 教職課程・保育士養成課程教員配置状況 令和6(2024)年5月1日現在

学部・研究科	学科・専攻等	入学定員	教職課程・保育士養成課程のための必要専任教員数		専任教員配置数				兼任・兼任	計	
					教授	准教授	講師	助教			
教育学部	教育学科 初等教育専攻	150	[幼一種免]	領域：3人以上	2	4			1	7	
			領域・教職：合わせて10人以上	教職：3人以上	6	3	4		5	18	
				[小一種免]	教科：1人以上	4	7			6	17
			教科・教職：合わせて12人以上	教職：3人以上	8	3	4		12	27	
				[保育士(養成施設入学定員140)]10人以上	9	13	3		25	50	
	教育学部 中等教育専攻	70	[中一種免(保健体育)]教科:3人以上	1	3			11	15		
			[高一種免(保健体育)]教科:3人以上	1	3			11	15		
			[中一種免(英語)]教科:3人以上	1	2			5	8		
			[高一種免(英語)]教科:3人以上	1	2			5	8		
			[特支一種免]3人以上	1	2			7	10		
経営学部	経営学科	140	[中一種免(社会)]教科:4人以上	2	3			11	16		
			[高一種免(公民)]教科:3人以上	2	3			11	16		
			[高一種免(商業)]教科:4人以上	4	4			8	16		
	スポーツマネジメント学科	120	[中一種免(社会)]教科:4人以上	2	3			11	16		
[高一種免(公民)]教科:3人以上			2	2			12	16			
芸術学部	造形芸術学科	240	[中一種免(美術)]教科:3人以上	2	4			8	14		
			[高一種免(美術)]教科:3人以上	1	4			6	11		
国際観光学部	国際観光学科	80	[高一種免(商業)]教科:4人以上	3	3			5	11		
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80	[高一種免(情報)]教科:4人以上	8	4	1			13		
看護学部	看護学科	80	[養教一種免]養護:3人以上	4	1	6	5	5	21		
中等課程・養護教諭課程 (共通開設)		810	教職：3人以上	共通開設分	中	4	1			11	16
					高	3	1			11	15
				保健体育(中・高とも)				1		1	2
					英語	中		1			1
				高			1				1
				社会						2	2
				公民						1	1
				商業						1	1
				美術(中・高とも)	1						1
情報						1	1				
大学院 教育学研究科	教育学専攻	5	[幼専免]3人以上		8	1			5	14	
			[小専免]3人以上		7	1			7	15	

- ・ 本学では平成30(2018)年度までの採用教員については5年任期制を採っており、採用後5年ごとに雇用継続について評価を行っている。「大阪成蹊学園教員評価基本方針」「大阪成蹊学園教員評価実施要領」に基づき、教員目標設定は毎年提出が義務付けられている。提出された自己評価票をもとに毎年の教員評価を行うが、評価前年度に当たる4年目の事前評価で不十分な評価の場合、面談による指導を行っている。【資料4-2-7】
- ・ 令和元(2019)年度以降の採用教員については、「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」に基づき、厳密に5年任期となる新たな人事制度を発足させ、採用3年目に行う中間審査と4年目に期末審査を行うこととした。中間審査で課題のある教員については指導を行ったうえで改善がない場合は期末審査で任期終了とし、一方課題のない教員は再任と

し、以降は無期に転換することとした。ただし、「大阪成蹊学園大学教員任期に関する規程」に基づき、看護学部所属教員（助教を除く）については、無期雇用としている。しかし、「大阪成蹊学園教員評価基本方針」及び「大阪成蹊学園教員評価実施要領」に基づき、教員目標設定は毎年提出が義務付けられている。提出された自己評価票をもとに毎年の教員評価を行っている。【資料 4-2-8】

- ・ また、「大阪成蹊学園教員評価基本方針」に基づき、賞与の増額支給に当たり査定制度を設け、教員目標設定をもとに次年度に教員評価をおこない、複数の階層的な幹部職員による査定を行っている。

大学院

- ・ 大学院教育学研究科教育学専攻においても修士課程に即した研究領域の教員を配置しており、大学院設置基準第9条で規定されている資格を有する教員を、文部科学省の定める「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に基づき研究指導教員数及び研究指導補助教員数を図表 4-2-①c のとおり確保している。

図表 4-2-①c 大学院教員配置（令和6（2024）年5月1日現在）

研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	
研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数			基準数計
3人	3人	3人	6人	3人	2人	3人	6人	0人	7人

- ・ 教育学研究科教育学専攻は、大阪成蹊大学教育学部教育学科を基礎として、その教育研究をさらに発展させるものでもあり、修士課程を担当する専任教員は、大阪成蹊大学の学部教育に精通し、理論面・実践面の研究を指導するにふさわしい教育能力と研究実績を有する教員を中心に配置している。
- ・ 学校等教育機関、教育関連組織の多様な教育実践を包括して指導できる教育体制となるよう、専任教員を適切に配置している。
- ・ 教育学研究科教育学専攻は、小学校教諭専修免許状及び幼稚園教諭専修免許状の取得が可能な教育課程を組んでおり、必要な教員を配置している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

学部

- ・ 大学の教育力を高めるためには、各教員が自身の教育実践を省察し、研鑽を積むことが必要である。各授業が個の能力にのみ依拠した属人的な営みとならないよう、大学としての組織的な職能開発の体制が不可欠である。そのため、様々な専門性をもつ教員集団が、体系的をもって組織的に成長することのできる FD 推進体制の構築を図るために、「大阪成蹊大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程」を定め、全学的なFD活動を計画的に進めている。また、各学部においてもFD委員会を各教授会のもとに設置し、学部独自のFD研修に取り組んでいる。【資料 4-2-9】～【資料 4-2-15】
- ・ より一層の教育の質の向上を図るため、教学改革 FSD 会議の「体系的なFDプログラム

の展開」プロジェクトを中心に各プロジェクトと連動した形で全学的な FD 研修を実施している。

- ・ 令和 5 (2023) 年度は、教員の資質向上と人間力教育の能力向上のために、各学部共通で取り組む研修（教学改革推進、初年次教育、キャリア教育、授業運営、授業方法、学生支援、教職課程研修、AI・データサイエンス教育等の課題等）を 15 回、学生募集研修 1 回、研究倫理研修 1 回、コンプライアンス・ガバナンス研修 1 回、学部独自で設定する研修として各学部で平均 4 回程度の FD 活動を進めるなど、年度当初の計画により年間 22 回程度の研修を行っている。【資料 4-2-16】【資料 4-2-17】
- ・ 本学では、学生の授業に取り組む態度、教員の指導内容、指導方法、教室環境、授業満足度を調査するため、学期ごとに学生による「教学改革のための授業評価アンケート」を実施している。また、そのアンケート結果を受けて、授業担当教員はすべての授業について授業実施報告書を提出している。なお授業評価アンケートの評価が、本学の基準（3.0 点）を満たさない教員（非常勤教員を含む）には授業改善計画書の提出を求め、授業改善を促している。【資料 4-2-18】
- ・ 一方、「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学授業実践等に関する表彰規程」に基づき、優れた授業実践及び教育実践を行っている専任教員を表彰し、授業改善及び教育改善に活用するために研修会を実施している。【資料 4-2-19】
- ・ 教学改革 FSD 会議「全学的なアクティブラーニングの推進」プロジェクトは、平成 30（2018）年 3 月にアクティブラーニングの必要性、授業構成のポイント、授業環境整備のポイントについてまとめた「アクティブラーニングハンドブック（改訂版）」を作成し全教員に配布した。また、令和 3（2021）年には「アクティブラーニング増補版」として、「ICT（情報通信技術）を活用したアクティブラーニング」を Web 上に公開し、利用者の利便性を高めるなど、教員に授業運営、授業方法の改善の研鑽に努めるように取り組んでいる。【資料 4-2-20】
- ・ 本学では平成 30（2018）年より、教員の教育活動、教育業績を明らかにする目的で、自らの教育活動について振り返って記述した本文とその記述を裏づけた資料（エビデンス）から構成されるティーチングポートフォリオ（以下 TP）の提出を求めている。TP には①教育活動の範囲及び責任（何を行っているのか）、②教育の理念（どのような考えに基づいているのか）、③教育実践の工夫（その考えをどのような方法で行っているのか）、④実践の省察（その方法の結果はどうなったのか）、⑤改善の方針（今後、どのようにするのか）の項目が含まれている。【資料 4-2-21】
- ・ TP は所属する学科長と面談の際に、教育業績の評価に利用している。毎年の TP は学事部で適切に保管している。

大学院

- ・ 「大阪成蹊大学大学院 FD 委員会規程」に基づき、令和 5（2023）年度は、研究科担当教員を対象に、研究倫理研修、コンプライアンス・ガバナンス研修など学部との共通 FD 研修に加え、大学院独自のテーマを設定し、2 回の研修を実施した。【資料 4-2-22】【資料 4-2-16】【資料 4-2-17】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-2-1】 エビデンス集データ編 共通基礎様式1（教員数）
- 【資料 4-2-2】 大阪成蹊学園教職員採用規程
- 【資料 4-2-3】 大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程
- 【資料 4-2-4】 大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について
- 【資料 4-2-5】 大阪成蹊学園教員評価基本方針
- 【資料 4-2-6】 大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針
- 【資料 4-2-7】 大阪成蹊学園教員評価実施要領
- 【資料 4-2-8】 大阪成蹊学園大学教員任期に関する規程
- 【資料 4-2-9】 大阪成蹊大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-10】 大阪成蹊大学経営学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-11】 大阪成蹊大学芸術学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-12】 大阪成蹊大学教育学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-13】 大阪成蹊大学国際観光学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-14】 大阪成蹊大学データサイエンス学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-15】 大阪成蹊大学看護学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
- 【資料 4-2-16】 令和5年度FD研修会実施状況一覧
- 【資料 4-2-17】 令和6年度FD研修会実施計画一覧
- 【資料 4-2-18】 授業評価アンケート結果分析（2023年度前期）
- 【資料 4-2-19】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学授業実践等に関する表彰規程
- 【資料 4-2-20】 アクティブラーニングハンドブック改訂版
- 【資料 4-2-21】 ティーチングポートフォリオ（様式）
- 【資料 4-2-22】 大阪成蹊大学大学院FD委員会規程

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 定年等による退職予定者がいる場合は、事前に当該分野教員の必要性について検討を行い、必要とされる分野については、公募による人事選考を進め補充する。なお人事選考に当たっては、職位にふさわしい研究業績と適切な教育研究歴を有することに加えて、教員年齢構成についてバランスを取るよう留意する。
- ・ 教員の教育力向上、職能開発の一層の向上をめざし、組織的に改善を図っていく。具体的には①組織的・体系的な全学研修を通して教育研究の資質・能力を向上、②学部、学科教員へ教学改革の決定事項及び進捗状況を周知、③適正な業務遂行のための研修を通してコンプライアンス、ガバナンスの意識の向上、④FD研修理解度の可視化に取り組んでいく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・ 本学では、毎年年度の SD (Staff Development) 研修企画を立案、実施している。【資料 4-3-1】
- ・ 令和 5 (2023) 年度は、新任教員、新任非常勤教員を対象に理事長による「経営トップ SD 研修」のほか、経営幹部、各本部長、データサイエンス学部教員や教学改革プロジェクト教員を対象とし、TMI 法律事務所による「生成 AI の法的論点」に関する研修や、全教職員を対象として監査部による業務上発生する各種リスクへの意識喚起とリスクマネジメントに関する「重要リスク項目研修」を開催した。【資料 4-3-2】
- ・ SD 研修について、研修内容の理解度、業務への応用度などについてアンケート調査を実施し、SD 研修の効果検証を行っている。
- ・ また、部署ごとに実施した SD 研修（外部研修の受講も含む）についても、実施状況を把握し各部における適切な SD の実施を促している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】 令和 5 年度 SD 実施結果・令和 6 年度 SD 実施計画について

【資料 4-3-2】 経営会議議事録（令和 6 年 3 月 14 日）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 大学の教育研究活動を一層活性化するために職員の資質向上及び事務体制の整備をすすめる。
- ・ 本学では組織の改正等を積極的に行い、必要な改革を推進している。今後も組織の見直しを継続的に行うとともに、職員個々の資質及び力量の向上をめざし SD 研修を活性化し、教職協働体制による大学の教育研究支援に取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・ 教員には個人研究室、または共同研究室のいずれかが割り当てられており、研究するための適切な環境が整備されている。

- ・ 大阪成蹊学園就業規則第 11 条に則り、週 1 日の研究日を付与するとともに、長期休業期間中には自宅研修日の取得を可能とするなど、研究時間の確保に努めている。
- ・ 大学院生については、大学院研究室にパソコンブースを設け研究課題や論文作成に取り組める環境が整備されている。【資料 4-4-1】
- ・ 芸術学部では、造形ファクトリー、情報ファクトリーに専門のスタッフを置き、教育、研究、制作などに必要となる機器の操作のサポートを行っている。
- ・ データサイエンス学部は、教員の研究室の横にゼミ室を設置するとともに DS コモンズを活用し、教員と学生が近い距離で教育・研究をすすめることのできる環境が整えられている。
- ・ 学生生活調査アンケートの意見を参考に、研究室や学生ホールなどの学生や教員が集う場にフリーWi-Fiを整備するとともに、教室にも授業用の Wi-Fi を敷設するなど教育研究の環境を整えている。【資料 4-4-2】
- ・ 「大阪成蹊大学における外部資金等に係る間接経費の取扱い方針」に外部資金等に係る間接経費の取り扱いについて定め、環境整備に役立てている。【資料 4-4-3】
- ・ 科学研究費補助金や受託研究などの外部資金の獲得のために教育研究支援部が窓口となり研究を支援している。また、外部資金獲得状況をホームページに公表し学内外へ周知している。【資料 4-4-4】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・ 本学では、教員が人を直接対象とした研究やその研究結果の公表を行うにあたり、個人の尊厳及び人権の尊重等の倫理的配慮を図るため「大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程」を定めている。また、これらの研究に先立ち、人を対象とする研究倫理審査を申請し、人を対象とする研究倫理審査委員会の審査及び学長の承認決定を得ることを義務付けている。【資料 4-4-5】
- ・ また、看護学部の開設に伴い「大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」及び「大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会規程」を整備した。【資料 4-4-6】 【資料 4-4-7】
- ・ 修士学生の研究については教員と同様の審査を行っているが、学部生の研究については「学生による「人を対象とする研究」における研究倫理審査のガイドライン」に基づき、学科内での審査を経たのち、対象となる研究に該当する研究計画について学長による承認決定を行っている。【資料 4-4-8】
- ・ 不正防止等の規程を整備し、研究倫理に対する体制を整えている。外部講師による「研究倫理・コンプライアンス研修」を年 1 回実施し、所属する全ての研究者及び大学院修士課程の学生に受講を義務付け、理解度チェックシートによる理解度把握も行っている。
- ・ 5 年に一度、一般財団法人公正研究推進協会が提供する研究倫理 e-ラーニングプログラム (APRIN) の受講を義務付けている (令和 5 年度実施)。また、入職する教員に関しては、その時点での受講を求めている。
- ・ 学生に対しては毎年授業内で、レポート・論文を作成するにあたっての研究倫理教育を実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・ 教員の研究に係る経費の取扱いを「大阪成蹊大学教員研究費取扱規程」に定めて、運用している。【資料 4-4-9】
- ・ 個人研究費の他に、学部ごとに共同研究費や海外研修費を設けて教員の研究支援を行っている。
- ・ 共同研究費及び海外研修費は採択制で配分しているが、予算に満たない場合は二次募集を行うなど、教員の研究機会を可能な限り確保している。
- ・ 共同研究費等は「大阪成蹊大学共同研究審査委員会規程」及び「大阪成蹊大学学部共同研究審査委員会規程」に則り審査し、採択している。【資料 4-4-10】 【資料 4-4-11】
- ・ 外部資金に係る間接経費の取り扱い方針を定めて、研究環境の改善等に役立てている。【資料 4-4-3】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-4-1】 大阪成蹊学園就業規則第 11 条
- 【資料 4-4-2】 『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』
- 【資料 4-4-3】 大阪成蹊大学における外部資金等に係る間接経費の取扱い方針
- 【資料 4-4-4】 大阪成蹊大学ホームページ 令和 5 年度 外部資金獲得状況報告
<https://univ.osaka-seikei.jp/education/fundraising/>
- 【資料 4-4-5】 大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程
- 【資料 4-4-6】 大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程
- 【資料 4-4-7】 大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-8】 学生による「人を対象とする研究」における研究倫理審査のガイドライン
- 【資料 4-4-9】 大阪成蹊大学教員研究費取扱規程
- 【資料 4-4-10】 大阪成蹊大学共同研究審査委員会規程
- 【資料 4-4-11】 大阪成蹊大学学部共同研究審査委員会規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 共同研究室の場合には、パーティションを設置し個人の研究スペースを確保しつつ、共同スペースなどを活用し、教員間の関係強化を図る。
- ・ 整備した「大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」が適切に運用されるように体制を整える。
- ・ 引き続き研究費の配分を適切に行っていく。

【基準 4 の自己評価】

- ・ 総長及び大学学長のリーダーシップについては、規程、諸会議等を通じて適正に発揮されている。大学の教学マネジメントについては、教学改革 FSD 会議等が調査、分析、企画立案等を担うなど役割を明確化しており、機能性が担保されている。
- ・ 教育目的及び教育課程に即した教員配置ができています。昇格については、業績基準を達成し、教育能力を有する者を昇格させています。また、採用については、教育研究業績、

面接、教育技能等を厳正に審査し、採用している。

- ・ 大学設置基準及び大学院設置基準に則り、必要な教員数・教授数を確保している。
- ・ 基幹教員制度を導入し、基幹教員の要件を満たしていることを点検している。
- ・ 本学は5年任期制を採用し、5年ごとに雇用継続について中間及び期末審査を行っている。通常の評価は毎年実施し、教員評価が不十分であると判断した場合、面談による指導を行い、教員の質の維持に務めている。
- ・ 各学部・研究科でも独自にFD研修を開催するなど、年間22回程度の研修を行い、教育内容・方法等の改善の工夫に努めている。
- ・ 研究倫理の確立のため、外部講師による「研究倫理・コンプライアンス研修会」の開催、「研究倫理eラーニング」受講の義務付けを行なっている。
- ・ 以上のことから、本学は「基準4. 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 学園の組織倫理の基本となる規程として、「学校法人大阪成蹊学園寄附行為」「大阪成蹊学園組織規程」「大阪成蹊学園職務権限規程」「大阪成蹊学園就業規則」「学校法人大阪成蹊学園経理規程」等がある。【資料 5-1-1】～【資料 5-1-5】
- ・ 「大阪成蹊学園組織規程」は、学園の法人本部及び学園が設置する学校におけるすべての業務組織、職制、職務及び業務分掌について規定しており、教育機関としての組織倫理の中核をなすものである。
- ・ 「大阪成蹊学園職務権限規程」では、業務の決定及び執行、並びに管理職がその職務遂行にあたって行使する権限を定め、各職位の責任体制を明確にしている。
- ・ 「大阪成蹊学園就業規則」では、勤務、服務規律、給与、人事、休職・退職・解雇、安全・衛生・施設管理等が詳細に規定されている他、表彰や懲戒についても規定している。
- ・ 本学の諸活動においては、これらの規程と研究活動に関する倫理の基本である「大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程」、「大阪成蹊大学における研究活動に係る行動規範」、「大阪成蹊大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」等に基づき適切に運営している。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】
- ・ 学園及び本学を含む学園が設置する全ての学校に関する規程は、常時学園イントラネットで閲覧することができるので、教職員は各組織において業務を行う際に、日常的に関連する規程を確認して取り組むよう努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 本学では、建学の精神及び学則に明記している使命・目的を実現するため、毎年作成している事業計画に基づいた、教育・研究活動を展開し継続的な努力をしている。
- ・ 法人においては、各校の事業計画が遂行できるよう長期経営計画に基づいた経営管理に努め、財政基盤の強化等を図りながら、設置大学各校の使命・目的を実現するために必要な支援に努めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・ 本学では、学校保健安全法に基づく本学の危機管理マニュアルとして、自然災害、重大事故、重大事件、健康危機等の各種危機を対象とする「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 危機管理基本マニュアル」及び「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 事象別危機管理マニュアル」を策定し、平常時における管理体制及び有事の際の対策体制等を整備し周知

している。【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

- ・ 新入生及び教職員を対象に年 1 回、自衛消防訓練を実施している。また、国の方針に則り、緊急地震速報訓練として、学生及び教職員を対象に「放送訓練」及び「シェイクアウト訓練」を実施している。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】
- ・ また、大地震等の災害発生時に速やかに学生及び教職員の安否を確認できるよう安否確認システムを導入しており、定期的に安否確認訓練を行い、体制整備に努めている。【資料 5-1-13】
- ・ 「パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト」の展開により、キャンパス内外の諸施設等の利用マナーの向上を図り、クリーンで快適な学修・研究環境の整備に努めている。【資料 5-1-14】
- ・ クールビズの実施によりエアコンの室内温度設定の徹底や教室等の電源チェックをきめ細かく行い無駄を排除しエネルギーの節約に努めている。
- ・ 人権への配慮については、「大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程」において、セクシャル・ハラスメントをはじめとするハラスメントに起因する問題の防止対策及び、発生時の適切な対処方法を規定している。【資料 5-1-15】
- ・ 学生に起因するハラスメント案件に関しては「大阪成蹊大学におけるハラスメント防止等に関する運用規程」で規定し対応している。【資料 5-1-16】
- ・ 「学校法人大阪成蹊学園公益通報者保護規程」において、教職員、学園の取引事業者の労働者、学生等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報及び相談並びにこれらの問題に適正に対応するための措置について必要な事項を定めている。【資料 5-1-17】
- ・ 「学校法人大阪成蹊学園衛生委員会規程」に基づき衛生委員会を設置し、衛生管理者や産業医を選任し、定期的にテーマを定めて保健管理の情報発信を行うなど職場の安全と健康確保に努めている。【資料 5-1-18】
- ・ 学生に対しては、SNS に係るトラブルへの対応として「学生生活サポートブック」を作成し、ネットワークを介したトラブル回避の啓発等時々のリスクにも適切に対応している。【資料 5-1-19】
- ・ AED(自動体外式除細動器)を各所に設置し、設置場所については学生に配付する「CAMPUS GUIDE BOOK」等に掲載し周知している。【資料 5-1-20】

【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 5-1-1】 学校法人大阪成蹊学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 大阪成蹊学園組織規程
- 【資料 5-1-3】 大阪成蹊学園職務権限規程
- 【資料 5-1-4】 大阪成蹊学園就業規則
- 【資料 5-1-5】 学校法人大阪成蹊学園経理規程
- 【資料 5-1-6】 大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程
- 【資料 5-1-7】 大阪成蹊大学における研究活動に係る行動規範
- 【資料 5-1-8】 大阪成蹊大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程
- 【資料 5-1-9】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 危機管理基本マニュアル

- 【資料 5-1-10】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 事象別危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-11】 令和 5 年度消防避難訓練実施報告
- 【資料 5-1-12】 令和 5 年度緊急地震速報訓練実施報告書
- 【資料 5-1-13】 令和 6 年度安否確認訓練実施報告
- 【資料 5-1-14】 令和 5 年度パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト概要
- 【資料 5-1-15】 大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 5-1-16】 大阪成蹊大学におけるハラスメント防止等に関する運用規程
- 【資料 5-1-17】 学校法人大阪成蹊学園公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-18】 学校法人大阪成蹊学園衛生委員会規程
- 【資料 5-1-19】 『学生生活サポートブック』
- 【資料 5-1-20】 『CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P91

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 近年、学校教育法、大学設置基準等の法律の改正や、高等教育に関する重要な答申等の公表が行われており、その都度適切な対応が求められている。法令の改正等の情報を教職員が的確に把握するための SD (Staff Development) 研修等により、学園としてのチェック体制の強化を図り、厳格な法令遵守に努め、学園経営の規律と誠実性を維持していく。
- ・ 安否確認訓練など災害に備えた訓練の結果を振り返り、有事の際に機能する体制となるように学生・教職員ともに理解を深めるよう努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・ 本法人においては、法人全体や各大学の重要事項に関する審議、決定に遅滞が生じないよう、理事会を原則毎月 1 回（8 月を除く）開催し、機動的、戦略的意思決定を可能としている。
- ・ 理事会は総長、学長、副学長等の教学部門からの選出理事及び学校法人の管理運営責任者等から構成しており、教学部門の学長のみならず副学長が理事として任命されているため、教学部門の重要事項や緊急事項についても、大学の意思を十分に反映できる体制を整えている。
- ・ 理事会に付議する事項は、「大阪成蹊学園 理事会運営内規」において明確にし、事業計画の確実な執行にあたり必要な事項を適切に決定している。また、理事の選考に関しては本学園の寄附行為第 7 条に規定し、その規程に則り適正に選考している。【資料 5-2-1】 【資料 5-2-2】
- ・ 理事会を補完するため、理事会開催の 1～2 週間前には、理事長、専務理事及び常務理

事並びに学長等常勤理事で構成する「常任理事会」を開催し、理事会の審議事項について事前協議することによって、より細部までの議論を行っている。【資料 5-2-3】

- ・ さらに、理事長・総長、専務理事、常務理事、学長、副学長、本部長等で構成する「経営幹部会議」を原則毎月 1 回開催し、法人及び各設置校が円滑な運営を行うために必要な事項の検討・報告等を行っている。
- ・ 理事会の開催にあたっては、理事長が理事・監事の出席者数と欠席者があった場合にはその旨を報告することにより、意思表示出席者を明確にし、理事会の成立要件を確認後、審議を開始している。
- ・ また、欠席者対応として理事会開催の通知には、審議題及び欠席の場合の委任状（意思確認書）を同封している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-2-1】 大阪成蹊学園理事会運営内規

【資料 5-2-2】 学校法人大阪成蹊学園寄附行為

【資料 5-2-3】 大阪成蹊学園常任理事会規程

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 理事会は寄附行為に基づき適切に運営しており、理事、監事の出席状況も良好である。
- ・ 今後とも大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するなど、現行の理事会運営を継続する。
- ・ 大学の使命・目的の遂行を円滑にするため、現行の運営形態を基本として社会の要請に応えていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・ 本学の経営及び教学に係る重要事項等については、本学園の最高意思決定機関である理事会において審議決定している。【資料 5-3-1】
- ・ 理事会は 8 月を除き原則月 1 回（2 月、3 月は 2 回）開催（令和 5（2023）年度は 11 月不開催）しており、大学から学長、副学長 2 人が理事として出席し、大学の意向が十分に反映できる理事体制をとっている。また、専務理事、常務理事のほか、管理部門から、法人事務本部長及び財務企画本部長等が理事として加わり、管理部門と教学部門のバランスの取れた理事体制のもと、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑化している。
- ・ 理事会での重要事項の審議のほか、理事長・総長、学長、副学長、学部長、短大学科長、

等幹部教員及び専務理事、常務理事、常勤理事、本部長、部長等幹部職員が一堂に会する経営会議を原則月1回（8月を除く）開催し、重要事項等の協議及び情報共有の場となっている。理事会同様、本会議においても理事長のリーダーシップのもと会議を運営しており、内部統制環境は整っている。【資料5-3-2】

- ・ さらに、理事長・総長、専務理事、常務理事、学長、副学長、主要部門本部長等で構成する経営幹部会議を原則月1回開催し、法人及び学園各校の円滑な運営に必要な事項に関して検討・報告等を行っている。
- ・ 教職員の提案等は、経営会議のほか、教学改革FSD(Faculty and Staff Development)会議等の会議を通じてくみ上げられる仕組みを整備している。【資料5-3-3】【資料5-3-4】【資料5-3-5】
- ・ 教学改革FSD会議のもとには教学改革プロジェクトチームを設け、多くの教職員の参画を促している。本プロジェクトの構成は、管理職だけではなく中堅・若手の教職員で構成するなどして、改革テーマに対する改革施策のボトムアップ機能を果たしている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・ 本学園では、法人に企画統括本部を配置し、法人組織及び設置校の重要事項に関する広範囲の意思疎通と連携を図っている。
- ・ 各種申請書類や調査の回答、その他外部の機関等への書類提出等は、大学担当部署と企画統括本部が相互にチェックし、適切な申請等の作成や情報漏えい防止等のリスク管理に努める等、相互チェックする体制が適切に機能している。
- ・ 経営会議において、重要事項等について協議することとしており、組織的な管理運営のチェック体制を整えている。
- ・ 監事の選考に関しては、寄附行為第9条において「監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定し、適切に選任している。
- ・ 本学園では、寄附行為の規定により、監事を3人選任している。
- ・ 監事は、理事会・評議員会への出席を通じて経営・教学運営の適切性について意見を述べるほか、理事へのヒアリング、内部監査部門との情報交換会や定期的な監事会の開催、公的研究経費の管理運営状況の確認など、監事の職務を適切に行っている。
- ・ 本学園では、監事が全員欠席の場合には、理事会は開催しない旨を理事会での取り決め事項としているため、監事全員が理事会を欠席することがないように、開催日程を調整している。
- ・ 令和5(2023)年度の理事会・評議員会における監事の出席状況は、理事会では全13回、評議員会では全6回の内全ての回に全員が出席しており、出席状況は適切である。
- ・ 学園の重要事項については、寄附行為において、評議員会の意見を聞くものと定めており、必要に応じ評議員会を開催し意見を聞いている。
- ・ 評議員会は寄附行為第19条において「この法人に評議員会を置き、評議員会は、次に掲げる22人以上38人以内の評議員をもって組織する。評議員数は理事数の2倍をこえる数とする。」と規定し、適切な選考を行っている。

- ・ 評議員会の開催にあたっては、事前に議題及び欠席の場合の委任状（意思確認書）を各評議員に送付する等適切に運営している。
- ・ 評議員の選考については、寄附行為第 20 条に規定されている。
- ・ 直近の令和 5（2023）年度では、評議員会を 6 回（うち 3 回は「第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号評議員会」）開催した。
- ・ 全評議員で構成する 3 回の評議員会、及び第 1 号から 4 号の評議員で構成する評議員会の出席状況は図表 5-3-1 の通りであり、評議員の評議員会への出席状況は良好である。
【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】

図表 5-3-1 令和 5 年度評議員会出席状況

	対象（現員）	実出席率
第 1 回	第 1 号～第 4 号評議員（13 人）	92%（意思表示出席者 1 人）
第 2 回	全評議員（31 人）	94%（意思表示出席者 2 人）
第 3 回	第 1 号～第 4 号評議員（13 人）	85%（意思表示出席者 1 人）
第 4 回	全評議員（32 人）	94%（意思表示出席者 1 人）
第 5 回	第 1 号～第 4 号評議員（13 人）	85%（意思表示出席者 2 人）
第 6 回	全評議員（32 人）	94%（意思表示出席者 2 人）

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 5-3-1】 大阪成蹊学園理事会運営内規
- 【資料 5-3-2】 大阪成蹊学園経営会議規程
- 【資料 5-3-3】 教学改革 FSD 会議規程
- 【資料 5-3-4】 令和 6 年度教学改革会議プロジェクトメンバー及び報告スケジュール
- 【資料 5-3-5】 令和 5 年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書
- 【資料 5-3-6】 学校法人大阪成蹊学園寄附行為
- 【資料 5-3-7】 大阪成蹊学園役員名簿（理事、監事、評議員）
- 【資料 5-3-8】 大阪成蹊学園理事会、評議員会開催状況

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本法人及び本学の意思疎通、連携、意思決定は、理事会、経営幹部会議、経営会議等の各種会議等を通じて円滑に運営しており、監事、評議員会等による法人・大学の相互のチェック機能も有効に機能している。
- ・ 今後とも法人・大学ともに教職協働体制を強化して、相互チェックがより有効に機能できる組織強化を図る。
- ・ 私立学校法の改正に伴い寄附行為変更の検討を進め、令和 6（2024）年 7 月以降に認可申請を予定している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・ 本学園では、毎年 3 月の当初予算編成の審議を行う理事会、評議員会において、長期の経営計画を審議し決定している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】
- ・ 当初予算案の立案に際しては、長期の経営計画との対比を示し、審議等を行っており経営計画に沿った財務運営を行っている。
- ・ 長期の経営計画は、10 か年の期間で作成し、理事会において毎年度更新するなどして、財務計画に基づく財務運営を毎年適切に行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・ 直近の令和 5（2023）年度の決算においては、経常収支差額が 112 百万円となり、平成 24（2012）年度以降 12 か年連続で経常収支差額がプラスとなっており、安定した財務基盤を確立できている。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】
- ・ その大きな要因は、学生募集が良好に推移し、計画した新設学部の設置や学部・学科の入学定員増等が予定通り行えたことにある。
- ・ 令和 15（2033）年まで、今後 10 か年の長期経営計画においては、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度については、データサイエンス学部及び看護学部の新設に伴う投資及び経費増、並びに短期大学志願者の減少により支出超過となるが、翌年度からは再び経常収支プラスとなる見込みである。
- ・ 本学の使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを図りながら教学部門の適切な投資（平成 29（2017）年度のびわこ成蹊スポーツ大学中央棟（4 階建て 4,105 m²）、平成 30（2018）年度の大阪成蹊大学・短期大学のグローバル館（4 階建て 2,523 m²）の竣工等、施設設備の整備）を継続して行っている。また、令和 2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、遠隔授業を全学で可能とするため通信環境の整備や学生への貸し出し用ノートパソコンの購入など新たな授業方法への適切な対応が可能となる投資を行い、令和 4（2022）年度には、2 つの新学部設置に向け阪急相川駅前に新キャンパスとして South 館（8 階建て 9,574 m²）を建設した。
- ・ 教育研究費の収入に対する比率を一定確保し、戦略的な学生募集活動と適切な支出計画を毎年度計画・検証・改善することで、大学の使命・目的及び教育目的の達成のための、収入と支出のバランスを保った法人・学校運営を行っている。
- ・ 外部資金の活用にも注力しており、過去 3 か年における科学研究費助成事業では研究分担者を含め、令和 3（2021）年度 45 件、令和 4（2022）年度 48 件、令和 5（2023）年度 62 件と、年々取得件数を伸ばしている。さらに、その他国からの競争的資金も令和 3（2021）年度 1 件、令和 4（2022）年度 1 件、令和 5（2023）年度 5 件獲得し、企業との受託研究も獲得する等積極的に外部資金の活用を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 5-4-1】 大阪成蹊学園 令和 6 年度事業計画
- 【資料 5-4-2】 大阪成蹊学園 令和 6 年度長期経営計画
- 【資料 5-4-3】 大阪成蹊学園 令和 5 年度決算書
- 【資料 5-4-4】 大阪成蹊学園資産運用規程

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後とも安定的な教育研究を支援するため、収支バランスを確保した長期の財務計画のもと、法人・大学運営の使命・目的及び教育目的の達成に向けた事業計画の遂行に努めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・ 予算の執行は、各部署で当初予算内容に即して会計諸票を作成し、証憑書類を添付の上、経理総括課に提出し、経理総括課にてチェックを行ったあと、学校法人会計基準に基づく適正な処理を行っている。執行状況は毎月の月次集計表を経理責任者である法人事務本部長を経て、理事長に報告している。また、施設・設備の整備等の高額な執行を始めとする予算の執行については、「大阪成蹊学園職務権限規程」に基づく稟議手続きを経ることを定めている。こうした会計処理に関して、「学校法人大阪成蹊学園経理規程」「大阪成蹊学園経理規程施行細則」「学校会計以外の取り扱いを許可する収支に関する規程」「学校法人大阪成蹊学園預り金取り扱い規程」を定めており、これらの規程に基づく会計処理を適正に実施している。【資料 5-5-1】～【資料 5-5-5】
- ・ 予算は、1月に理事長名で発出する予算編成方針を含む当初予算作成通知をもとに策定し、総務本部にて大学全体の予算調整を行い、学部長合議の上、学長が決定し経理総括課へ提出する。提出された予算申請書をもとに企画統括本部及び法人事務本部がヒアリングを実施し、緊急性・妥当性・重要性等を考慮して予算査定案を作成する。その後、常任理事会及び理事会において審議し当初予算案を作成し、評議員会の意見を聴いた上で理事会にて決定している。また、期中の執行状況により当初予算と乖離がある科目等については、2月に補正予算を編成している。予算と決算の乖離は、決算確定時点で各部署の端末から確認できるようにするとともに、理事会において設置校ごとにその差異を報告するようにしている。これにより、予算積算精度の向上と適切な予算執行が行われている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・ 会計監査については、監査法人監査及び監事による監査を併せて、図表 5-5-②のとおり

厳正に実施している。

図表 5-5-② 監査体制

<p>A. 監査法人監査</p> <p>監査法人による会計監査について、令和 5(2023)年度においては年間を通じて 20 回実施しており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、固定資産等の監査を行っている。さらに、期中については必要に応じ、固定資産の実査を始め、現金実査、資金収支元帳よりピックアップした予算執行内容について、職務権限規程に基づく稟議、納品書から請求書、領収書等の現物確認を行っている。また、主たる収入勘定である学生生徒等納付金については、期中、無作為に抽出された学生の学生生徒等納付金計上取引の流れを確認する作業を実施し、期末に入金事実の確認を実施している。</p>
<p>B. 監事監査</p> <p>監事監査は理事会、評議員会の出席及び理事からの業務執行状況の聴取、監査法人からの監査に関する説明聴取、監査部からの内部監査の結果の聴取等の監査手続き実施により、業務の適正かつ効率的な運営と会計処理の適性を確認している。また、決算監査については、経理責任者から決算内容を聴取し、会計帳簿書類の点検・照合を行うとともに業務執行及び財産の状況を監査している。それぞれの監査結果は、監事が理事会及び評議員会に出席し、決算及び業務監査について監査報告を行っている。</p>
<p>C. 内部監査</p> <p>大学から独立性を有する内部監査部門として理事長直轄の監査部を設置し、年間監査計画に基づき業務監査を行い、必要に応じて当該部署に対し改善を求め、改善状況の確認、業務上の指導等フォローアップを実施している。また、監査部による監査結果については、理事会並びに監事に報告している。</p>
<p>D. 三様監査</p> <p>三様監査として、監事、監査法人、監査部による監査連絡会を年 2 回実施し、それぞれから監査計画及び監査結果の報告及び説明を行い、学園のリスク、評価などについて意見交換を行うことで情報を共有し、必要に応じ直ちに別途協議を行う体制を構築する等監査機能の充実・強化を図っている。</p>

- ・ 上記のとおり、構築した監査体制のもと、本学園においては、会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施している。【資料 5-5-6】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 5-5-1】 大阪成蹊学園職務権限規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人大阪成蹊学園経理規程
- 【資料 5-5-3】 大阪成蹊学園経理規程施行細則
- 【資料 5-5-4】 学校会計以外の取り扱いを許可する収支に関する規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人大阪成蹊学園預り金取り扱い規程
- 【資料 5-5-6】 監事監査報告書（令和元～5 年度）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学園では、諸規程に基づく会計処理を適正に行っており、今後とも継続して適切な会計処理に努める。また、会計監査の体制についても、適切な体制により厳正な監査を実施しており、今後とも現体制を継続していく。

【基準5の自己評価】

- ・ 学校法人の管理運営は、学園の規定等に則り適切に行っている。
- ・ 重要事項を決定する理事会は、8月を除き毎月開催し、審議決定が必要な事項について迅速な対応を行っている。
- ・ 評議員会に付すべき事項は、評議員会においてあらかじめ意見を聴取し、理事会の決議を行っている。
- ・ 理事長及び学長のリーダーシップについては経営会議、経営幹部会議、教学改革FSD会議等を通じて適性に発揮されている。また、規程を整備し、その運営や役割について明確に示しており大学の教学改革等に確実に結びついている。
- ・ 経営会議、教学改革FSD会議等を通じて教職協働体制は適切に機能しており、円滑な意思疎通を図りながら学園各校の管理運営をスムーズに行うなど成果が表れている。
本学園の経常収支差額は、平成24(2012)年より令和5(2023)年までの12年間連続して黒字を計上し、財務体質は安定している。これらを総合して、本学園では経営・管理と財務は健全に推移している。
- ・ 以上のことから、本学は「基準5. 経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

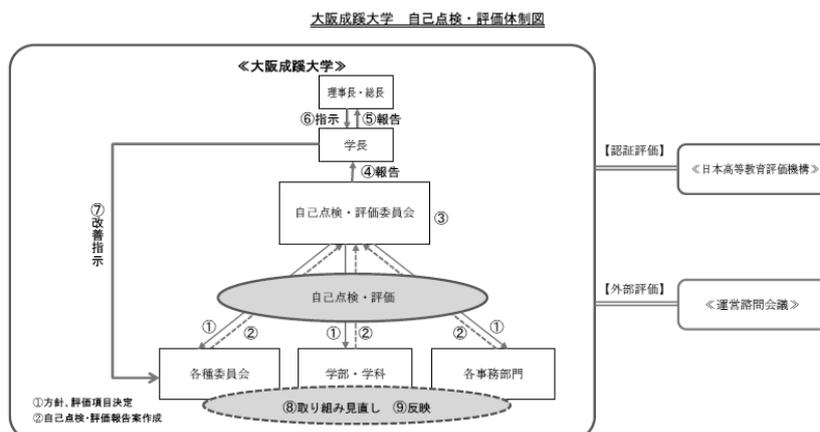
「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・ 本学の内部質保証のための組織としては、大阪成蹊大学自己点検評価委員会を置いており、その委員については「大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程」第3条により、学長、副学長、研究科長、学部長、学部長から推薦された者、総務部・入試事務部・教務部・学生部・就職部・教育研究支援部の長、その他学長が指名する者と規定している（図表 6-1-1）。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

図表 6-1-1 自己点検・評価体制図



- ・ 学長及び自己点検評価委員会を中心として、各学部・学科、研究科、各委員会、法人組織を含む関連部署の情報収集により実情を確認し、改善内容の検討を行っている。この改善内容の検討、企画立案、実施については、総長が議長となり運営している教学改革 FSD (Faculty and Staff Development) 会議において総長並びに学長のリーダーシップの下で全学的に推進しており、自己点検及び評価のための組織を整備するとともに責任体制を確立している。【資料 6-1-3】
- ・ また、自己点検・評価の内容をまとめ、報告書作成を行う際には、各学部、関連部署による報告書原案を総務部及び企画統括本部等において編纂し、必要に応じてワーキンググループを設け、学長及び自己点検評価委員長を中心に内容の精査を行っている。
- ・ 自己点検・評価活動の一環として、教員の業績等の評価を行っている。教員評価の実施体制としては、「大阪成蹊学園教員評価実施要領」により、学科長、学部長、副学長、人事本部長、学長と段階的に評価が行われ、最終評価は理事長及び学長をはじめとする評価委員会で協議の上で決定することとしている。評価結果は、教育力向上及び学生満足度向上を図るために活用される。【資料 6-1-4】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 6-1-1】 大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程
- 【資料 6-1-2】 大阪成蹊大学自己点検・評価体制図
- 【資料 6-1-3】 教学改革 FSD 会議規程
- 【資料 6-1-4】 大阪成蹊学園教員評価実施要領

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 自己点検・評価の結果を大学の教学改革や管理運営に積極的に活かす取組みを強化し、点検・評価の実質化を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・ 本学の自己点検・評価は、「大阪成蹊大学学則」第2条に規定している「本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」に則り自己点検評価委員会が中心となり、自己点検及び評価を行っている。【資料 6-2-1】
- ・ さらに自己点検及び評価の実施にあたっては、「大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程」において、その組織及び運営について必要な事項を定めている。【資料 6-2-2】
- ・ 本学における自己点検・評価については、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準・項目に沿った内容に準拠している。
- ・ 大学の現状を把握するためのデータは、各事務部門において収集、分析を行っている。具体的には、教育内容や履修状況等については教務本部が、学生支援や休退学・除籍の動向、出欠状況等については学生本部が、学生募集や志願者・入学者の動向等については広報統括本部が、就職・進路等のキャリア支援等については就職本部が、高大連携や産学連携等については産官学・社会連携本部が、それぞれの業務に関連するデータ・資料を収集、整理している。
- ・ 各部署が収集したデータは、教員を中心とする関連委員会や教授会、また、理事長や学長及び各事務部門を含む経営会議や各種会議等を通じて、学内の教職員が共有できる体制を整備している。
- ・ 自己点検・評価報告書は2年に1回作成し、大学ホームページ上で公表している。
- ・ 学生評価委員を選出し、学部ごとに学生の評価・意見を聴取し、課題を共有して改善に向けて取り組んでいる。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・ 本学では学園に設置している IR (Institutional Research) 推進室が各種調査・データの収集と分析を行い、教学改革 FSD 会議等において報告している。【資料 6-2-3】
- ・ PROG (ジェネリックスキル育成プログラム) テスト、累積 GPA (Grade Point Average)、授業評価アンケート、学生生活調査アンケート、卒業時アンケート等の調査・分析を行い、教学改革 FSD 会議等において分析結果を共有している。【資料 6-2-4】
- ・ PROG テストでは、リテラシー及びコンピテンシーに関する入学時からの経年分析、年度別入学生の性質変化分析、他大学平均値との比較分析等を実施している。【資料 6-2-5】
- ・ 学生生活調査アンケートでは、学修・研究・大学生活・暮らしに関する設問と、パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト (PBM) に関する設問について、学生の学修習慣や満足度、PBM プログラムの成果等について数値化を図り、経年変化を分析している。【資料 6-2-6】
- ・ 卒業時アンケートでは、卒業生の成長実感、教育満足度、学びの役立ち度、教職員サポート満足度、就職サポート満足度、入学満足度、及び学科で定めるディプロマ・ポリシーの修得意識の状況などを可視化している。【資料 6-2-7】
- ・ 授業評価アンケートでは、講義形態、履修学生数、年次別等のクロス集計による学生の満足度の傾向等を学部・学科ごとに分析している。【資料 6-2-8】

【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 6-2-1】 大阪成蹊大学学則第 2 条
- 【資料 6-2-2】 大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程
- 【資料 6-2-3】 大阪成蹊学園組織規程第 15 条
- 【資料 6-2-4】 令和 5 年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書
- 【資料 6-2-5】 2023 年度 PROG テスト結果について
- 【資料 6-2-6】 『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』
- 【資料 6-2-7】 卒業時アンケート結果 (2024.3 卒生)
- 【資料 6-2-8】 授業評価アンケート結果分析 (2023 年度前期)

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 本学では、教学改革を強力に推し進めるため理事長・総長を議長として学長、副学長等及び教職員幹部による教学改革 FSD 会議を設けて種々の検討、施策の打ち出し等を行っている。
- ・ 教学改革を推進し検証するため自己点検・評価の取組みは不可欠である。次年度以降も継続して各項目についてきめ細かく点検作業を行う。
- ・ また、IR 推進室が中心となり、年次の計画に沿って教学課題等を調査、分析し、教学マネジメントの PDCA サイクルを構築する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・ 本学では、教学改革 FSD 会議において三つのポリシーをはじめ教学の取組みについて検討、見直しを行い、改善・向上すべき点とした内容について、学長を中心に担当部署及び関連委員会等で今後の方針や具体対応策を検討し、経営会議や教授会等においてさらに精査を行い、全学的な観点での精度の高い実施計画 (Plan) を策定している。【資料 6-3-1】
- ・ その上で、案件によっては年度事業計画に組み込み、学長のリーダーシップの下で担当部署を中心に各施策を実行 (Do) している。
- ・ 実施内容の進捗状況については教学改革 FSD 会議、教授会、自己点検・評価委員会等で適時報告しており、年間を通じた成果については学長及び学部長により確認、評価 (Check) が行われ、事業報告等においてまとめられ学内で共有している。
- ・ それらの結果をもとに、改善案 (Action) の検討、精査を行い、次年度の事業計画に反映している。
- ・ 教学改革 FSD 会議は、設置以降 120 回以上の会議を重ねており、年度ごとにテーマを設定してプロジェクトチームを立ち上げている。プロジェクトチームは教員と職員で構成され、教学に関する様々な改革案を立案し実行してきた。令和 6 年度においては 18 のプロジェクトチームに 240 人超の教職員が参加し教学改革をすすめている。
- ・ 教学改革 FSD 会議において立案された改革案に基づき、各学部・学科で取り組みを行った結果、授業の質の向上、教員の教育力の向上、授業評価の向上、成長実感の向上、就職希望率・就職率の向上など様々な成果がみられ、学生満足度も高いものとなっている。
- ・ 例えば、授業評価アンケートの結果を分析し改善に活かすことで授業評価等の向上につながっている。また、PROG テスト (ジェネリックスキル測定プログラム) により学生の成長を可視化することで、学生は成長実感を得ることができている。
- ・ さらに、多様な大会やコンペティションを開催し、学修成果を発揮する機会を設けている。企業連携 PBL (Project/Problem Based Learning/課題解決型) 授業で、企業から提示された課題に対してチーム別に解決策となる企画を提案 (プレゼンテーション) し、複数の代表チームが選出され、学部の垣根を越えてプレゼンテーションの内容を競い合う「大阪成蹊カップ」。また音楽実技科目の学修成果を発表する場として「ピアノコンペティション」を開催し、グレード別に 7 つの部門を設け日頃の練習の成果を発揮できる機会を設けている。また、経営学部と教育学部は卒業研究発表会を、芸術学部は卒業制作展を開催し、4 年間の学びの学修成果となる研究論文や作品の発表の場を設けている。他にも英語プレゼンテーション/暗誦コンテスト、未来展望レポートコンテスト、ビブリオバトル、読書コンクールなど多種多様な大会・コンペティションを実施しており、これらの発表の機会により学生の成長度を測りながら教学改革をすすめている。
- ・ 本学では、毎年各学部から学生評価委員を選出し、9 月末を目途に、キャリア支援、学

生サービス、学修環境の整備、教授方法の改善、学修成果の可視化などについての意見を把握し、自己点検評価委員会に報告、改善点を整理し、学長から関連部署へ対応策の検討を依頼し、改善に努めている。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

- ・ 学外関係者からの意見を把握するため、大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学運営諮問会議を設置している。学外からの運営諮問委員として、産業界、地方自治体の有識者、大学が所属する地域の有識者、大学関係、その他の教育研究機関の職員、その他大学に関し広くかつ高い見識を有する者から7人の委嘱を依頼し、本学から理事長、専務理事、学長等が参加し、大阪成蹊学園の現状、教学改革の成果、大阪成蹊学園の将来構想などについて議論している。本運営諮問委員会の意見を分析し、学園の将来計画、教学改革における課題等に反映している。【資料 6-3-4】
- ・ このように本学においては学部、学科、研究科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 6-3-1】 令和5年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書
- 【資料 6-3-2】 自己点検・評価への学生の参画について
- 【資料 6-3-3】 大学自己点検・評価活動へのご協力をお願い
- 【資料 6-3-4】 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学運営諮問会議規程

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 全学的な PDCA サイクルの仕組みは実績を重ね、学内の体制は定着しているが、新たな評価への取り組みや PDCA の迅速化、スキル向上などの改善に適宜取り組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

- ・ 本学では、学部、研究科、事務組織など大学全体の質保証を自己点検評価委員会を中心として各種会議体等を通じて自己点検及び評価を行って、内部質保証の組織体制を整備し、本学の使命・目的等を達成するため三つのポリシーの実質化や社会貢献・地域連携など、大学運営の改善に努めている。
- ・ 総長を議長とした教学改革 FSD 会議を設け、教職協働で種々の検討・施策の打ち出しを行っている。教学改革を推進し検証するために、自己点検・評価の取り組みと連携している。
- ・ また、高等教育機関、教育行政機関、産業界それぞれの有識者で構成される大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学運営諮問会議など外部からの評価も得て大学全体の改善等にもつなげている。
- ・ IR 推進室の活動を活発化し、調査、分析による可視化も図っている。
- ・ 総長・学長のリーダーシップによる教学・経営上の意思決定や、運営が円滑に行われており、本学は、内部質保証の組織体制は適切に整備していると評価できる。
- ・ 以上のことから、本学は「基準 6. 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 大学が有する物的・人的資源と社会への提供

A-1. 大学と地域社会との協力関係の構築・実施

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1. 大学と地域社会との協力関係の構築・実施

- ・ 本学はキャンパスのある大阪市東淀川区をはじめ、吹田市、茨木市、豊中市、摂津市などの近隣の 13 の市区町と連携協定を締結している。産官学・社会連携本部が窓口となり、地域との連携により文化や教育、観光、データサイエンス、看護等の分野での連携事業を実施している（図表 A-1-1）。【資料 A-1-1】

図表 A-1-1 自治体との連携事業実施数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施数	14	18	18

- ・ 自治体などが実際に抱えている課題に対して、チームで協働して検証・調査し、解決のための企画の提案を行いながら課題解決力を養う PBL(Project/Problem Based Learning/課題解決型) 授業を実施。授業内で学生が提案した解決策や成果物が、実際に形となって地域社会に還元されている。【資料 A-1-2】
- ・ 芸術学部では、吹田市との連携にて、イメージキャラクターのホームページのリニューアルデザイン、グッズデザイン開発、コスチュームデザイン等を行った。
- ・ 教育学部では、豊中市と連携し、児童の体力向上に向けた運動やスポーツ指導を行っている。
- ・ 看護学部では、東淀川区や隣接地域自治会への看護学部教員による健康講座を実施、また隣接地域住民と交流し、学生が生活と健康について学ぶ機会としている。
- ・ その他、すべての学部でそれぞれの特徴を活かした連携事業を行っている。【資料 A-1-2】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】 市区町との連携協定一覧

【資料 A-1-2】 2023 年度学外連携学修報告書

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 現在の協定先との連携事業をより充実させるため、関連部署と協議し社会的課題を具体的に定め、多くの学生が実践的に学ぶ機会を増やしていく。
- ・ 協定先との成果を広く紹介し、新たな協定先の開拓に努める。

A-2. 公開講座、イベント等の社会への提供・実施**(1) A-2 の自己判定**

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**A-2. 公開講座、イベント等の社会への提供・実施**

- ・ 社会人の学び直しの機会の提供を図り、令和 2（2020）年より公開講座「未来展望セミナー」を実施している。世界の潮流を正しく見極めるための知識や知恵の獲得を目的とした本セミナーは、各界の最前線で活躍する著名な講師陣を招聘し、全 8 回のオムニバス形式で開催。対面・オンラインのハイブリット型の運営により、令和 5（2023）年度は全国から各回 52 人の社会人が受講した。また、専門性の高い講演内容は学生への教育にも資することから、経営学部・国際観光学部開講科目「経営特論 I・II」と連携し学生の学びにも還元した。【資料 A-2-1】
- ・ データサイエンス学部の設置に伴い、令和 5（2023）年、同じくデータサイエンス系学部を持つ滋賀大学（国立）と兵庫県立大学（公立）との共催にて、データサイエンスシンポジウムを実施した。データサイエンス系学部の現状と展望をテーマとし、高校生、教育関係者、企業や自治体の方を中心に、約 320 人が参加した。【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】
- ・ 全国の中学・高校生を対象に、アート・デザイン作品を公募する「大阪成蹊全国アート&デザインコンペション」を実施。生徒達が作品制作を通じて、文化芸術に関する歴史、知識、価値に触れる機会を提供する。令和 4（2022）年度から、文部科学省、大阪府、大阪市、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会の後援を受け、より充実したコンペションとして開催。令和 5（2023）年度は 13 回目の実施となり、1,856 点の作品が集まった。文部科学大臣賞をはじめとする受賞作品は、学内のギャラリーにて展示し、一般の方が文化芸術に親しむ機会を創出し、広く地域の芸術文化の振興を図る事も目的としている（図表 A-2-1）。【資料 A-2-4】

図表 A-2-1 大阪成蹊全国アート&デザインコンペション応募数

	第 9 回	第 10 回	第 11 回	第 12 回	第 13 回
年度	2019	2020	2021	2022	2023
作品数	1989	2147	2043	1680	1856
学校数	210	264	271	267	277

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-1】 『未来展望セミナー2024』

【資料 A-2-2】 データサイエンスシンポジウムチラシ

【資料 A-2-3】 大阪成蹊大学ホームページ 「3 大学データサイエンスシンポジウム-データサイエンス系学部の現状と展望-」を開催（8/2）

<https://univ.osaka-seikei.jp/news/1969>

【資料 A-2-4】『第 14 回大阪成蹊全国アート&デザインコンペション』

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 公開講座やシンポジウム等、時代に合わせたテーマでの実施を継続し、社会への貢献を果たしていく。
- ・ 公開講座やシンポジウム等の対象者を明確にし、対象者に伝わる表現を工夫してより多くの参加を促していく。

A-3. 大学と企業・団体との協力関係の構築・実施

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3. 大学と企業・団体との協力関係の構築・実施

- ・ 企業や団体などとの連携でも、PBL（課題解決型）授業を実施。課題の検証や現状の調査、企画提案などを行い、実際に商品化やサービスの提供などに反映されている（図表 A-3-1）。【資料 A-3-1】【資料 A-3-2】
- ・ 経営学部では、株式会社ローソン、株式会社和田萬との連携事業を実施し、学生の開発したスイーツが近畿地区のローソン約 2500 店舗で販売された。
- ・ 芸術学部では、株式会社毎日放送（MBS）と連携し、音楽フェスティバルの若者向けプロモーション用のポスターを制作した。
- ・ その他、図表 A-3-1 に示す通り多数の連携事業を展開し、全学部で実践的な教育の機会を設けている。

図表 A-3-1 企業等との連携実施数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施数	23	28	30

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-3-1】 2023 年度学外連携学修報告書

【資料 A-3-2】 『教育に本気の大学 学生の成長に本気の大学』 P8

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 現在の協定先との連携事業をより充実させ、多くの学生が実践的に学ぶ機会を増やしていく。
- ・ 現在の協定先との連携を継続するために、連携成果の共有、課題の明確化、新たな課題発見のサイクルを確立する。

基準 B. 大学が有する物的・人的資源の高等学校教育への提供

B-1. 大学と併設高等学校との協力関係の構築・実施

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1. 大学と併設高等学校との協力関係の構築・実施

- ・ 併設の大阪成蹊女子高等学校と連携し、産官学・社会連携本部が窓口となり学園内の連携授業を実施している。【資料 B-1-1】
- ・ 高大連携による一貫教育を推進し、大学、短期大学、高等学校のブランド力の向上を図る。
- ・ 大阪成蹊女子高等学校総合キャリアコースでの連携授業の実施については、1・2年生を対象に年間 72 コマの授業を展開。また、総合キャリアコース以外についても、教育や芸術、スポーツなど、学部学科の専門領域を生かした連携授業も多数行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 B-1-1】 2024 年度 総合キャリアコース 学園内連携授業実施スケジュール

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 併設高等学校のコース編成にも合わせたプログラムを連携して継続的に行っていく。
- ・ 生徒の理解度、満足度に基づき授業内容の改善に努める。
- ・ 高校・大学と連携したキャリア支援プログラムの構築に努める。
- ・ 大学におけるアクティブラーニング手法を応用し、高校生に適した「総合的な探求の時間」授業開発の支援を行う。

B-2. 外部の高等学校への高大連携授業の提供・実施

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2. 外部の高等学校への高大連携授業の提供・実施

- ・ 本学は、6 学部 7 学科 21 の多彩で専門的な学びを展開しており、高大連携授業を通じて、高校生が大学での学びに対する理解を深め、学びの目的や将来の進路について考える機会となることをめざし、高大連携を積極的に推進している（図表 B-2-1）。【資料 B-2-1】

図表 B-2-1 高大連携授業実施数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施数	75	102	97

- ・ 経営学部では身近な生活や経済活動と密接に関係するテーマでの学習、芸術学部では美術・デザインの専門的な知識・技術を習得するワークショップ、教育学部では教育の奥深さを知る体験学習など、全ての学部学科で多彩なプログラムを用意。いずれの授業も、本学の特色であるアクティブラーニングで理解を深めていく授業となっている。
- ・ いずれの授業も、教員・学生の双方向コミュニケーションで実施する PBL（課題解決型学習）を大切にし、参加型の授業を多く取り入れ、高校生に提供をしている。
- ・ また、令和 3（2021）年度より、高校での新カリキュラム「総合的な探究の時間」についても教育支援を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 B-2-1】 『CAREER DESIGN PROGRAM 2023』

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の多彩な学びを用いて、キャリア教育の一助となる連携授業を継続して展開していく。
- ・ 連携授業実施にあたり高等学校との協議に基づく授業内容の改善に努める。

基準 C. 海外の大学との連携

C-1. 国際交流の推進

C-1-①. グローバルアクティブラーニング実施

C-1-②. 海外連携・提携大学との交流・実施

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-①. グローバルアクティブラーニング実施

- ・ 本学では、学生が能動的・協働的に学ぶ、アクティブラーニングを重視している。海外研修にもアクティブラーニングの手法を取り入れ、各学部・学科等の学びの専門性に応じて海外で学ぶ「グローバルアクティブラーニング」を実施している。【資料 C-1-1】
- ・ 渡航前に訪問地域について事前学習を行い、現地で実践的な体験・調査、そして帰国後に発表・振り返り、という流れで、学生主体で協働しながら学ぶ。異なる言語や文化の中で課題に取り組むことで、国際的な視野での課題解決力を養うことができている。
- ・ 海外研修参加費用の一部を奨学金として支給し、より多くの学生が海外での豊かな学びを享受できるようサポートしている。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で海外への渡航が中止となっていたが、オンラインでの交流プログラムや国内での研修を企画。令和 4（2022）年度から海外のプログラムを再開した。

C-1-②. 海外連携・提携大学との交流・実施

- ・ 大学、短大合わせて海外の 14 大学と連携協定を結び、海外研修プログラムの実施や交換留学など活発に国際交流を実施している。【資料 C-1-1】～【資料 C-1-3】
- ・ 協定校との交換留学では、新型コロナウイルスの影響があり中止となっていたが、令和 4 (2022) 年度から再開し、2 人を受け入れ、令和 5 (2023) 年度は、7 人の交換留学生を受け入れた。
- ・ 協定校間交流の他にも海外プログラムとして、英語圏への語学研修なども実施している。約 3 週間のホームステイと語学学校での学習や、異文化に触れることで、グローバルな視野を養う機会を提供している。
- ・ また、韓国の大学での約 3 週間の短期語学研修も実施。その他、各学部で独自の短期海外研修プログラムや留学支援も活発に行っている。【資料 C-1-4】
- ・ コロナ禍で、海外との行き来ができなかった期間においても、台南応用科技大学との美術交流や、高雄師範大学との特別支援教育意見交換会など、協定校とオンラインでの交流等を行った。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 C-1-1】 『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P123-124

【資料 C-1-2】 2023 年度 大阪成蹊大学グローバル・アクティブラーニング一覧

【資料 C-1-3】 2023 年度 国際交流事業実績 (大学)

【資料 C-1-4】 2023 年度国際観光学部・国際観光ビジネス学科短期研修・長期留学状況

(3) C-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ コロナ禍において、海外渡航ができなくなっていたが、渡航が再開しており、安全面に配慮しながら協定校との連携をさらに深める。
- ・ アジアや欧米圏について協定校をさらに開拓し、学生の学びの場を広げ、国際交流を推進していく。
- ・ 学生が海外体験する機会を増やすため、国際交流センター、英語教育センター等が連携し、体制を整える。
- ・ 学生が海外体験する機会を増やすため、経済的支援方法等を再検討する。

V. 特記事項

1. 大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム

本学園では、建学の精神「桃李不言下自成蹊」の理念に基づき、徳があり、人に慕われ、信頼される人、すなわち広く社会で活躍できる「人間力」を備えた人材を育成することを教育の目標としている。また、建学の精神を実践するにあたり、「忠恕」（孔子『論語』より）、すなわち誠をつくし、人の立場になって考え行動することを行動の指針としている。

本学の教育目標である広く社会で活躍できる「人間力」を備えた人材育成の前提となる本学園の教育の質を保証し、様々な取組みを統合するものとして、平成 30(2018)年度より新たに「大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム」を構築・始動した。

この「LCD」とは、「Literacy（課題解決のプロセスに必要な、「読む力」「書く力」「話す力」や数的処理等の基礎能力）」「Competency（社会において多様な人々と協働しながら、課題を解決し、高い成果を出すために必要な能力）」「Dignity（知性と教養を兼ね備え、人や物事に対して常に謙虚・誠実で、心豊かな人生を送る上で必要とされる品格）」の頭文字である。そして「LCD 教育プログラム」とは、在学中の学びを支え、卒業後もさらに学び続け、自らの確かなキャリアを形成するために「初年次教育」において生涯に亘る学びの基礎となるアカデミックスキルを修得し、「キャリア教育」を通じ自分の生き方を描き、卒業後も真に役立つ思考力、判断力等を身につける。また、「教養教育」では人文・社会・自然科学に関する教養から人や社会を見つめ、感性と知的好奇心を育み、「専門教育」では、理論と実践を往還し、実社会の多様な人々との関わりのなかで、確かな専門性を身につけていく。さらには、「グローバル教育」において語学力を磨くとともに、グローバル人材に必要な素養を身につけ、「データサイエンス教育」によって AI 社会を生き抜く教養とデータサイエンスの基礎スキルを獲得する。これらの教育を通じ、社会に通用する高い専門性に加え、全ての学修において「Literacy」「Competency」「Dignity」を養うための「人間力教育」を実践している。

こうした「大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム」の成果は、PROG テストや卒業時アンケートを通じ可視化をして確認している。

その結果、大阪成蹊大学 2023 年度 3 年生の PROG テスト「リテラシー総合（7 段階評価）」において 4.10、「コンピテンシー総合（7 段階評価）」において 3.16 といずれも私立 4 年制大学文系 3 年生平均を上回る結果となっている。また、卒業時アンケートにおいて行動指針である「忠恕の心」の修得には、全学部で 90%以上がポジティブ回答をしており、「大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム」は本学の特色となっている。



図表 V-1 大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする。」と定め、これに沿って教育を実践している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部、学科の設置について明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 14 条に修業年限について定めている。	3-1
第 88 条	○	認定単位数については、学則第 39 条第 1 項、第 2 項、及び第 40 条第 1 項に規定している。また「入学前の既修得単位の認定に関する大阪成蹊大学規程」に修得した単位の認定に必要な内容を規定している。編入学、転入学については、学則第 20 条、第 22 条に規定している。	3-1
第 89 条	—	本学は、早期卒業の制度は導入していないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に入学資格を規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条、第 8 条に教職員組織について規定し遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 10 条に教授会について規定し、「大阪成蹊大学教授会規程」に運営等の必要事項について定め適切に運用している。	4-1
第 104 条	○	学則第 46 条、大学院学則第 38 条に学位について規定している。また、学位授与に関して必要な事項は「大阪成蹊大学学位規程」「大阪成蹊大学大学院学位規程」に規定している。	3-1
第 105 条	—	本学は、特別の課程を設けていないため該当しない。	3-1
第 108 条	—	本学は、短期大学ではないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び「大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程」に則り自己点検評価の体制を整えている。日本高等教育評価機構において認証評価を受審し、平成 22 年度、平成 29 年度に受審した認証評価ではいずれも適合の認証を得ており、その結果についても公表している。 本学では毎年日本高等教育評価機構の定める大学評価基準に従って自己点検評価を実施し、その結果を定期的にホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動については、大学ホームページで公表している。	3-2

大阪成蹊大学

第 114 条	○	事務職員等については、「大阪成蹊学園組織規程」「大阪成蹊学園職務権限規程」及び学則第 7 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学については、学則第 20 条及び「大阪成蹊大学編入学規程」に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 20 条に編入学について規定し、学生募集要項にも明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則に以下の通り規定している。 一. 修業年限 (第 14 条)、学年 (第 11 条)、学期 (第 12 条)、休業日 (第 13 条) 二. 組織 (第 3 条第 1 項) 三. 教育課程 (第 33 条、第 34 条)、授業時数 (第 36 条) 四. 成績評価 (第 42 条)、卒業認定 (第 45 条) 五. 収容定員 (第 3 条第 3 項)、教職員組織 (第 7 条、第 8 条) 六. 入学 (第 15 条～第 22 条)、退学 (第 30 条)、転学 (第 28 条)、休学 (第 25 条、第 26 条)、卒業 (第 45 条) 七. 授業料等 (第 54 条～第 61 条) 八. 賞罰 (第 47 条、第 48 条) 九. 寄宿舎はおいていないので該当しない	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学籍、成績、履修に関する記録及び健康診断の記録を適切に保存している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 48 条に懲戒について定め、「大阪成蹊大学懲戒規程」に退学、停学、訓告の処分の手続きについて規定している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿については、各関係部署で適切に管理し、「大阪成蹊学園文書取扱規程」に基づき保管している。	3-2
第 143 条	○	大阪成蹊大学教授会規程第 4 条第 2 項に基づき専門委員会を置き、各委員会規程を定めている。 専門委員会の議決を持って教授会の議欠とする事項については、教授会で審議し周知している。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生が入学する際の修業年限の通算については定めがないため該当しない。	3-1
第 147 条	—	本学は、早期卒業の制度は導入していないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	本学は、特別の専門事項を教授研究する学部または夜間の学部はおいていないため該当しない。	3-1
第 149 条	—	本学は、早期卒業の制度は導入していないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に入学資格を規定している。	2-1

大阪成蹊大学

第 151 条	—	本学は、飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	本学は、飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	本学は、飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	本学は、飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 20 条に編入学について規定している。	2-1
第 162 条	○	学則第 20 条に編入学について、学則第 22 条に転入学について規定している。	2-1
第 163 条	○	学則第 11 条に学年の始期及び終期について、学則第 15 条に入学時期について、学則第 45 条に卒業について規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書を交付する制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 164 条	—	本学は、特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 1 条に大学の目的、学則第 3 条に学部・学科の教育研究目的を規定し、これらを踏まえて、大学、学科、大学院研究科ごとに三つのポリシーを策定している。履修ガイドやホームページに一括掲載し、一体のものであることを周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び「大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程」に自己点検評価の体制を規定し、認証評価機関の日本高等教育評価機構の点検項目に準拠し、点検・評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、大学ホームページや大学案内、学生募集要項等で情報の公表を行っている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 46 条に則り、卒業証書・学位記を授与している。	3-1
第 178 条	○	編入学について、学則第 20 条及び「大阪成蹊大学編入学規程」に定めている。	2-1
第 186 条	○	編入学について、学則第 20 条及び「大阪成蹊大学編入学規程」に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の関係法令が定める基準を満たすとともに、学則第 2 条に教育水準の向上を図り大学の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを規定し、教育の質保証及び向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条第 2 項に学部、学科の教育研究目的を定めている。	1-1 1-2

大阪成蹊大学

第2条の2	○	学則第18条に入学者の選考について定めるとともに、「大阪成蹊大学入学選抜規程」に基づき入試委員会を置いて入学選抜を適切に行っている。	2-1
第3条	○	学則第3条に学部について定め、教員組織、教員数についても、大学設置基準に則り適正に組織している。	1-2
第4条	○	学則第3条に学科について定め、それぞれの専攻分野を教育研究するのに必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	本学は学部以外の基本組織は置いていないため該当しない。	1-2
第6条	—	本学は学部以外の基本組織は置いていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第7条・第8条に教職員組織について定め、また「大阪成蹊学園組織規程」「大阪成蹊学園職務権限規程」「職務権限基準表(個別事項)取扱規程」に教育研究実施組織等について定め、その役割や責任の所在を明確にしている。 教員の年齢構成について配慮しホームページで公表している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要重要科目は原則基幹教員が担当している。 実習や演習、実験の授業を補助するため、授業によって助手やティーチングアシスタント、スチューデントアシスタントなどを配置している。	3-2 4-2
第9条	○	必要に応じて授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	大学設置基準に則り、必要数以上の教員を配置している。	3-2 4-2
第11条	○	必要な知識及び技能の習得のために外部研修に参加する機会を設けるとともに、内部研修も実施している。 また、大学及び各学部のファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程に基づき、研修会を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長候補者選考委員会において適格な候補者を選出し、理事会において決定している。	4-1
第13条	○	学則第8条に教員の職務を規定し、「大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程」「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」「大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について」に教員の採用や昇格等について定めている。	3-2 4-2
第14条	○	学則第8条に教員の職務を規定し、「大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程」「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」「大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について」に教	3-2 4-2

大阪成蹊大学

		員の採用や昇格等について定めている。	
第 15 条	○	学則第 8 条に教員の職務を規定し、「大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程」「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」「大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について」に教員の採用や昇格等について定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	学則第 8 条に教員の職務を規定し、「大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程」「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」「大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について」に教員の採用や昇格等について定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	学則第 8 条に教員の職務を規定し、「大阪成蹊学園助手規程」に基づき助手を採用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	校地・校舎等の施設・設備や諸条件に基づき学部ごとの収容定員を定め、適正な定員管理に努めている。学則第 3 条第 3 項に定員について規定している。	2-1
第 19 条	○	大学ならびに学部ごとに学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を定め、これに基づき体系的に教育課程を編成している。教育課程編成にあたっては、大学共通科目と専門科目の二つの科目群で構成し、大学共通科目においては大学共通で一般教養教育を行い、専門科目において学部・学科ごとの専門の教育を行っている。また、教育課程の編成などにかかわる実務家専任教員をおいている。	3-2
第 19 条の 2	—	本学は連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則第 34 条に教育課程の編成方法等について定め、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当することを規定している。また、履修規程に詳細に規定している。	3-2
第 21 条	○	学則第 36 条に単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 11 条 (学年)、学則第 12 条 (学期) の規定に基づき学事日程を定め授業を行う期間を確保している。	3-2
第 23 条	○	学則第 11 条 (学年)、学則第 12 条 (学期) の規定に基づき学事日程を定め、履修ガイドやシラバスに授業期間及び単位を明記している。	3-2
第 24 条	○	指定規則や教育効果に配慮し適当な人数となるよう 1 クラスの最大人数を定めている。	2-5
第 25 条	○	学則第 35 条に授業の方法等について定め、適切に運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスに授業計画を明示している。また、学則第 42 条及び「大阪成蹊大学履修規程」第 20 条に成績評価について定め、履修ガイドに明示している。	3-1
第 26 条	—	本学は昼夜開講制を導入していないため該当しない。	3-2

大阪成蹊大学

第 27 条	○	学則第 37 条に単位の授与について定めており、シラバスに科目ごとの成績評価の方法を明記し、適切な方法により評価し単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	「大阪成蹊大学履修規程」第 8 条に履修科目の登録の上限について規定している。	3-2
第 27 条の 3	—	本学は連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 39 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 40 条に大学以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 41 条に入学前の既修得単位等の認定について定め、これに基づき「入学前の既修得単位の認定に関する大阪成蹊大学規程」を規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	本学は学部学生の長期履修制度を設けていないため該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 51 条に科目等履修生について定め、これに基づき「大阪成蹊大学科目等履修生規程」を規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 14 条に修業年限、学則第 45 条に卒業必要単位数を規定している。	3-1
第 33 条	—	本学は医学または歯学に関する学科は設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地内には前庭、中庭などの空地を有し、各所にベンチ等を配置し、学生が休息等に利用する場所として、ている。 また、学生ホールなど休憩及び交流などに利用できる環境が整えられている。	2-5
第 35 条	○	授業や課外活動で使用できる運動場や体育館を有している。	2-5
第 36 条	○	教室（講義室、実習室、演習室）、研究室、図書館、保健センター、事務室等を備え、教育研究の環境を整えている。	2-5
第 37 条	○	本学の校地は、大学設置基準を上回る面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎は、大学設置基準を上回る面積を有している。	2-5
第 38 条	○	学則第 4 条に図書館をおくことを規定し、「大阪成蹊大学図書館規程」「大阪成蹊大学図書館利用規程」に図書館の目的や利用について定めている。また、図書館には図書館長、副館長をはじめ専属の職員、司書資格を有する職員などを配置してある。	2-5
第 39 条	○	工学に関する学部として、情報に関する設備を整えている。	2-5
第 39 条の 2	—	本学は薬学に関する学部学科は置いていないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部・学科及び教員数・学生数に応じて必要な設備・備品などを備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	本学は二以上の校地で教育研究を行っていないため該当しない。	2-5

大阪成蹊大学

第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な予算を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称は建学の精神を表し、学部・学科の名称は学則に規定する教育目的と合致しており、分かりやすいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	本学は学部等連係課程実施基本組織を置いていないため該当しない。	3-2
第 42 条	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	本学は専門職学科を置いていないため該当しない。	2-5
第 43 条	—	本学は共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	本学は共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	本学は共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	本学は共同学科を置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	本学は共同学科を置いていないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	本学は共同学科を置いていないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	本学は共同学科を置いていないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を基礎とする大学院を置いていないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を基礎とする大学院を置いていないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	学科に代えて課程を設ける工学に関する学部を置いていないため該当しない。	4-2
第 58 条	—	本学は外国に学部等を設置していないため該当しない。	1-2
第 59 条	—	本学は独立大学院ではないため該当しない。	2-5
第 61 条	—	本学は新設の大学ではない。また、薬学を履修する課程をおく大学ではないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

大阪成蹊大学

第2条	○	学則第46条に、学位について規定されている。	3-1
第10条	○	大阪成蹊大学学位規程に学部学科ごとの学位名称が規定されており、専攻分野に適した名称が付記されている。	3-1
第10条の2	—	本学は共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-1
第13条	○	学則第45条、第46条及び「大阪成蹊大学学位規程」「大阪成蹊大学履修規程」に学位や学力確認の方法などについて規定している。学則改正時には文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	「大阪成蹊学園ガバナンス・コード」を定め、運営基盤の強化と透明性の確保に努めている。	5-1
第26条の2	○	学園の理事、監事、評議員、職員（設置学校長、教員その他の職員を含む。）その他の政令で定める学校法人関係者に対し、特別の利益供与はない。	5-1
第33条の2	○	寄附行為を各キャンパスに書面で備え置いており、例規システム（Web版規程集）及びホームページで公開している寄附行為を常に閲覧することができる。	5-1
第35条	○	寄附行為第5条に役員の数について定め、第6条に理事のうち1人を理事長とすることについて定めている。	5-2 5-3
第35条の2	○	役員は学校法人と委任関係にあり、善管注意義務を負うことを周知している。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第17条に理事会について定めている。	5-2
第37条	○	寄附行為第13条に理事長の職務、第15条に理事長の職務代理及び代行、第16条に監事の職務について定めている。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第7条に理事の選任、第9条に監事の選任について定めている。	5-2
第39条	○	寄附行為第9条に監事の選任について定めており、「法人の理事、職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者」としている。	5-2
第40条	○	寄附行為第11条に役員補充について定めている。	5-2
第41条	○	寄附行為第19条に評議員会の構成について定め、第23条に評議員会の会議開催について定めている。	5-3
第42条	○	寄附行為第24条にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項について定めている。	5-3
第43条	○	寄附行為第25条に評議員の意見具申等について定めている。	5-3
第44条	○	寄附行為第19条に評議員会の組織構成について定めている。	5-3
第44条の2	○	役員が学校法人に対する損害賠償責任について周知するととも	5-2

大阪成蹊大学

		に、寄附行為第 44 条に役員のパ賠償責任の免除について定め、第 45 条に責任限定契約について定めている。	5-3
第 44 条の 3	○	役員のパ第三者に対する損害賠償責任について周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員のパ損害賠償責任における連帯債務について周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法令に基づき、読み替えた運用をしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 41 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に予算及び事業計画ならびに事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に決算及び実績の報告について定め、評議員会に報告している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条に財産目録等の作成、備付及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条に役員のパ報酬について規定している。また「学校法人大阪成蹊学園 役員に対する報酬等の支給の基準」を定め学園のホームページに公表している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人大阪成蹊学園経理規程第 5 条に本学園の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条に情報の公表について定めており、規定に基づき学園のホームページに公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に「大阪成蹊大学大学院(以下「大学院」という。)は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。また、本学の大学院は専門職大学院ではないため該当しない。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に規定するとおり、研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	大学学則第 14 条に入学資格を定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目

大阪成蹊大学

第 155 条	○	大学学則第 14 条に入学資格を定め、遵守している。	2-1
第 156 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	2-1
第 157 条	—	本学は飛び入学の制度を導入していないため該当しない。	2-1
第 158 条	—	本学は飛び入学の制度を導入していないため該当しない。	2-1
第 159 条	—	本学は飛び入学の制度を導入していないため該当しない。	2-1
第 160 条	—	本学は飛び入学の制度を導入していないため該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の定める必要事項を満たすため大学院学則を定め、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 3 条第 2 項に研究科の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 16 条に入学者の選考について定めるとともに、「大阪成蹊大学大学院入学選抜規程」に基づき入試委員会を置いて入学選抜を適切に行っている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条第 1 項に専攻及び課程について定め、修士課程をおいている。	1-2
第 2 条の 2	○	大学院学則第 4 条に専ら夜間において教育を行う課程を置くことを明記している。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条に研究科及び目的について定め、大学院学則第 12 条に修業年限及び在学期間について定めている。	1-2
第 4 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 3 条に、研究科、専攻、目的について定めており、教員数等について大学院設置基準に基づき適切に組織している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に、研究科に置く専攻について定めている。	1-2
第 7 条	○	教育学部に基礎を置き、適切な連携体制を整えている。	1-2
第 7 条の 2	—	本学は、二以上の大学が協力して教育研究する研究科を置いていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	本学は、研究科以外の教育研究上の基本となる組織をおいていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 6 条・第 7 条に教職員組織について定めており、教員の年齢に偏りはない。 また、教育研究実施組織について「大阪成蹊学園組織規程」に定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1

大阪成蹊大学

			4-2 4-3
第9条	○	「大阪成蹊大学大学院担当教員資格審査規程」に基づき、資格を有する教員を配置している。	3-2 4-2
第9条の3	○	「大阪成蹊大学大学院FD委員会規程」を定め、FD研修を実施している。また、毎年全教職員を対象とした研修を実施するとともに、外部研修に参加するなど能力の向上に努めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第5条に、研究科の入学定員及び収容定員について定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第27条に、教育課程の編成方針を定めている。また、カリキュラムポリシーに沿って体系的に教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	大学院学則第28条に、教育課程の編成方法等を規定し、これに基づき「大阪成蹊大学大学院教育学研究科履修規程」第3条に教育課程について定めている。	2-2 3-2
第13条	○	「大阪成蹊大学大学院担当教員資格審査規程」に研究指導を行う教員の資格について定め、大学院学則第33条に他の大学院又は研究所等における研究指導の委託について定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第4条に、教育方法の特例について定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第29条に授業の方法等について定め、シラバスに1年間の計画等の詳細を明示している。また、学生に配付する大学院要覧に修士論文ガイドラインを掲載し審査基準を周知している。	3-1
第15条	○	大学院学則第28条に教育課程の編成方法等、第30条に単位、第10条に学期、第5条に入学定員及び収容定員、第29条に授業の方法等、第31条に単位の授与、第32条に他の大学院における授業科目の履修等、第34条に入学前の既修得単位等の認定、第12条に修業年限及び在学期間、第44条に科目等履修生について定めるとともに、「大阪成蹊大学大学院科目等履修生規程」「大阪成蹊大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程」に科目等履修生や長期履修に関する詳細を規定している。また、シラバスや学事日程により各授業科目の単位や授業日数を明示し、授業を行う学生数は教育効果を十分に上げられる適当な人数としている。なお、本学は連携開設科目を設定していない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第37条に課程の修了について規定している。	3-1
第17条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な大学院専用の研究室を備えている。講義室等については大学・短期大学と共用しているが、専ら夜間において教育を行う課程のため双方の教育研究に支障なく教育研究環境を整	2-5

大阪成蹊大学

		備している。	
第 20 条	○	教育研究に必要な教具等を備え環境を整備している。	2-5
第 21 条	○	必要な図書や学術雑誌、電子リソース等を備えている。	2-5
第 22 条	○	学部は昼間、大学院は夜間と土曜日に使用するため、双方の教育研究に支障なく共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	本学は二以上の校地で教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的の達成のため、毎年度必要な予算編成を行い、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	本学は独立大学院ではないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	本学は独立大学院ではないため該当しない。	2-5
第 25 条	—	本学大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2
第 26 条	—	本学大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2
第 27 条	—	本学大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	本学大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	本学大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	2-5
第 30 条	—	本学大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	本学は一つの研究科しか置いていないため該当しない。	3-2
第 31 条	—	本学は共同教育課程は置いていないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	本学は共同教育課程は置いていないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	本学は共同教育課程は置いていないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	本学は共同教育課程は置いていないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	本学は工学を専攻する研究科を設けていないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	本学は工学を専攻する研究科を設けていないため該当しない。	4-2
第 42 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	2-3
第 43 条	○	学生募集要項やホームページなどに明示している。	2-4
第 45 条	—	本学は外国に研究科等の組織を置いていないため該当しない。	1-2
第 46 条	—	新たに研究科等を設置していないため該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	6-2

大阪成蹊大学

			6-3
第2条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	1-2
第3条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第4条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2 4-2
第5条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2 4-2
第5条の2	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2 3-3 4-2
第6条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2
第6条の2	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2
第6条の3	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2
第7条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	2-5
第8条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	2-2 3-2
第9条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	2-2 3-2
第10条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第11条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2
第12条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第13条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第14条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第15条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第16条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第17条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	2-1
第20条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	2-1
第21条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第22条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第23条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1

大阪成蹊大学

第 24 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 25 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 26 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 28 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 29 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 30 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 31 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-2
第 33 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	3-1
第 42 条	—	本学は専門職大学院ではないため該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 38 条及び「大阪成蹊大学大学院学位規程」に、学位の授与について規定している。	3-1
第 4 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 5 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 12 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2
第 3 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	2-2 3-2
第 4 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2
第 5 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	3-1
第 6 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	3-1
第 7 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	3-1
第 8 条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2 4-2

大阪成蹊大学

第9条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	2-5
第10条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	2-5
第11条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	2-2 3-2
第13条	—	本学は通信教育を行っていないため該当しない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人大阪成蹊学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	大阪成蹊大学大学案内 2025		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	①大阪成蹊大学学則		
	②大阪成蹊大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	①2025 年度大阪成蹊大学学生募集要項		
	②2025 年度大阪成蹊大学大学院募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧		

大阪成蹊大学

	①大阪成蹊大学 CAMPUS GUIDE BOOK2024 ②大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024	
【資料 F-6】	事業計画書 ①学校法人大阪成蹊学園令和6年度事業計画 ②令和6年度長期経営計画	
【資料 F-7】	事業報告書 大阪成蹊学園令和5年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど ①Access Map (大学案内 P138) ②キャンパスマップ (大学案内 P133-136) ③キャンパスマップ (CAMPUS GUIDE BOOK P80-89)	資料 F-2 と同じ 資料 F-5 と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ) 学校法人大阪成蹊学園規程集 (目次) 第1編 法人 第2編 大阪成蹊大学	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 ①大阪成蹊学園役員名簿 (理事、監事、評議員) ②大阪成蹊学園理事会、評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去5年間) 及び監事監査報告書 (過去5年間) ①決算書 (令和元~5年度) ②監事監査報告書 (令和元~5年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ) ①履修ガイド 2024 (経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部) ②履修ガイド 2024 (データサイエンス学部・看護学部) ③大学院要覧 2024 ④シラバス 2024	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと) 大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 経営学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 教育学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 看護学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの) 令和6年度設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの) なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大阪成蹊大学学則第 1 条、第 3 条	資料 F-3①と同じ
【資料 1-1-2】	大阪成蹊大学大学院学則第 1 条、第 3 条	資料 F-3②と同じ
【資料 1-1-3】	『履修ガイド 2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』 巻頭、P19、21、22、49、61、81	資料 F-12①と同じ
【資料 1-1-4】	『履修ガイド 2024（データサイエンス学部・看護学部）』 巻頭、P19、29	資料 F-12②と同じ
【資料 1-1-5】	『大学院要覧 2024』 巻頭、P13	資料 F-12③と同じ
【資料 1-1-6】	『2025 年度大阪成蹊大学学生募集要項』 P2-5	資料 F-4①と同じ
【資料 1-1-7】	『2025 年度大阪成蹊大学大学院募集要項』 P1	資料 F-4②と同じ
【資料 1-1-8】	『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P1、11-12、137	資料 F-2 と同じ
【資料 1-1-9】	大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 1-1-10】	『建学の精神』	資料 1-2-7 と同じ
【資料 1-1-11】	『教育に本気の大学 学生の成長に本気の大学』	資料 A-3-2 と同じ
【資料 1-1-12】	大阪成蹊学園のパラダイム改革（令和 6 年 6 月）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大阪成蹊学園理事会運営内規	資料 5-2-1、資料 5-3-1 と同じ
【資料 1-2-2】	大阪成蹊学園常任理事会規程	資料 5-2-3 と同じ
【資料 1-2-3】	大阪成蹊学園経営会議規程	資料 5-3-2 と同じ
【資料 1-2-4】	教学改革 FSD 会議規程	資料 5-3-3、資料 6-1-3 と同じ
【資料 1-2-5】	大阪成蹊大学ホームページ 建学の精神 https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/spirit/	
【資料 1-2-6】	大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/	資料 F-13、資料 1-1-9 と同じ
【資料 1-2-7】	『建学の精神』	資料 1-1-10 と同じ
【資料 1-2-8】	シラバス 2024（大学共通科目） P1-17	資料 F-12④と同じ
【資料 1-2-9】	『大阪成蹊大学 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P3、8	資料 F-5①と同じ
【資料 1-2-10】	『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P3	資料 F-5②と同じ
【資料 1-2-11】	『履修ガイド 2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』 P2、3、19、49、61、81	資料 F-12①と同じ
【資料 1-2-12】	『履修ガイド 2024（データサイエンス学部・看護学部）』 P2、3、19、29	資料 F-12②と同じ
【資料 1-2-13】	『大学院要覧 2024』 P13、14	資料 F-12③と同じ
【資料 1-2-14】	大阪成蹊学園令和 6 年度長期経営計画	資料 F-6②と同じ
【資料 1-2-15】	大阪成蹊大学中期計画	
【資料 1-2-16】	大阪成蹊大学ホームページ 経営学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 教育学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/	資料 F-13 と同じ

大阪成蹊大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
	大阪成蹊大学ホームページ 看護学部3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科3つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/ /	
【資料 1-2-17】	大阪成蹊学園組織規程	資料 4-1-1、資料 5-1-2 資料 6-2-3 と同じ
【資料 1-2-18】	大阪成蹊大学ホームページ 研究所 https://univ.osaka-seikei.jp/education/lab/	
【資料 1-2-19】	大阪成蹊大学ホームページ スポーツイノベーション研究所 https://univ.osaka-seikei.jp/education/lab/sports_innovation/	
【資料 1-2-20】	大阪成蹊大学ホームページ 各センター https://univ.osaka-seikei.jp/education/center/	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『2025 年度大阪成蹊大学学生募集要項』 P2-5	資料 F-4①と同じ
【資料 2-1-2】	『2025 年度大阪成蹊大学大学院募集要項』 P1	資料 F-4②と同じ
【資料 2-1-3】	大阪成蹊大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-4】	FD 研修記録「2024 年度高大接続改革の実現プロジェクト研修 会報告」	
【資料 2-1-5】	入試問題作成及び面接にあたっての人権尊重について	
【資料 2-1-6】	入試試験実施に関わる留意事項とミス防止についてのガイド ライン	
【資料 2-1-7】	大阪成蹊大学大学院入学者選抜規程	
【資料 2-1-8】	大阪成蹊大学ホームページ 学生数データ https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生相談室規程	資料 2-4-21 と同じ
【資料 2-2-2】	『学生相談室』	資料 2-4-22 と同じ
【資料 2-2-3】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学障がい学生支援室規程	資料 2-4-19 と同じ
【資料 2-2-4】	『障がい学生支援室』	資料 2-4-20 と同じ
【資料 2-2-5】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学・大阪成蹊女子高等学校教育 研究支援センター規程	
【資料 2-2-6】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学産官学・社会連携センター規 程	
【資料 2-2-7】	英語教育センター規程	資料 2-5-8 と同じ
【資料 2-2-8】	国際交流センター規程	資料 2-5-7 と同じ
【資料 2-2-9】	音楽教育センター規程	資料 2-5-5 と同じ
【資料 2-2-10】	教職キャリアセンター規程	資料 2-3-4 と同じ
【資料 2-2-11】	教育保育実習支援センター規程	
【資料 2-2-12】	ラーニングコモンズセンター規程	資料 2-3-3 と同じ
【資料 2-2-13】	大阪成蹊大学ティーチング・アシスタント取扱規程	
【資料 2-2-14】	大阪成蹊大学スチューデント・アシスタント取扱ガイドライン	
【資料 2-2-15】	シラバス 2024	資料 F-12④と同じ
【資料 2-2-16】	『シラバス作成の手引き』 P13	資料 3-2-8 と同じ
【資料 2-2-17】	修学上の配慮願（様式）	
【資料 2-2-18】	退学率縮減計画の具体的推進策	
2-3. キャリア支援		

大阪成蹊大学

【資料 2-3-1】	シラバス 2024 (大学共通科目)	資料 F-12④と同じ
【資料 2-3-2】	シラバス 2024 (看護学部)	資料 F-12④と同じ
【資料 2-3-3】	ラーニングコモンズセンター規程	資料 2-2-12 と同じ
【資料 2-3-4】	教職キャリアセンター規程	資料 2-2-10 と同じ
【資料 2-3-5】	エビデンス集データ編 表 2-5 (就職の状況)	データ編 表 2-5
【資料 2-3-6】	『就職ガイドブック』 P8	
【資料 2-3-7】	『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P128	資料 F-2 と同じ
【資料 2-3-8】	卒業時アンケート結果 (2024.3 卒生)	資料 3-3-13、資料 6-2-7 と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大阪成蹊大学懲戒規程	
【資料 2-4-2】	大阪成蹊大学学内団体懲戒規程	
【資料 2-4-3】	令和 5 年度パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト概要	資料 5-1-14 と同じ
【資料 2-4-4】	2024 年度前期パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクトの推進について	
【資料 2-4-5】	『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P133-136	資料 F-2 と同じ
【資料 2-4-6】	『大阪成蹊大学 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P8、40-41、52-59	資料 F-5①と同じ
【資料 2-4-7】	『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P28-38、44-50	資料 F-5②と同じ
【資料 2-4-8】	大阪成蹊大学学生生活規程 第 5 条	
【資料 2-4-9】	大阪成蹊学園被災学生等に対する特別援助に関する規程	
【資料 2-4-10】	大阪成蹊大学私費外国人留学生を対象とした授業料減免規程	
【資料 2-4-11】	大阪成蹊大学授業料等の取扱いに関する規程	
【資料 2-4-12】	『CLUB&CTRICLE 2024』	
【資料 2-4-13】	スポーツ&カルチャーセンター規程	
【資料 2-4-14】	2023 年度リーダーズ研修プログラム	
【資料 2-4-15】	大阪成蹊大学学生表彰規程	
【資料 2-4-16】	『学生生活サポートブック』	資料 5-1-19 と同じ
【資料 2-4-17】	大阪成蹊学園ホームページ 大阪成蹊学園びわこセミナーハウス https://osaka-seikei.jp/seminar-house/	
【資料 2-4-18】	びわこセミナーハウス利用申込書兼許可書	
【資料 2-4-19】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学障がい学生支援室規程	資料 2-2-3 と同じ
【資料 2-4-20】	『障がい学生支援室』	資料 2-2-4 と同じ
【資料 2-4-21】	学生相談室規程	資料 2-2-1 と同じ
【資料 2-4-22】	『学生相談室』	資料 2-2-2 と同じ
【資料 2-4-23】	『Campus Magazine2024』 P20-21	
【資料 2-4-24】	大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程	資料 5-1-15 と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P65、103、114、133-136	資料 F-2 と同じ
【資料 2-5-2】	『大学院要覧 2024』 P36	資料 F-12③と同じ
【資料 2-5-3】	『Academic Handbook2024』 P25、33-48	資料 3-1-9、資料 3-2-24 と同じ
【資料 2-5-4】	大阪成蹊大学生成 AI 利用指針	
【資料 2-5-5】	音楽教育センター規程	資料 2-2-9 と同じ
【資料 2-5-6】	『VISUAL ART BOOK2025』 P100	
【資料 2-5-7】	国際交流センター規程	資料 2-2-8 と同じ
【資料 2-5-8】	英語教育センター規程	資料 2-2-7 と同じ
【資料 2-5-9】	エビデンス集データ編 共通基礎様式 1 (図書館・図書資料等)、表 2-11 (図書館の開館状況)	データ編 共通基礎様式 1、表 2-11
【資料 2-5-10】	図書館利用案内『LIBRALY GUIDE』	

大阪成蹊大学

【資料 2-5-11】	図書館利用ガイダンス 資料	
【資料 2-5-12】	情報検索ガイダンス 資料	
【資料 2-5-13】	館情『ビブリオテーク』	
【資料 2-5-14】	リモートアクセス (RemoteXs) サービスについて	
【資料 2-5-15】	リモートアクセス案内	
【資料 2-5-16】	ラーニングコモンズセンター2024 年度前期講座案内	
【資料 2-5-17】	令和 5 年度消防避難訓練実施報告	資料 5-1-11 と同じ
【資料 2-5-18】	令和 5 年度緊急地震速報訓練実施報告	資料 5-1-12 と同じ
【資料 2-5-19】	令和 6 年度安否確認訓練実施報告	資料 5-1-13 と同じ
【資料 2-5-20】	『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』	資料 2-6-3、資料 3-3-7 資料 4-4-2、資料 6-2-6 と同じ
【資料 2-5-21】	『履修ガイド 2024 (経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部)』 P7	資料 F-12①と同じ
【資料 2-5-22】	『履修ガイド 2024 (データサイエンス学部・看護学部)』 P7	資料 F-12②と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート結果分析 (2023 年度前期)	資料 3-3-5、資料 4-2-18 資料 6-2-8 と同じ
【資料 2-6-2】	『Campus Magazine2024』 P19-20	資料 2-4-23 と同じ
【資料 2-6-3】	『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』	資料 2-5-20、資料 3-3-7 資料 4-4-2、資料 6-2-6 と同じ
【資料 2-6-4】	自己点検・評価への学生の参画について	資料 6-3-2 と同じ
【資料 2-6-5】	大学自己点検・評価活動へのご協力をお願い	資料 6-3-3 と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 3-1-2】	『履修ガイド 2024 (経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部)』 巻頭、P13、14、19、21、23、28、30、49、54、55、61、66、70、81、116、118	資料 F-12①と同じ
【資料 3-1-3】	『履修ガイド 2024 (データサイエンス学部・看護学部)』 巻頭、P19、23、24、29、33、34	資料 F-12②と同じ
【資料 3-1-4】	大阪成蹊大学ホームページ 経営学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 教育学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 看護学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 3-1-5】	大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 3-1-6】	『大学院要覧 2024』 P10、13、15、26-35	資料 F-12③と同じ
【資料 3-1-7】	2024 年度新入生オリエンテーションスケジュール	
【資料 3-1-8】	2024 年度在学生オリエンテーションスケジュール	
【資料 3-1-9】	『Academic Handbook2024』 P20、21	資料 2-5-3、資料 3-2-24 と同じ

大阪成蹊大学

【資料 3-1-10】	大阪成蹊大学学則第 37 条～第 42 条	資料 F-3①と同じ
【資料 3-1-11】	大阪成蹊大学 GPA 制度に関する規程	
【資料 3-1-12】	成績評価確認願	
【資料 3-1-13】	成績評価確認願に対する回答書	
【資料 3-1-14】	大阪成蹊大学履修規程	資料 3-2-10 と同じ
【資料 3-1-15】	『卒業研究ガイドライン（経営学部、教育学部）』	資料 3-3-12 と同じ
【資料 3-1-16】	『卒業研究・制作ガイドライン（芸術学部）』	
【資料 3-1-17】	『大阪成蹊大学大学院 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P46-47	資料 F-5②と同じ
【資料 3-1-18】	大阪成蹊大学大学院学則第 31 条～第 35 条	資料 F-3②と同じ
【資料 3-1-19】	大阪成蹊大学ホームページ 学位論文に関する評価基準 https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/pdf/masters-standards2019.pdf	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 経営学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 教育学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 看護学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 3-2-2】	『履修ガイド 2024（経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部）』 P19-24、28、30、49-51、54、55、61-65、66、70、81-83、116、118	資料 F-12①と同じ
【資料 3-2-3】	『履修ガイド 2024（データサイエンス学部・看護学部）』 P19-21、23、24、29-30、33、34	資料 F-12②と同じ
【資料 3-2-4】	大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 3-2-5】	『大学院要覧 2024』 P10、13、14、42	資料 F-12③と同じ
【資料 3-2-6】	大阪成蹊大学ホームページ 教育課程概念図、カリキュラムマップ https://univ.osaka-seikei.jp/department/curriculum/	
【資料 3-2-7】	入学準備プログラム案内	
【資料 3-2-8】	『2024 年度シラバス作成の手引き』	
【資料 3-2-9】	2024 年度シラバス作成スケジュール・チェック体制	
【資料 3-2-10】	大阪成蹊大学履修規程第 8 条	資料 3-1-14 と同じ
【資料 3-2-11】	大阪成蹊大学大学院教育学研究科履修規程第 8 条	
【資料 3-2-12】	シラバス 2024（大学共通科目）	資料 F-12④と同じ
【資料 3-2-13】	大学共通教育委員会規程	
【資料 3-2-14】	『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P119	資料 F-2 と同じ
【資料 3-2-15】	大阪成蹊大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 4-2-9 と同じ
【資料 3-2-16】	大阪成蹊大学経営学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 4-2-10 と同じ

大阪成蹊大学

【資料 3-2-17】	大阪成蹊大学芸術学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	資料 4-2-11 と同じ
【資料 3-2-18】	大阪成蹊大学教育学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	資料 4-2-12 と同じ
【資料 3-2-19】	大阪成蹊大学国際観光学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	資料 4-2-13 と同じ
【資料 3-2-20】	大阪成蹊大学データサイエンス学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	資料 4-2-14 と同じ
【資料 3-2-21】	大阪成蹊大学看護学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	資料 4-2-15 と同じ
【資料 3-2-22】	令和 5 年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書	資料 5-3-5、資料 6-2-4 資料 6-3-1 と同じ
【資料 3-2-23】	アクティブラーニングハンドブック改訂版	資料 4-2-20 と同じ
【資料 3-2-24】	『Academic Handbook2024』 P20、21	資料 2-5-3、資料 3-1-9 と同じ
【資料 3-2-25】	大阪成蹊学園 2023 年度音楽教育業務実績報告書	
【資料 3-2-26】	大阪成蹊大学大学院 FD 委員会規程	資料 4-2-22 と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	『履修ガイド 2024 (経営学部・国際観光学部・芸術学部・教育学部)』 巻頭、P19-24、49-51、61-65、81-83	資料 F-12①と同じ
【資料 3-3-2】	『履修ガイド 2024 (データサイエンス学部・看護学部)』巻頭、P19-21、29-30	資料 F-12②と同じ
【資料 3-3-3】	大阪成蹊大学ホームページ 教育研究上の目的と 3 つのポリシー http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 経営学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/management/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 芸術学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/art/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 教育学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/education/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 国際観光学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/global/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ データサイエンス学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/data_science/policy/ 大阪成蹊大学ホームページ 看護学部 3 つのポリシー https://univ.osaka-seikei.jp/department/nursing/policy/	資料 F-13 と同じ
【資料 3-3-4】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-5】	授業評価アンケート結果分析 (2023 年度前期)	資料 2-6-1、資料 4-2-18 資料 6-2-8 と同じ
【資料 3-3-6】	令和 5 年度 後期 授業実施報告書 (様式)	
【資料 3-3-7】	『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』	資料 2-5-20、資料 2-6-3 資料 4-4-2、資料 6-2-6 と同じ
【資料 3-3-8】	2023 年度 PROG テスト結果について	資料 6-2-5 と同じ
【資料 3-3-9】	経営学部学修ポートフォリオ記入の手引き	
【資料 3-3-10】	芸術学部・学修到達度中間評価報告 (芸術学部 FD 研修資料)	
【資料 3-3-11】	教職履修カルテ	
【資料 3-3-12】	卒業研究ガイドライン (経営学部、教育学部)	資料 3-1-15 と同じ
【資料 3-3-13】	卒業時アンケート結果 (2024. 3 卒生)	資料 2-3-8、資料 6-2-7 と同じ
【資料 3-3-14】	卒業生の評価調査票 (様式)	
【資料 3-3-15】	大阪成蹊大学ホームページ 卒業生への就職先アンケート https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/pdf/2-2-02.pdf?ver=240401	
【資料 3-3-16】	『大学院要覧 2024』 P10、13、42	資料 F-12③と同じ
【資料 3-3-17】	大阪成蹊大学ホームページ 大学院教育学研究科 3 つのポリシー	資料 F-13 と同じ

	https://univ.osaka-seikei.jp/department/graduate/policy/	
--	---	--

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪成蹊学園組織規程第 15 条、第 59 条、第 60 条	資料 1-2-17、資料 5-1-2 資料 6-2-3 と同じ
【資料 4-1-2】	大阪成蹊大学評議会規程第 2 条、第 3 条	
【資料 4-1-3】	大阪成蹊大学運営協議会規程	
【資料 4-1-4】	大阪成蹊大学教授会規程第 2 条～第 4 条、第 7 条	
【資料 4-1-5】	学校法人大阪成蹊学園寄附行為 第 6 条の 2	資料 F-1 と同じ
【資料 4-1-6】	大阪成蹊大学学則第 8 条～第 10 条	資料 F-3①と同じ
【資料 4-1-7】	学長裁定「副学長の役割と選出方法に係る定め」	
【資料 4-1-8】	大阪成蹊大学大学院学則第 8 条	資料 F-3②と同じ
【資料 4-1-9】	学長裁定「教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」	
【資料 4-1-10】	大阪成蹊大学大学院研究科委員会規程第 3 条	
【資料 4-1-11】	学長裁定「教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」	
【資料 4-1-12】	令和 6 年度教学改革会議プロジェクトメンバー及び報告スケジュール	資料 5-3-4 と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	エビデンス集データ編 共通基礎様式 1 (教員数)	データ編
【資料 4-2-2】	大阪成蹊学園教職員採用規程	
【資料 4-2-3】	大阪成蹊学園大学教員資格審査等委員会規程	
【資料 4-2-4】	大阪成蹊学園大学教員採用における業績等評価の審査について	
【資料 4-2-5】	大阪成蹊学園教員評価基本方針	
【資料 4-2-6】	大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針	
【資料 4-2-7】	大阪成蹊学園教員評価実施要領	資料 6-1-4 と同じ
【資料 4-2-8】	大阪成蹊学園大学教員任期に関する規程	
【資料 4-2-9】	大阪成蹊大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-15 と同じ
【資料 4-2-10】	大阪成蹊大学経営学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-16 と同じ
【資料 4-2-11】	大阪成蹊大学芸術学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-17 と同じ
【資料 4-2-12】	大阪成蹊大学教育学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-18 と同じ
【資料 4-2-13】	大阪成蹊大学国際観光学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-19 と同じ
【資料 4-2-14】	大阪成蹊大学データサイエンス学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-20 と同じ
【資料 4-2-15】	大阪成蹊大学看護学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	資料 3-2-21 と同じ
【資料 4-2-16】	令和 5 年度 FD 研修会実施状況一覧	
【資料 4-2-17】	令和 6 年度 FD 研修会実施計画一覧	
【資料 4-2-18】	授業評価アンケート結果分析 (2023 年度前期)	資料 2-6-1、資料 3-3-5 資料 6-2-8 と同じ
【資料 4-2-19】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学授業実践等に関する表彰規程	
【資料 4-2-20】	アクティブラーニングハンドブック改訂版	資料 3-2-23 と同じ
【資料 4-2-21】	ティーチングポートフォリオ (様式)	

大阪成蹊大学

【資料 4-2-22】	大阪成蹊大学大学院 FD 委員会規程	資料 3-2-26 と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 5 年度 SD 実施結果・令和 6 年度 SD 実施計画について	
【資料 4-3-2】	経営会議議事録（令和 6 年 3 月 14 日）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大阪成蹊学園就業規則第 11 条	資料 5-1-4 と同じ
【資料 4-4-2】	『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』	資料 2-5-20、資料 2-6-3 資料 3-3-7、資料 6-2-6 と同じ
【資料 4-4-3】	大阪成蹊大学における外部資金等に係る間接経費の取扱い方針	
【資料 4-4-4】	大阪成蹊大学ホームページ 令和 5 年度外部資金獲得状況報告 https://univ.osaka-seikei.jp/education/fundraising/	
【資料 4-4-5】	大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程	資料 5-1-6 と同じ
【資料 4-4-6】	大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-7】	大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-8】	学生による「人を対象とする研究」における研究倫理審査のガイドライン	
【資料 4-4-9】	大阪成蹊大学教員研究費取扱規程	
【資料 4-4-10】	大阪成蹊大学共同研究審査委員会規程	
【資料 4-4-11】	大阪成蹊大学学部共同研究審査委員会規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人大阪成蹊学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 5-1-2】	大阪成蹊学園組織規程	資料 1-2-17、資料 4-1-1 資料 6-2-3 と同じ
【資料 5-1-3】	大阪成蹊学園職務権限規程	資料 5-5-1 と同じ
【資料 5-1-4】	大阪成蹊学園就業規則	資料 4-4-1 と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人大阪成蹊学園経理規程	資料 5-5-2 と同じ
【資料 5-1-6】	大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程	資料 4-4-5 と同じ
【資料 5-1-7】	大阪成蹊大学における研究活動に係る行動規範	
【資料 5-1-8】	大阪成蹊大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程	
【資料 5-1-9】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-10】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 事象別危機管理マニュアル	
【資料 5-1-11】	令和 5 年度消防避難訓練実施報告	資料 2-5-17 と同じ
【資料 5-1-12】	令和 5 年度緊急地震速報訓練実施報告	資料 2-5-18 と同じ
【資料 5-1-13】	令和 6 年度安否確認訓練実施報告	資料 2-5-19 と同じ
【資料 5-1-14】	令和 5 年度パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト概要	資料 2-4-3 と同じ
【資料 5-1-15】	大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程	資料 2-4-24 と同じ
【資料 5-1-16】	大阪成蹊大学におけるハラスメント防止等に関する運用規程	
【資料 5-1-17】	学校法人大阪成蹊学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-18】	学校法人大阪成蹊学園衛生委員会規程	
【資料 5-1-19】	『学生生活サポートブック』	資料 2-4-16 と同じ
【資料 5-1-20】	『大阪成蹊大学 CAMPUS GUIDE BOOK2024』 P91	資料 F-5① と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	大阪成蹊学園理事会運営内規	資料 1-2-1、資料 5-3-1 と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人大阪成蹊学園寄附行為	資料 F-1 と同じ

大阪成蹊大学

【資料 5-2-3】	大阪成蹊学園常任理事会規程	資料 1-2-2 と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	大阪成蹊学園理事会運営内規	資料 1-2-1、資料 5-2-1 と同じ
【資料 5-3-2】	大阪成蹊学園経営会議規程	資料 1-2-3 と同じ
【資料 5-3-3】	教学改革 FSD 会議規程	資料 1-2-4、資料 6-1-3 と同じ
【資料 5-3-4】	令和 6 年度教学改革会議プロジェクトメンバー及び報告スケジュール	資料 4-1-12 と同じ
【資料 5-3-5】	令和 5 年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書	資料 3-2-22、資料 6-2-4 資料 6-3-1 と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人大阪成蹊学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 5-3-7】	大阪成蹊学園役員名簿（理事、監事、評議員）	資料 F-10① と同じ
【資料 5-3-8】	大阪成蹊学園理事会、評議員会開催状況	資料 F-10② と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	大阪成蹊学園 令和 6 年度事業計画	資料 F-6① と同じ
【資料 5-4-2】	大阪成蹊学園 令和 6 年度長期経営計画	資料 F-6② と同じ
【資料 5-4-3】	大阪成蹊学園 令和 5 年度決算書	資料 F-11① と同じ
【資料 5-4-4】	大阪成蹊学園資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	大阪成蹊学園職務権限規程	資料 5-1-3 と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人大阪成蹊学園経理規程	資料 5-1-5 と同じ
【資料 5-5-3】	大阪成蹊学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-4】	学校会計以外の取り扱いを許可する収支に関する規程	
【資料 5-5-5】	学校法人大阪成蹊学園預り金取り扱い規程	
【資料 5-5-6】	監事監査報告書（令和元～5 年度）	資料 F-11② と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程	資料 6-2-2 と同じ
【資料 6-1-2】	大阪成蹊大学自己点検・評価体制図	
【資料 6-1-3】	教学改革 FSD 会議規程	資料 1-2-4、資料 5-3-3 と同じ
【資料 6-1-4】	大阪成蹊学園教員評価実施要領	資料 4-2-7 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大阪成蹊大学学則第 2 条	資料 F-3① と同じ
【資料 6-2-2】	大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程	資料 6-1-1 と同じ
【資料 6-2-3】	大阪成蹊学園組織規程第 15 条	資料 1-2-17、資料 4-1-1 資料 5-1-2 と同じ
【資料 6-2-4】	令和 5 年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書	資料 3-2-22、資料 5-3-5 資料 6-3-1 と同じ
【資料 6-2-5】	2023 年度 PROG テスト結果について	資料 3-3-8 と同じ
【資料 6-2-6】	『2023 年度学生生活調査アンケート報告書』	資料 2-5-20、資料 2-6-3 資料 3-3-7、資料 4-4-2 と同じ
【資料 6-2-7】	卒業時アンケート結果（2024.3 卒生）	資料 2-3-8、資料 3-3-13 と同じ
【資料 6-2-8】	授業評価アンケート結果分析（2023 年度前期）	資料 2-6-1、資料 3-3-5 資料 4-2-18 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 5 年度教学改革 FSD 会議プロジェクト報告書	資料 3-2-22、資料 5-3-5 資料 6-2-4 と同じ
【資料 6-3-2】	自己点検・評価への学生の参画について	資料 2-6-4 と同じ
【資料 6-3-3】	大学自己点検・評価活動へのご協力をお願い	資料 2-6-5 と同じ
【資料 6-3-4】	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学運営諮問会議規程	

基準 A. 大学が有する物的・人的資源と社会への提供

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

大阪成蹊大学

A-1. 大学と地域社会との協力関係の構築・実施		
【資料 A-1-1】	自治体との連携協定締結先一覧	
【資料 A-1-2】	2023 年度学外連携学修報告書	資料 A-3-1 と同じ
A-2. 公開講座、イベント等の社会への提供・実施		
【資料 A-2-1】	『未来展望セミナー2023』	
【資料 A-2-2】	データサイエンスシンポジウムチラシ	
【資料 A-2-3】	大阪成蹊大学ホームページ 「3 大学データサイエンスシンポジウム-データサイエンス系学部の実状と展望-」を開催 (8/2) https://univ.osaka-seikei.jp/news/1969	
【資料 A-2-4】	『第 14 回大阪成蹊全国アート&デザインコンペション』	
A-3. 大学と企業・団体との協力関係の構築・実施		
【資料 A-3-1】	2023 年度学外連携学修報告書	資料 A-1-2 と同じ
【資料 A-3-2】	『教育に本気の大学 学生の成長に本気の大学』 P8	資料 1-1-11 と同じ
B-1. 大学と併設高等学校との協力関係の構築・実施		
【資料 B-1-1】	2024 年度総合キャリアコース学園内連携授業実施スケジュール	
B-2. 外部の高等学校への高大連携授業の提供・実施		
【資料 B-2-1】	『CAREER DESIGN PROGRAM 2023』	
C-1. 国際交流の推進		
【資料 C-1-1】	『大阪成蹊大学大学案内 2025』 P123-124	資料 F-2 と同じ
【資料 C-1-2】	2023 年度大阪成蹊大学グローバル・アクティブラーニング一覧	
【資料 C-1-3】	2023 年度国際交流事業実績 (大学)	
【資料 C-1-4】	2023 年度国際観光学部・国際観光ビジネス学科短期研修・長期留学状況	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。